

第4次

# いーとこ

定住自立圏共生ビジョン

いなべ とういん こもの



いなべ市・東員町・菰野町

令和7～11年度

# 目 次

## 第1章 定住自立圏及び市町の名称

1	定住自立圏の名称	1
2	圏域を構成する市町の名称	1
3	圏域を構成する市町の概要	2

## 第2章 定住自立圏構想の概要及び定住自立圏共生ビジョンの目的・期間

1	定住自立圏構想の概要	4
2	定住自立圏共生ビジョンの目的	4
3	定住自立圏共生ビジョンの期間	4

## 第3章 定住自立圏の現状

1	定住自立圏の地理的状況	5
2	圏域の状況	
(1)	面積	6
(2)	人口推移	6
(3)	年齢3区分人口推移	7
(4)	圏域の人口分布図	8
(5)	人口動態	8
(6)	昼夜間人口比率	9
(7)	通学・通勤	10
(8)	医療	11
	ア 医療施設数・薬局数	
	イ 医療関係者数	
(9)	福祉	12
(10)	公共施設数	13
(11)	産業	
	ア 第1次産業	14
	イ 第2次産業	16
	ウ 第3次産業	17

## 第4章 定住自立圏の将来像

1	定住自立圏の目指すべき将来像	18
2	圏域の将来人口目標	18
3	圏域の可能性	20

## 第5章 課題解決に向けた基本方針

1 定住自立圏構想の推進	21
2 SDGsの推進	22

## 第6章 定住自立圏の形成に関する協定内容

1 いなべ市と東員町との協定内容	23
2 いなべ市と菰野町との協定内容	24

## 第7章 連携する具体的な事項

1 連携する具体的な事項	25
2 連携する施策に対する施策指標	29
3 具体的取組	31

## 策定経過資料 第4次定住自立圏共生ビジョン策定に当たっての意見

座長からの主な意見	81
医療	82
福祉	83
教育	89
産業振興	90
環境	91
地域公共交通	92
道路等の交通インフラ整備	94
生産者・消費者の連携による地産地消	95
地域内外の住民との交流・移住促進	96
上記のほか、結びつきやネットワークに係る取組	97
圏域内市町の職員等の交流	101

## 附属資料

定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱	102
定住自立圏共生ビジョン懇談会の会議に関する指針	103
定住自立圏の取組経緯	104
第4次定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿	108

# 第1章

## 定住自立圏及び市町の名称

### 1 定住自立圏の名称

いーとこ（いなべ・東員・菰野）定住自立圏

いなべ市・東員（とういん）町・菰野（こもの）町の頭文字から圏域名称としました。

い・と・こ → いとこ関係のような仲良さ

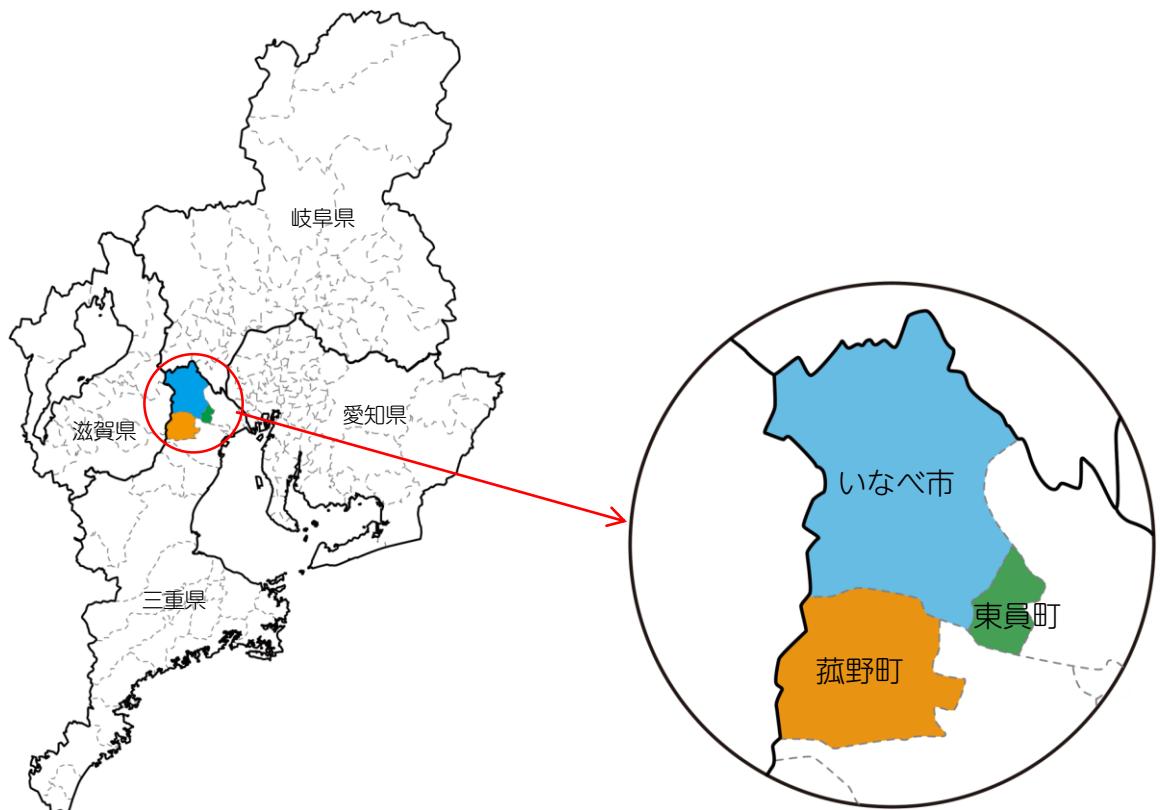
+

いいところ → 住みやすい地域

= いーとこ

### 2 圏域を構成する市町の名称

いなべ市（中心市）、東員町、菰野町



### 3 圏域を構成する市町の概要

いなべ市	所在地	URL		
	三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地	<a href="https://www.city.inabe.mie.jp/">https://www.city.inabe.mie.jp/</a>		
	 庁舎とにぎわいの森	 Nordisk Hygge Circles UGAKI	 梅林公園	 ツアー・オブ・ジャパン
概要		<p>いなべ市は、平成15年12月、旧北勢町、旧員弁町、旧大安町、旧藤原町が合併して誕生しました。北部は岐阜県、西部は滋賀県と隣接している三重県最北端の市で、西に鈴鹿山脈の頂きが広がり、中央には員弁川が流れ、豊かな緑に包まれた住みやすく活力のあるまちです。昭和50年代以降は、自動車関連企業が進出し活力あるまちとして発展を続けています。</p> <p>平成27年から国内最大級の自転車レース「ツアーオブジャパン」を開催し、サイクルツーリズムの取組を行っています。令和元年には新庁舎とまちづくりの拠点施設「にぎわいの森」が完成し、全国で6番目にフェアトレードタウンにも認定され、令和2年には、SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業に選定されました。令和9年には東海環状自動車道が全線開通するため、更なる発展が期待されます。</p>		
PR SPOT	藤原岳、竜ヶ岳、にぎわいの森、青川峡キャンピングパーク、やまでらす、Nordisk Hygge Circles UGAKI、いなべ市農業公園(梅林公園)			

東員町	所在地	URL		
	三重県員弁郡東員町大字山田1600番地	<a href="https://www.town.toin.lg.jp/">https://www.town.toin.lg.jp/</a>		
	 中部公園	 こども歌舞伎	 コスモス畑	 LA・PITA東員スタジアム
概要		<p>東員町は、西部にいなべ市、東部に桑名市、南部に四日市市が隣接し、東西5km南北7.3km、面積22.68km<sup>2</sup>のコンパクトな町です。名古屋から30km圏内に位置し、名古屋駅まで車で40分、電車で50分ほどです。町の中央を横断するローカル鉄道の三岐鉄道北勢線と三重交通のバスがいなべ市と桑名市を繋いでいます。町の中心エリアには14.5haの大きなシンボルパーク中部公園やサッカー観戦ができるスタジアム、こども歌舞伎やミュージカルなど文化イベントが楽しめる総合文化センターがあります。秋には、このエリアの転作田を利用したコスモス畑が人気で町内外から多くの人々が訪れます。</p>		
PR SPOT	中部公園、LA・PITA東員スタジアム、コスモス畑			

菰野町	所在地	URL		
	三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地	<a href="https://www2.town.komono.mie.jp/">https://www2.town.komono.mie.jp/</a>		
	 御在所ロープウェイ	 湯の山温泉僧兵まつり	 足湯列車「つどい」	 ONSENガストロノミー ウォーキング
菰野町は、西は滋賀県、北はいなべ市、東と南は四日市市に接する面積107.28km <sup>2</sup> の町です。				
概要			平成31年に新名神高速道路の三重県内区間が全通し、町内にインターチェンジが設置されました。町の南北軸の道路として国道306号と県道140号（ミルクロード）が、東西軸の道路として国道477号、鉄道は近鉄湯の山線が通り、菰野町と近隣市町を結んでいます。	
PR SPOT			鈴鹿山脈の主峰である御在所岳とその麓の湯の山温泉など、当町へ年間約190万人（令和5年）の観光客が訪れます。全国で唯一走行する列車内で天然温泉の足湯に入浴できる足湯列車「つどい」を近畿日本鉄道と共同運行したり、湯の山温泉街を巡りながら、当町の豊かな食材と温泉を楽しむことができる「ONSENガストロノミーウォーキング」を開催したりするなど、新たな観光の取組を進めています。	

## 第2章

# 定住自立圏構想の概要及び 定住自立圏共生ビジョンの目的・期間

### 1 定住自立圏構想の概要

わが国は、総人口の減少及び少子高齢化が進行しています。それは、三大都市圏でも同様ですが、特に地方においては、大幅な人口減少と急速な少子高齢化が見込まれています。

このような状況を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められています。

市町村の主体的取組として「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策です。

定住自立圏構想は、平成21年4月から全国展開し、現在、各地で取組が進んでいます。

### 2 定住自立圏共生ビジョンの目的

第4次いーとこ定住自立圏共生ビジョン（以下「本共生ビジョン」という。）は、定住に必要な都市機能及び生活機能の確保・充実を図るとともに、自立に必要な経済基盤の整備を促進することにより、魅力あふれる定住自立圏を形成するため、中長期的な観点からいーとこ（いなべ・東員・菰野）定住自立圏が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的な取組を示すものです。

### 3 定住自立圏共生ビジョンの期間

本共生ビジョンで示す将来像の実現に向けた具体的な取組の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、毎年度所要の見直しを行います。

# 第3章

## 定住自立圏の現状

### 1 定住自立圏の地理的状況

本圏域は、三重県北部に位置し、鈴鹿山脈と養老山地の間に流れる員弁川、朝明川、三滝川等の上中流域にあって、豊かな自然と緑あふれる田園地帯が広がる地域です。

古くから近鉄線、三岐線など鉄道路線が敷設され、旅客のみならず産業利用も進んでいます。

また、平成23年の国道421号石榑トンネル開通後、東海環状自動車道では平成28年に東員IC、平成31年に大安ICの供用が開始され、同年には新名神高速道路の県内区間が全線開通し、菰野ICの供用が開始されました。令和9年には東海環状自動車道が全線開通します。本圏域は、東海圏と関西圏の結節点に位置することから、自動車関連企業をはじめ、様々な企業が立地しています。



## 2 圏域の状況

### (1) 面 積

[単位 : km<sup>2</sup>]

市・町	面 積	圏域合計
いなべ市	219.83	349.79
東員町	22.68	
菰野町	107.28	

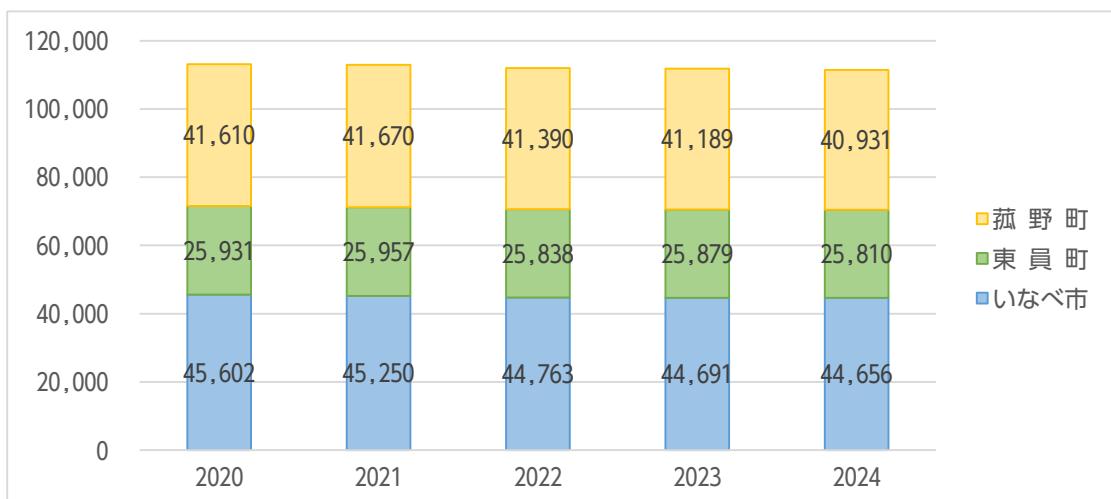
[出典：各市町ホームページ]

### (2) 人口推移

[単位 : 人]

年	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
いなべ市	45,602	45,250	44,763	44,691	44,656
東員町	25,931	25,957	25,838	25,879	25,810
菰野町	41,610	41,670	41,390	41,189	40,931
合 計	113,143	112,877	111,991	111,759	111,397

[出典：住民基本台帳人口（※基準日：3月31日）]



## (3) 年齢3区分人口推移

【いなべ市】

[単位：人]

年	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
年少人口	8,144	7,832	7,286	6,834	6,345	5,856	5,485
生産年齢人口	28,841	29,795	29,428	29,951	29,043	27,858	27,143
老年人口	6,897	8,118	8,916	9,661	10,282	11,575	12,345

【東員町】

[単位：人]

年	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
年少人口	6,246	5,065	3,920	3,397	3,373	3,374	3,520
生産年齢人口	16,984	18,302	18,904	18,307	16,946	14,704	14,253
老年人口	2,217	2,851	3,481	4,171	5,289	6,967	8,011

【菰野町】

[単位：人]

年	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
年少人口	5,806	5,966	6,387	6,245	6,123	5,789	5,600
生産年齢人口	22,047	23,577	24,861	24,789	24,553	24,067	24,233
老年人口	4,407	5,574	6,694	7,869	9,051	10,187	10,726

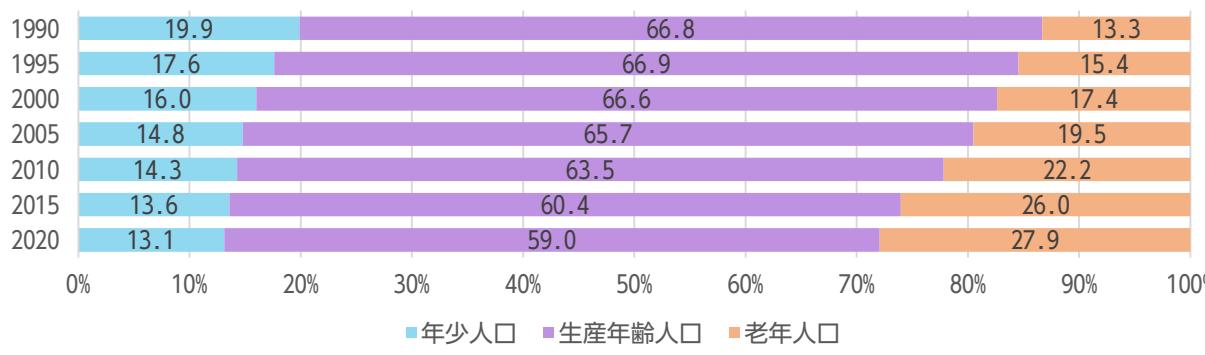
■年少人口：0～14歳 ■生産年齢人口：15～64歳 ■老年人口：65歳以上

[出典：総務省統計局（国勢調査）]

## 【圏域の年齢3区分人口推移】



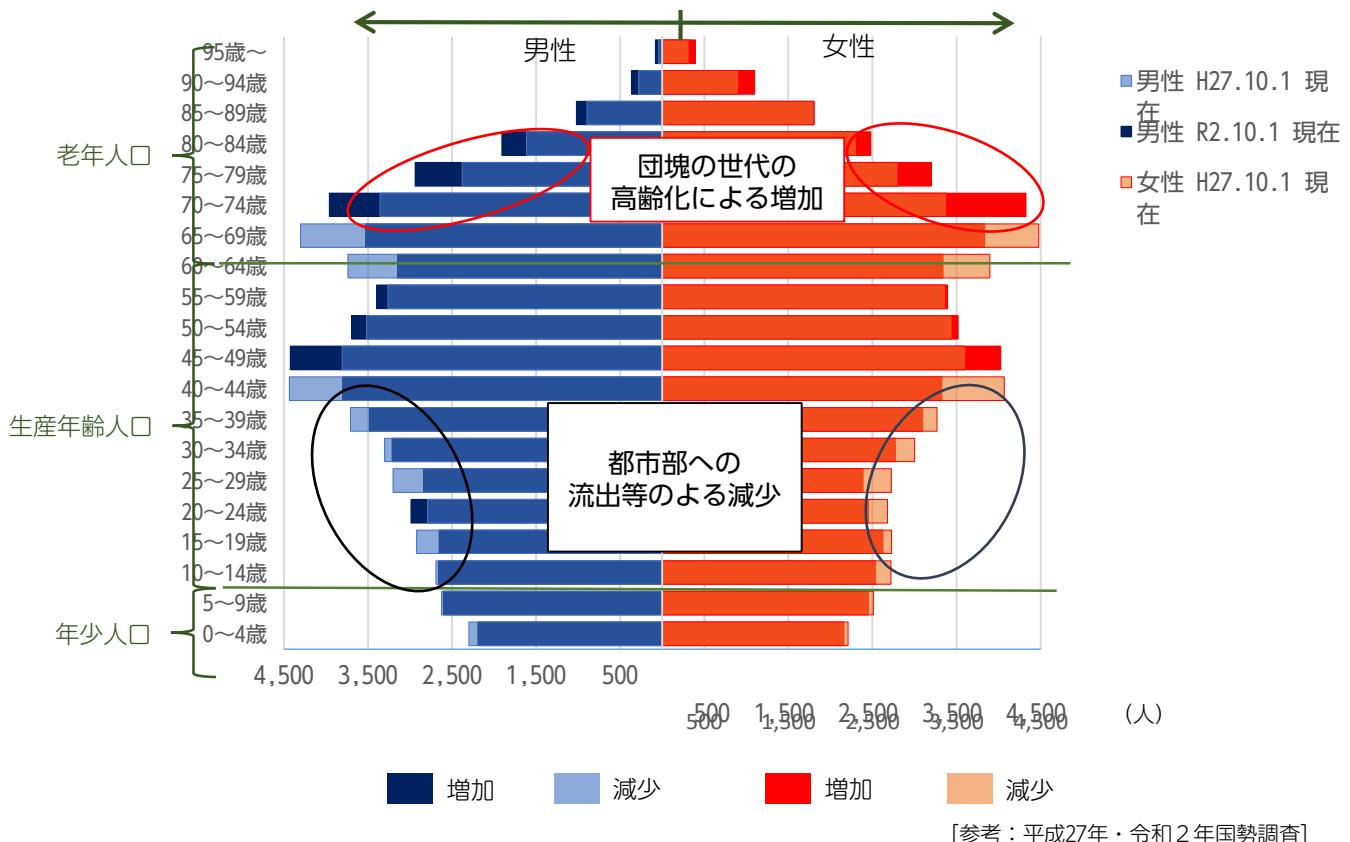
## 【圏域の年齢3区分人口割合の推移】



## (4) 圏域の人口分布図

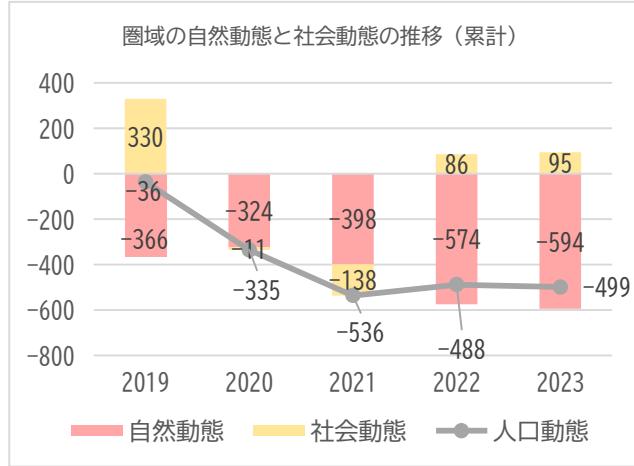
本圏域におけるそれぞれの区分ごとに比較

※対象年度は平成27年度と令和2年度（基準日：各年の10月1日）



## (5) 人口動態

圏域の自然動態と社会動態の推移（累計）



### ①自然動態

一貫してマイナスで推移しています。

### ②社会動態

2020年度・2021年度はコロナウイルス感染症の影響により、マイナスとなりました。

※社会動態は景気に左右されます。

【圏域の自然動態と社会動態（単年度）】

年区分	自然動態	社会動態	人口動態
2019	-366	330	-36
2020	-324	-11	-335
2021	-398	-138	-536
2022	-574	86	-488
2023	-594	95	-499

参考：住民基本台帳（※基準日10月1日）

### 「人口動態」

- A. 自然動態・・・一定の期間における出生・死亡に伴う人口の動きを示します。
- B. 社会動態・・・一定の期間における転入・転出に伴う人口の動きを示します。

## (6) 昼夜間人口比率

【 いなべ市 】

[単位：人]

年	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
昼間人口	41,286	45,101	45,219	49,070	48,517	49,708	49,654
夜間人口	43,882	45,745	45,630	46,446	45,684	45,815	44,973
比率 (%)	94.1	98.6	99.1	105.6	106.2	108.5	110.4

【 東員町 】

[単位：人]

年	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
昼間人口	18,845	19,192	19,729	19,880	20,537	22,030	22,435
夜間人口	25,447	26,218	26,305	25,897	25,661	25,344	25,784
比率 (%)	74.1	73.2	75.0	76.8	80.0	86.9	87.0

【 茷野町 】

[単位：人]

年	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
昼間人口	26,512	29,527	32,086	33,566	34,216	34,270	34,317
夜間人口	32,260	35,117	37,972	38,986	39,978	40,210	40,559
比率 (%)	82.2	84.1	84.5	86.3	85.6	85.2	84.6

[出典：総務省統計局（国勢調査）]

## (7) 通勤・通学

[単位：人]

市・町	総数 (夜間人口)	従業も通学も していない
いなべ市	44,973	13,384
東員町	25,784	8,998
菰野町	40,559	12,538

市・町	自市町			他市区町村		
		自宅で従業	自宅外の自市町 で従業・通学		県内他市町	他県に 従業・通学
いなべ市	18,671	1,972	16,699	9,364	7,773	1,355
東員町	6,253	775	5,478	8,941	7,233	1,565
菰野町	12,048	1,724	10,324	12,228	10,995	1,009

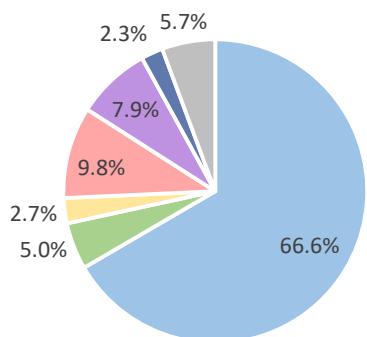
## 通勤・通学先の割合

[単位：%]

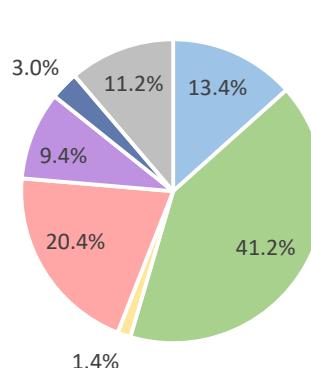
市・町	いなべ市	東員町	菰野町	桑名市	四日市市	その他 (県内)	その他 (県外)
いなべ市	66.6	5.0	2.7	9.8	7.9	2.3	5.7
東員町	13.4	41.2	1.4	20.4	9.4	3.0	11.2
菰野町	7.8	1.3	49.6	2.9	27.5	5.8	5.1

[出典：総務省統計局（令和2年国勢調査）]

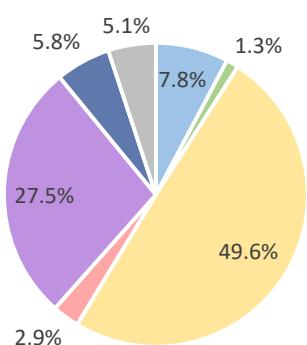
## いなべ市



## 東員町



## 菰野町



■ いなべ市 ■ 東員町 ■ 菰野町 ■ 桑名市 ■ 四日市市 ■ その他県内 ■ 県外

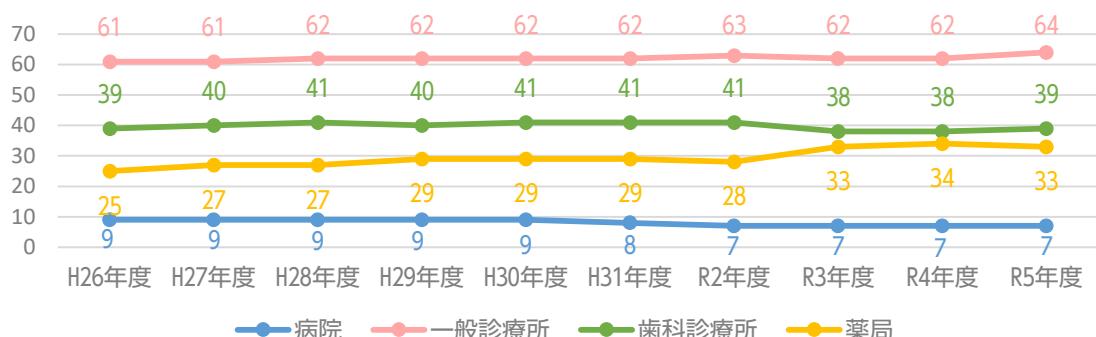
## (8) 医療

## ア 医療施設数・薬局数

[単位：院、所]

市・町	病院	一般診療所	歯科診療所	薬局
いなべ市	4	24	16	13
東員町	2	17	10	9
菰野町	1	23	13	11
合 計	7	64	39	33

[出典：三重県戦略企画部統計課（令和5年刊三重県統計書）]

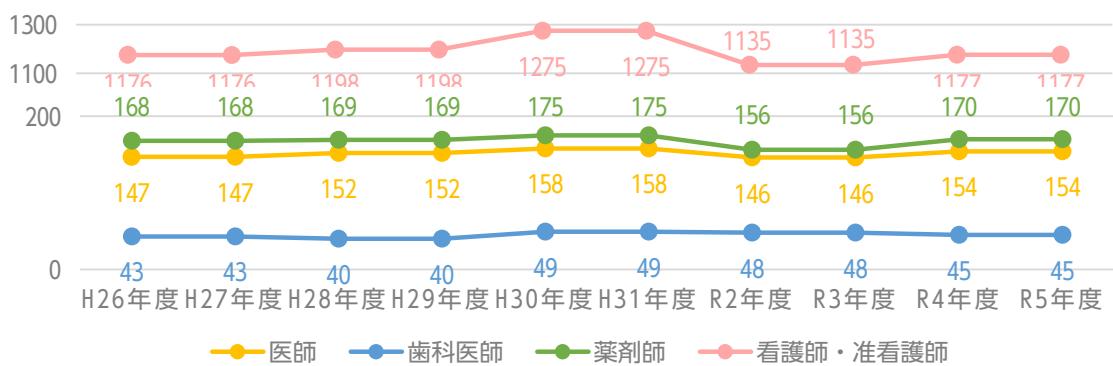


## イ 医療関係者数

[単位：人]

市・町	医師	歯科医師	薬剤師	看護師 准看護師
いなべ市	76	17	72	500
東員町	28	12	44	318
菰野町	50	16	54	359
合 計	154	45	170	1,177

[出典：三重県戦略企画部統計課（令和5年刊三重県統計書）]



## (9) 福祉

[単位：所]

分類	施設の種類	いなべ市	東員町	菰野町
生活保護施設	救護施設	—	—	2
児童福祉施設	助産施設	1	—	—
	保育所	13	6	6
	認定こども園	—	—	4
老人福祉施設	養護老人ホーム	1	—	1
	特別養護老人ホーム	4	2	4
	軽費老人ホーム・ケアハウス	—	1	1
	老人福祉センター	1	—	1
	有料老人ホーム	6	6	—
	介護老人保健施設	2	—	3
	訪問看護ステーション	3	3	4
	認知症疾患医療センター	—	1	—
	認知症対応型共同生活介護	4	2	1
	生活介護（障害者支援施設）	—	—	2
障害者福祉施設	施設入所支援	—	—	2
	生活介護（障害者総合支援）	5	1	4
	共同生活援助	7	4	2
	自立訓練（生活訓練）	2	—	—
	就労移行支援	1	—	—
	就労継続支援（A型）	1	1	2
	就労継続支援（B型）	7	1	3
	児童発達支援	2	4	5
障害児通所支援施設	放課後等デイサービス	5	6	8

[出典：三重県健康福祉部福祉監査課（令和5年三重県社会福祉施設等名簿）]

## (10) 公共施設数

[単位：所]

分類	施設の種類		いなべ市	東員町	菰野町	
文化施設	公民館・類似施設	中央館	2	1	1	
		地区館	—	—	5	
		分館	—	1	1	
	図書館		4	1	1	
スポーツ施設	体育館		3	1	2	
	運動広場		8	2	2	
	道場	柔道場	2	—	—	
		剣道場	1	1	—	
	野球場		3	2	2	
	コート	テニスコート	2	2	1	
		ゲートボール場	1	—	—	
	プール	屋内	—	—	1	
		屋外	25m	1	—	
			50m	—	—	
	陸上競技場		—	1	1	
	トレーニング場		1	—	—	

施設名称	蔵書数 (冊)	貸出登録者数 (人)	貸出冊数 (冊)
いなべ市北勢図書館	64,898	6,236	62,292
いなべ市員弁図書館	17,186	3,154	29,675
いなべ市大安図書館	44,199	6,916	52,847
いなべ市藤原図書館	16,773	2,604	24,785
東員町立図書館	110,250	36,390	184,624
菰野町図書館	179,255	38,262	336,515

[出典：三重県戦略企画部統計課（令和5年刊三重県統計書）]

## (11) 産業

## ア 第1次産業

## 【 いなべ市 】

[単位：戸]

年	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
自給的農家	1,264	1,105	995	974	1,010	1,025	888
販売農家	3,450	4,089	2,453	1,643	1,314	961	650
専業農家	156	255	180	118	162	157	-
兼業農家	3,294	3,834	2,273	1,525	1,152	804	-
第1種兼業農家	100	146	63	122	90	362	-
第2種兼業農家	3,194	3,688	2,210	1,403	1,062	442	-
総農家数	4,714	5,194	3,448	2,617	2,324	1,986	1,538

## 【 東員町 】

[単位：戸]

年	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
自給的農家	247	219	192	268	233	186	175
販売農家	866	942	611	462	355	231	130
専業農家	22	51	35	49	49	35	-
兼業農家	844	891	576	413	306	196	-
第1種兼業農家	13	49	40	39	14	3	-
第2種兼業農家	831	842	536	374	292	193	-
総農家数	1,113	1,161	803	730	588	417	305

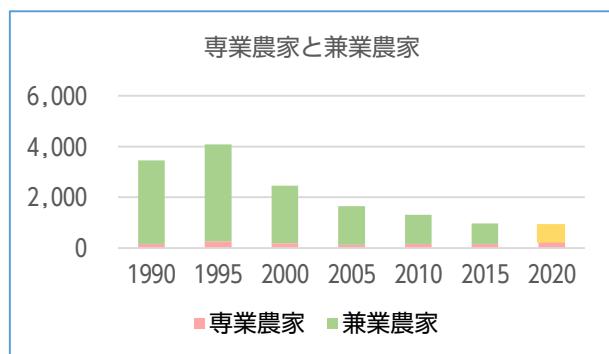
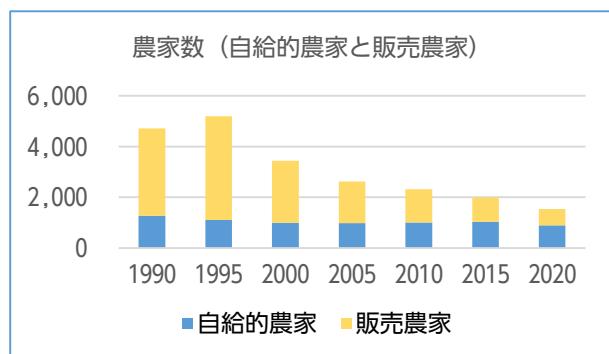
## 【 茚野町 】

[単位：戸]

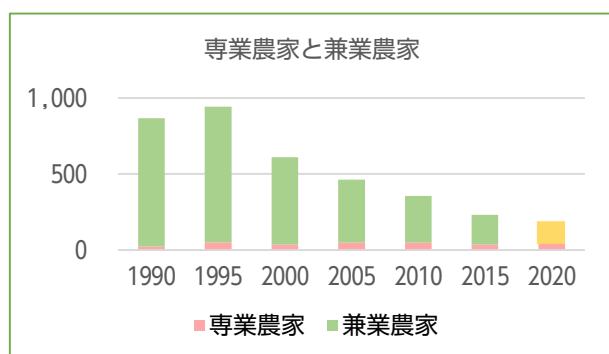
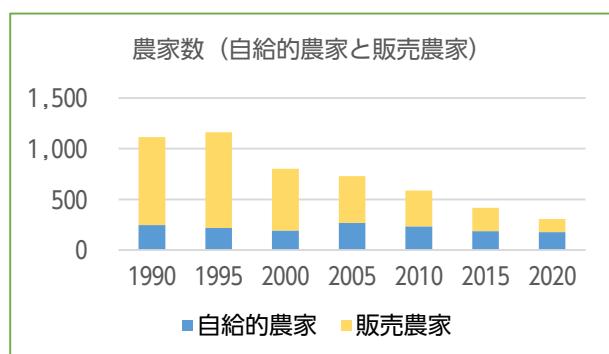
年	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
自給的農家	347	294	300	383	417	393	349
販売農家	1,822	1,853	1,359	1,036	762	575	408
専業農家	82	123	119	131	104	106	-
兼業農家	1,740	1,730	1,240	905	658	469	-
第1種兼業農家	69	126	60	80	57	226	-
第2種兼業農家	1,671	1,604	1,180	825	601	243	-
総農家数	2,169	2,147	1,659	1,419	1,179	968	757

[出典：農林水産省（農林業センサス）]

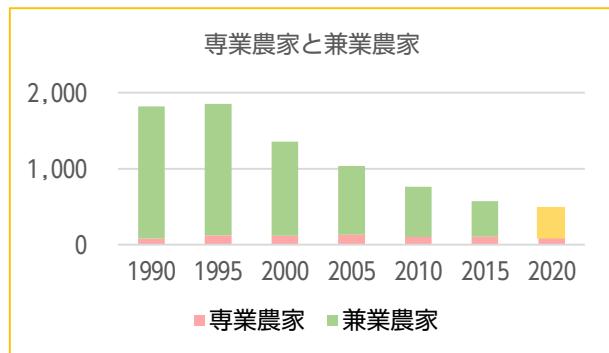
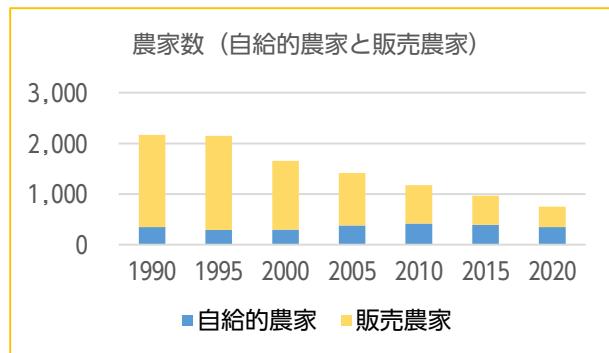
## 【 いなべ市 】



## 【 東員町 】

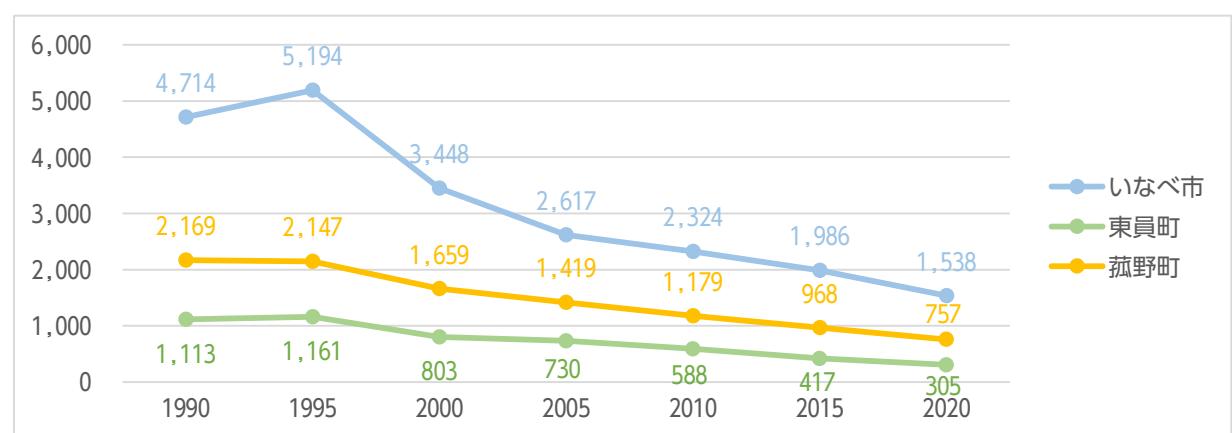


## 【 茚野町 】



※2020年は専業・兼業の調査がなくなったため、販売農家数を示しています。

## 【 総農家数 】



## イ 第2次産業

### 【 いなべ市 】

[単位：所、人、億円]

年	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)
事業所数	203	191	176	178	177	172	165	179	177
従業者数	16,170	15,560	16,382	17,169	18,140	18,339	19,097	19,501	18,537
製造品出荷額等	9,426	11,258	11,790	11,057	13,220	14,160	15,020	17,227	16,628

### 【 東員町 】

[単位：所、人、億円]

年	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)
事業所数	90	81	80	79	84	84	78	84	90
従業者数	4,647	4,155	4,296	3,853	4,595	4,812	4,791	4,711	5,075
製造品出荷額等	1,318	1,446	1,478	1,541	1,435	1,553	1,674	1,712	1,480

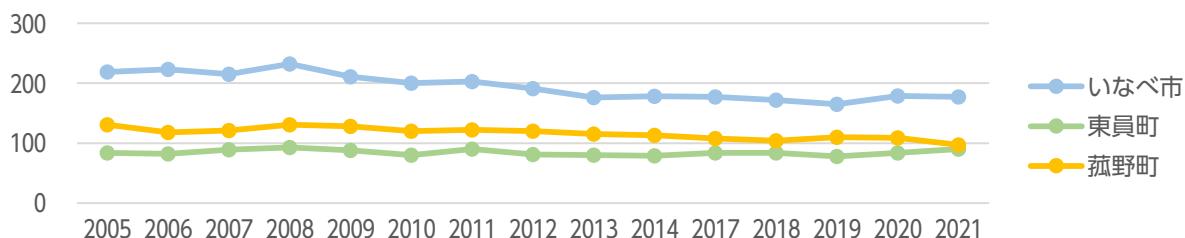
### 【 茚野町 】

[単位：所、人、億円]

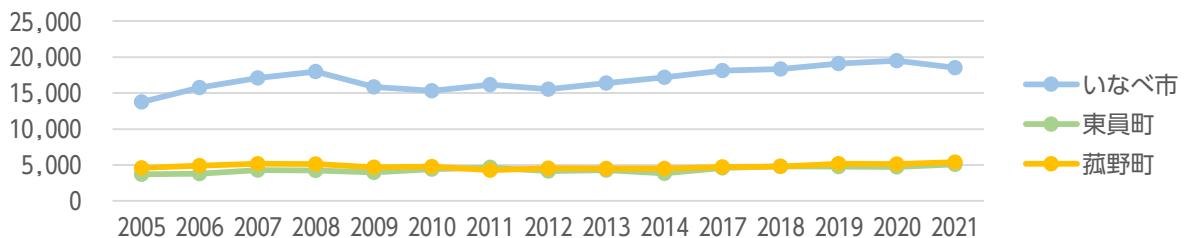
年	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)
事業所数	122	120	115	113	108	104	110	109	97
従業者数	4,280	4,557	4,523	4,500	4,741	4,774	5,154	5,116	5,390
製造品出荷額等	1,395	1,445	1,411	1,510	1,586	1,634	1,733	1,723	1,664

[出典：経済産業省（工業統計/R3～経済構造実態調査に統合）]

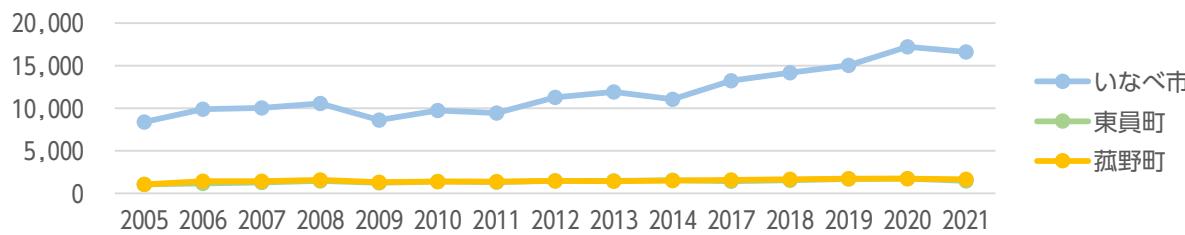
### 【 事業所数（単位：所）】



### 【 従業者数（単位：人）】



### 【 製造品出荷額等（単位：億円）】



## ウ 第3次産業

### 【 いなべ市 】

[単位：所、人、億円]

年	1991 (H3)	1994 (H6)	1997 (H9)	1999 (H11)	2002 (H14)	2004 (H16)	2007 (H19)	2014 (H26)	2016 (H28)	2021 (R3)
事業所数	624	631	562	513	447	419	397	336	330	324
従業者数	2,077	2,422	2,380	2,401	2,615	2,295	2,275	1,868	2,058	2,107
商品販売額	316	362	390	399	366	335	352	426	447	406

### 【 東員町 】

[単位：所、人、億円]

年	1991 (H3)	1994 (H6)	1997 (H9)	1999 (H11)	2002 (H14)	2004 (H16)	2007 (H19)	2014 (H26)	2016 (H28)	2021 (R3)
事業所数	175	186	193	208	192	184	171	175	210	192
従業者数	647	937	1,016	1,319	1,271	1,237	1,240	1,492	1,606	1,774
商品販売額	134	179	194	218	215	216	230	246	373	380

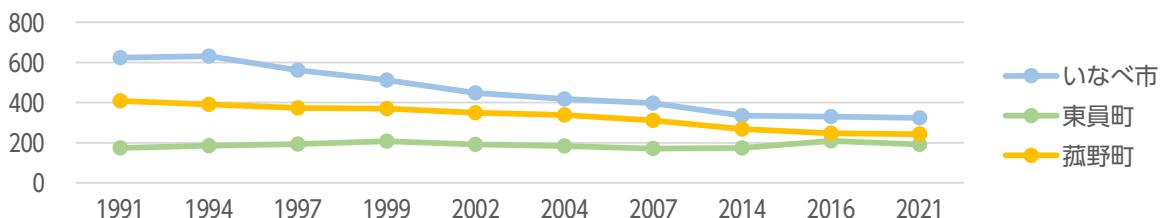
### 【 茜野町 】

[単位：所、人、億円]

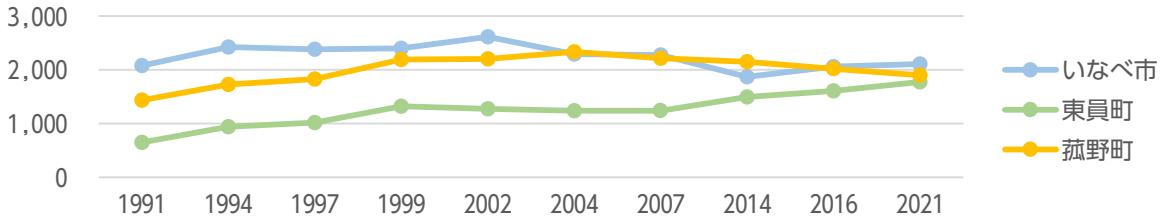
年	1991 (H3)	1994 (H6)	1997 (H9)	1999 (H11)	2002 (H14)	2004 (H16)	2007 (H19)	2014 (H26)	2016 (H28)	2021 (R3)
事業所数	408	391	374	371	349	338	312	269	248	243
従業者数	1,434	1,725	1,825	2,191	2,204	2,337	2,217	2,148	2,020	1,900
商品販売額	244	331	343	399	400	354	385	555	637	656

[出典：経済産業省（商業統計/H26～経済構造実態調査）]

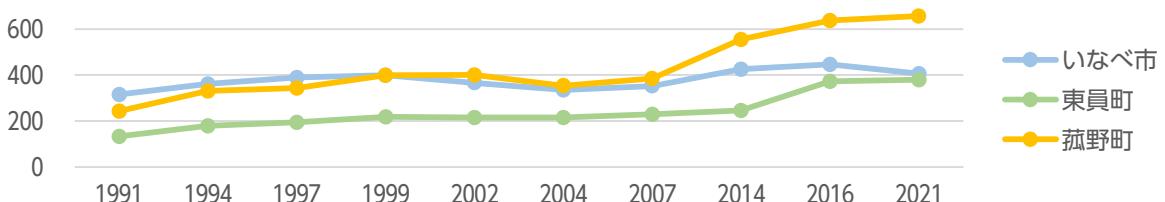
### 【 事業所数（単位：所）】



### 【 従業者数（単位：人）】



### 【 商品販売額（単位：億円）】



# 第4章

## 定住自立圏の将来像

### 1 定住自立圏構想の目指すべき将来像

「定住」のための暮らしに必要な諸機能を確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していくことが定住自立圏構想の基本理念です。

この構想により目指す本圏域の姿は、“いつまでも住み続けたい”、“住んでみたい”、“訪れてみたい”と思える地域です。

そこには、豊かな自然があり、自然と共生できるゆとりある空間が創出され、充実した医療体制を始めとする安心・安全を支える生活機能が整っています。そこでは、障がいや疾病の有無に関わらず、子どもから高齢者まで誰もが生きがいをもち、誰ひとり取り残すことなく、全ての住民が質の高い生活を送り、生き生きと輝く笑顔が地域に満ちあふれています。

また、SDGsの推進及び促進により、経済・社会・環境の三側面における自律的循環が形成され、圏域住民一人ひとりが認め合い支え合って暮らす、住民が主役のまちづくりが進められています。こうした互いを認め合う豊かな心が地域全体に醸成され、そこに住む人がその地を誇りに思い自信が持てる持続可能な地域となっています。

### 地域の誇りを共に感じるまち

### 2 圏域の将来人口目標

#### 人口推移

[単位：人]

市・町	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
いなべ市	45,630	46,446	45,684	45,815	44,608
東員町	26,305	25,897	25,661	25,344	25,860
菰野町	35,117	37,942	39,727	40,034	40,245
合 計	107,052	110,263	111,005	110,368	110,713

[出典：総務省統計局（国勢調査）]

[単位：人]

市・町	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
いなべ市	45,602	45,250	44,763	44,691	44,656
東員町	25,931	25,957	25,838	25,879	25,810
菰野町	41,610	41,670	41,476	41,189	40,931
合 計	113,143	112,877	112,077	111,759	111,397

[出典：住民基本台帳（※基準日3月31日）]

## 人口推計

[単位：人]

市・町	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)
いなべ市	44,973	43,768	42,547	41,159	39,575
東員町	25,784	26,121	25,369	24,393	23,223
菰野町	40,341	40,154	39,726	39,153	38,473
合 計	111,316	109,116	106,811	103,883	100,471

[出典：各市町人口ビジョン]

## 老人人口推計

[単位：人]

市・町	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)
いなべ市	12,345	12,506	12,810	13,040	13,487
東員町	8,011	8,307	8,185	7,803	7,727
菰野町	10,726	10,965	11,374	12,008	12,982
合 計	31,082	31,778	32,369	32,851	34,196

[出典：国立社会保障・人口問題研究所]

## 若年女性人口推計（20歳から39歳まで）

[単位：人]

市・町	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)
いなべ市	4,388	4,130	3,873	3,614	3,399
東員町	2,500	2,280	2,101	1,993	1,977
菰野町	4,084	3,755	3,665	3,714	3,601
合 計	10,972	10,165	9,639	9,321	8,977

[出典：国立社会保障・人口問題研究所]

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計等にもあるように、本圏域においても、今後急速な人口減少と高齢化の進行が予測されます。このような状況を踏まえ、1市2町が互いに連携・協力することにより、安心して暮らせる圏域を形成し、本圏域から都市への人口の流出を食い止めるとともに、本圏域への人の流れを創出していかなければなりません。したがって、本共生ビジョンにおいても、引き続き前項で示した圏域の将来像の実現に向けた取組を推進しています。

そこで、これらの取組により、本共生ビジョンの最終年度である2029年（令和11年）の圏域の将来人口目標を、国勢調査及び両市町の人口ビジョン等を踏まえ、おおむね109,000人とします。

いなべ市 43,000人	東員町 26,000人	菰野町 40,000人
圏域目標人口 109,000人		

### 3 圏域の可能性

人口定住に向けた取組を進めていくうえで、本圏域のポテンシャルを最大限に活かしていく必要があります。

#### (1) 東海圏と関西圏が交わる東西の玄関口

本圏域は、名古屋市の中心部から約30kmの距離にあり、西は滋賀県、北は岐阜県と接し、東海圏と関西圏の結節点に位置しています。国道421号石榑トンネルの開通、東海環状自動車道の西回りの全線開通により、この玄関口としての機能がさらに高まり、「企業活動」や「観光」における経済面のポテンシャル（将来性）が期待されます。

東海財務局の「東海環状自動車道に関する経済レポート」（令和6年）によれば、東海環状自動車道の全線開通に伴い、東海地域内のアクセスが大幅に向上し、輸送時間の短縮で物流コストが削減され、新たな価値の創造につながるとされています。また、波及的な効果として、企業の商圏が拡大するだけでなく、企業活動の活発化、企業誘致の促進、雇用促進、災害対応に寄与することで、持続可能な圏域が形成されます。

道路ネットワークにより圏域単位での交流や大都市圏との結びつきが強化されることとは、企業活動分野だけでなく、観光・交流分野における発展も期待されます。「スローライフ」に象徴されるように、自然の中で心豊かに過ごしたい人が増えています。

いなべ市農業公園、東員町中部公園、菰野町湯の山温泉など自然豊かな地域資源を数多く有する本圏域は、観光・交流分野でのポテンシャル（潜在能力）も高いといえます。

#### (2) 豊かな自然と良好な住環境による暮らしやすさ

名古屋市の中心部から約30kmの距離にあるにもかかわらず、豊かな自然環境と大都市と比較して良好な住環境が、圏域住民に生活の豊かさを感じさせています。健康志向やワークライフバランスの進展と相まって、持続可能な圏域づくりのための定住促進のポテンシャル（可能性）が高まります。

#### (3) さまざまな主体による住民が主役のまちづくり

本圏域ではコミュニティ組織をはじめNPOなど多様な主体が、積極的に地域づくりに参画し、住民一人ひとりが主役となった住み続けられるまちづくりが進められています。近年低下傾向にあるとはいえ、助け合い・支え合いが地域にしっかりと根付いています。一人ひとりが認め合い、支え合って暮らしていく圏域は、いつまでも安心して、いきいきと暮らせ、そこに住む人が地域を誇りと思える“地域の誇りを共に感じるまち”として発展していくポテンシャル（可能性）を持っています。

# 第5章

## 課題解決に向けた基本方針

### 1 定住自立圏構想の推進

定住自立圏構想は、中心市と近隣市町村が相互に役割分担を行い、連携・協力することで、圏域全体で必要な生活機能等を確保し、地方圏に人口定住の受け皿を形成する施策です。

人口定住を図るために必要な生活機能の確保に向けて、中心市宣言を行った中心市と近隣市町村が1対1で「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の観点から連携する取組について、協定を定めます。

定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、圏域の将来像の実現に向けた取組を進めていきます。

#### 【生活機能の強化に係る政策分野】

- a 医療、b 福祉、c 教育、d 土地利用、e 産業振興、f 環境、  
g 防災

#### 【結びつきやネットワークの強化に係る政策分野】

- a 地域公共交通
- b デジタル・ディバイトの解消へ向けたインフラ整備
- c 道路等の交通インフラの整備
- d 地域の生産者・消費者等の連携による地産地消
- e 地域内外の住民との交流・移住促進
- f 上記のほか、結びつきやネットワークの強化に係る取組

#### 【圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野】

- a 宣言中心市等における人材の育成（デジタル人材の育成を含む。）
- b 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保（デジタル人材の確保を含む。）
- c 圏域内市町村の職員等の交流
- d 上記のほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携

## 2 SDGsの推進

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略で持続可能な開発目標という意味です。国際社会はもちろん、自治体、企業等もこの目標をふまえた活動が求められています。

～以下、外務省JAPAN SDGs Action Platformより～

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（Leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



本共生ビジョンでは、全ての施策において、このSDGsの視点を取り入れており、全ての住民の共通認識として、本定住自立圏構想を進め、第4章定住自立圏の将来像で掲げる地域を目指します。

# 第6章

## 定住自立圏の形成に関する協定内容

### いなべ市と東員町

政策分野	項目	主な施策
生活機能策の強化に係る政策分野	医療	医療体制の充実
	福祉	高齢者、障がい者及び子育て支援体制の充実
	教育	学校教育における協力及び協働体制の充実
	産業振興	広域的な観光振興の推進
	環境	広域連携による持続可能な循環型社会の構築
結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	地域公共交通	地域公共交通ネットワークの充実
	道路等の交通インフラの整備	幹線道路、生活道路の整備
	地域内外の住民との交流・移住促進	地域交流の推進
	上記のほか、結びつきやネットワークの強化に係る取組	デジタル技術の相互利活用の促進
圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	圏域内市町の職員等の交流	人材育成の推進

(令和6年10月1日変更協定の締結)

### いなべ市と菰野町

政策分野	項目	主な施策
生活機能策の強化に係る	医療	医療体制の充実
	福祉	子育て支援体制の充実
	産業振興	広域的な観光振興の推進
	環境	広域連携による持続可能な循環型社会の構築
結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	地域公共交通	地域公共交通ネットワークの充実
	道路等の交通インフラの整備	幹線道路、生活道路の整備
	地域の生産者・消費者等の連携による地産地消	地場産品の地産地消の推進
	上記のほか、結びつきやネットワークの強化に係る取組	デジタル技術の相互利活用の促進
圏域化マニジメント分野の	圏域内市町の職員等の交流	人材育成の推進

(令和6年6月28日協定の締結)

# 第7章

## 連携する具体的事項

### 1 連携する具体的事項

項目	施策名	施策を構成する事業	
医療	1 医療体制の確保	1-1 救急医療体制整備事業	いなべ
		1-2 救急医療等運営費	東 員
		1-3 公的病院救急医療及び在宅医療体制構築助成事業	菰 野
	2 医療従事者の確保	2-1 医療従事者確保事業	いなべ
	3 地域包括ケアシステムの深化・推進	3-1 在宅医療・介護連携推進事業	いなべ
		3-2 認知症総合支援事業	いなべ
		3-3 在宅医療・介護連携推進事業	東 員
	4 適正な介護保険サービス提供体制の整備	4-1 員弁地区介護認定審査会共同設置事業	いなべ
		4-2 介護認定審査費	東 員
生活機能の強化に係る政策分野	5 障がい福祉サービスの推進	5-1 障害者介護給付費等支給審査会共同設置事業	いなべ
		5-2 障害者自立支援市単独補助事業	いなべ
		5-3 手話通訳者等派遣事業	いなべ
		5-4 地域生活支援事業	いなべ
		5-5 障害者福祉事業	いなべ
		5-6 障がい者グループホーム整備補助事業	いなべ
		5-7 障がい児育て支援事業	いなべ
		5-8 障害者自立支援事業	東 員
		5-9 障害者地域生活支援事業	東 員
	6 発達支援体制の充実	6-1 発達支援医療連携推進事業	いなべ
		6-2 発達支援関係機関連携推進事業	東 員
		6-3 途切れのない支援事業	菰 野
	7 子育て支援の充実	7-1 地域子育て支援事業	いなべ
		7-2 子育て支援センター経費	東 員
		7-3 子育て支援センター事業	菰 野
	8 放課後児童クラブの運営支援	8-1 放課後児童健全育成事業	いなべ
		8-2 放課後児童対策事業	東 員
		8-3 学童クラブ支援事業	菰 野

項目	施策名	施策を構成する事業	
生活機能の強化に係る政策分野	教育	9-1 人権教育推進事業	いなべ
		9-2 人権教育推進事業	東員
	10 不登校児童生徒に対する適切な対応	10-1 不登校児童・生徒対策事業	いなべ
		10-2 問題行動・不登校等支援事業	東員
	産業振興	11-1 グリーンクリエイティブいなべ推進事業	いなべ
		11-2 観光組織推進事業	いなべ
		11-3 観光客受入施設等推進事業	いなべ
		11-4 観光資源開発発信事業	いなべ
		11-5 企画経費	東員
		11-6 観光施設維持管理	菰野
		11-7 観光施設整備事業	菰野
		11-8 観光振興事業	菰野
		11-9 文化財保護活用事業	菰野
環境	12 チャレンジ・カーボンニュートラル	12-1 (仮) ゴミ焼却施設建設事業	いなべ
		12-2 水素エネルギー活用促進事業	いなべ
		12-3 地域脱炭素移行重点対策加速化事業	いなべ
		12-4 低炭素・循環型社会形成事業	東員
		12-5 (仮) ゴミ焼却施設建設事業	菰野
		12-6 地球温暖化・地域脱炭素化対策事業	菰野

項目	施策名	施策を構成する事業	
結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	地域公共交通	13 地域公共交通ネットワークの維持・強化 (バス事業)	13-1 福祉バス運行事業 いなべ 13-2 コミュニティバス事業 東員 13-3 コミュニティバス、のりあいタクシー運行等事業 菰野
		14 地域公共交通ネットワークの維持・強化 (鉄道支援事業)	14-1 三岐鉄道支援事業 いなべ 14-2 鉄道事業費 東員
		15 高規格幹線道路、幹線道路及び生活道路の安全性の向上を図る道路の整備	15-1 防災・安全交付金事業 いなべ 15-2 東海環状自動車道整備促進事業 いなべ 15-3 (仮) 東海環状自動車道開通イベント事業 いなべ 15-4 道路橋りょう経費 東員 15-5 国道421号整備促進事業 東員 15-6 国道365号整備促進事業 東員

項目	施策名	施策を構成する事業
結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	15 高規格幹線道路、幹線道路及び生活道路の安全性の向上を図る道路の整備	15-7 主要生活道路整備事業 菰野
		15-8 菰野バイパス（国道477号）整備促進事業 菰野
		15-9 国道306号整備促進事業 菰野
	16 地産地消の推進	16-1 地産地消推進事業 いなべ
		16-2 農業振興事業 いなべ
		16-3 農業関係組織育成事業 いなべ
		16-4 地場農産物消費拡大事業 菰野
	17 空き家対策・移住・定住・交流の推進	17-1 空き家住宅活用事業 いなべ
		17-2 移住・定住促進事業 いなべ
		17-3 結婚応援事業 いなべ
		17-4 空家等対策経費 東員
		17-5 企画経費 東員
	18 外部人材活用の推進	18-1 地域活性化起業人事業 いなべ
		18-2 地域おこし協力隊事業 いなべ
		18-3 地域おこし協力隊募集事業 いなべ
		18-4 地域活性化起業人事業 東員
	19 デジタル技術の活用	19-1 学校ICT活用事業 いなべ
		19-2 情報処理システム保守事業 いなべ
		19-3 図書館利用促進事業 いなべ
		19-4 教育総務事務局経費 東員
		19-5 図書館利用促進事業 菰野

項目	施策名	施策を構成する事業
圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	20 行政職員の資質の向上	20-1 職員人事管理事務 いなべ
		20-2 一般管理経費 東員
		20-3 職員資質向上事業 菰野



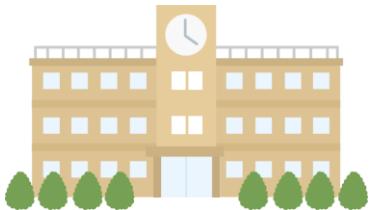
医療



福祉（高齢者・障がい者）



福祉（子育て）



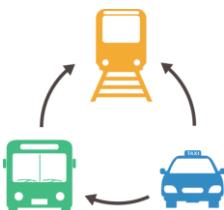
教育



産業振興（観光）



環境



地域公共交通



道路等の交通インフラ



地産地消



地域内外の交流・移住促進



ネットワークの強化



職員等の交流

## 2 連携する施策に対する施策指標

項目	施策名	事業数	施策指標名（KPI）
医療	医療体制の確保	3	病院群輪番制病院の当番日数
	医療従事者の確保	1	いなべ総合病院と菰野厚生病院の常勤医師数
福祉	地域包括ケアシステムの深化・推進	3	在宅医療介護連携の研修会、住民を対象とした啓発の講演会の参加延べ人数
	適正な介護保険サービス提供体制の整備	2	介護申請から認定審査会で判定（認定）が出るまでの年間平均日数
	障がい福祉サービスの推進	9	連携事業に係る障がい福祉サービス等利用者数（各年延べ）
	発達支援体制の充実	3	施策を構成する事業の構築
	子育て支援の充実	3	子育て支援センター利用者数
	放課後児童クラブの運営支援	3	放課後児童クラブ設置個所数
教育	人権教育の推進	2	認知したいじめが解消した割合
	不登校児童生徒に対する適切な対応	2	いなべ・東員教育支援センター等関係機関（学校含む）につながっている不登校児童生徒の割合
産業振興	観光によるまちづくりの推進	9	施策を構成する事業の構築
環境	チャレンジ・カーボンニュートラル	5	温室効果ガス（CO <sub>2</sub> ）の排出削減目標
地域公共交通	地域公共交通ネットワークの維持・強化（バス事業）	3	コミュニティバス及びのりあいタクシーの利用者数
	地域公共交通ネットワークの維持・強化（鉄道支援事業）	2	三岐鉄道北勢線利用者数
道路等の交通インフラの整備	高規格幹線道路、幹線道路及び生活道路の安全性の向上を図る道路の整備	9	インター利用台数
地域の生産者・消費者等の連携による地産地消	地産地消の推進	4	施策を構成する事業の構築
地域内外の住民との交流・移住促進	空き家対策、移住・定住・交流の推進	5	施策を構成する事業の構築
	外部人材活用の推進	4	外部人材の登用数
上記のほか、結びつきやネットワークの強化に係る取組	デジタル技術の活用	5	指標の設定なし
圏域内市町の職員等の交流	行政職員の資質の向上	3	職員研修会参加者数

単位	実績値	目標値				
	R 5	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
日	101	101	101	101	101	101
人	55	55	55	55	55	55
人	300	300	350	350	350	350
日	41	39	38	37	37	36
人	1,850	1,870	1,870	1,870	1,870	1,870
	R7年度KPI決定					
人	74,339	73,600	73,600	73,600	73,600	73,600
箇所	36	39	39	39	39	39
人	78	80	80	80	80	80
%	97	100	100	100	100	100
	R7年度KPI決定					
t-co <sup>2</sup>	26,144	1,426	1,426	1,426	1,426	1,426
人	222,417	224,168	224,902	225,635	226,469	227,302
人	711,872	762,611	762,611	762,611	752,844	741,111
台	いなべIC 大安IC 東員IC 菰野IC -	いなべIC 1,000,000 大安IC 1,300,000 東員IC 1,550,000 菰野IC 1,200,000	いなべIC 1,000,000 大安IC 1,300,000 東員IC 1,550,000 菰野IC 1,200,000	いなべIC 1,300,000 大安IC 1,690,000 東員IC 2,015,000 菰野IC 1,440,000	いなべIC 1,300,000 大安IC 1,690,000 東員IC 2,015,000 菰野IC 1,440,000	いなべIC 1,300,000 大安IC 1,690,000 東員IC 2,015,000 菰野IC 1,440,000
	R7年度KPI決定					
	R7年度KPI決定					
人	34	実績値のみ	実績値のみ	実績値のみ	実績値のみ	実績値のみ
-	-	検討事項の報告	検討事項の報告	検討事項の報告	検討事項の報告	検討事項の報告
人	56	20	20	20	20	20

### 3 具体的取組

区分・政策分野	生活機能の強化		医療			
連携市町	いなべ市（い）	東員町（と）	菰野町（こ）			
	○	○	○			
担当部署	健康推進課	健康長寿課	健康福祉課			
協定の取組内容	<p><b>【東員町との協定】</b> 医療従事者の確保に努めるとともに、地域医療の課題解決に向けた検討を進めることで、地域医療体制の充実を図る。</p> <p><b>【菰野町との協定】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>三重北医療センター（いなべ総合病院及び菰野厚生病院）の運営を支援することで、救急医療体制を確保し、休日及び夜間における急患診療体制の充実を図る。</li> <li>関係機関と協議を進めることで、住民が安心して医療を受けられる体制の充実を図る。</li> </ol>					
現状と課題	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二次救急を担う医療機関は少なく、他市町の医療機関に診療をお願いするケースがあります。</li> <li>休日及び夜間のケガや発熱等、軽度の救急患者が多く、入院を要する救急医療を担う二次救急医療機関の休日・夜間診療を圧迫しています。(課題)</li> <li>二次救急医療機関の負担が大きくならないよう、一次救急と二次救急の役割を明確にするため、応急診療の受診マナーの啓発の必要があります。</li> </ul>					
施策名	<p><b>1 医療体制の確保</b></p>					
施策を構成する事業	1-1	救急医療体制整備事業（い）				
		1-1-1	一次救急医療体制事業負担金			
		1-1-2	いなべ市総合病院24時間医療体制運営負担金			
		1-1-3	救急医療体制（病院輪番制）事業負担金			
	1-2	救急医療等運営費（と）				
		1-2-1	一次救急医療体制事業負担金			
		1-2-2	いなべ総合病院運営負担金			
		1-2-3	病院群輪番制病院運営事業負担金			
	1-3	公的病院救急医療及び在宅医療体制構築助成事業（こ）				
		1-3-1	公的病院運営補助金			
		1-3-2	第2次救急医療体制運営費負担金			
施策指標名(KPI)	病院群輪番制病院の当番日数					
指標に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日・夜間等における救急患者の診療を行うため、圏域内医療機関に割り振られた日数を確実に実施できる体制の確保を図ります。</li> </ul>					
単位：日	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
いなべ総合病院	73	73	73	73	73	73
菰野厚生病院	28	28	28	28	28	28
合計	101	101	101	101	101	101
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
いなべ市	42,784	42,784	42,784	42,784	42,784	213,920
東員町	12,201	12,201	12,201	12,201	12,201	61,005
菰野町	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	87,500
S D G s 該当目標	3 すべてに 健康と福祉を 実現する ために	17 持続可能な 開拓を実現しよう				

施策を構成する事業No	1-1	事業名	救急医療体制整備事業（い）			
事業概要	・救急医療受診者の増加によるいなべ総合病院の負担軽減を図ることを目的とし、一次救急医療体制、二次救急医療体制等の費用を負担します。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	42,784	42,784	42,784	42,784	42,784	213,920
その他特記事項						

施策を構成する事業No	1-1-1	事業名	一次救急医療体制事業負担金			
事業概要	・休日及び夜間の診療体制における調整、年末年始の在宅当番医師や医師年間待機等の事務等を一般社団法人いなべ医師会へ委託し、医療機関の診療時間外における一次救急診療体制を確保します。 ・一次救急医療業務の管理運営に係る費用を負担します。					

施策を構成する事業No	1-1-2	事業名	いなべ市総合病院24時間医療体制運営負担金			
事業概要	・平成14年に旧員弁郡5町の首長とJA厚生連の会長と結んだ覚書にのっとり、市民が求める中核医療の役割を担う公的病院として、いなべ総合病院が不採算度合いの高い救急医療を行う代わりに、不採算部分を補うための費用を負担します。					

施策を構成する事業No	1-1-3	事業名	救急医療体制（病院輪番制）事業負担金			
事業概要	・桑員地区にある5病院（いなべ総合病院、桑名市総合医療センター、ヨナハ丘の上病院、もりえい病院、青木記念病院）が、当番で365日救急搬送を受け入れる病院群輪番体制を維持できるよう財政的支援を行います。 ・平成17年に締結した協定書に基づき東員町と人口割で負担します。					

施策を構成する事業No	1-2	事業名	救急医療等運営費（ど）			
事業概要	・救急医療受診者の増加によるいなべ総合病院の負担軽減を図ることを目的とし、一次救急医療体制、二次救急医療体制等の費用を負担します。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	12,201	12,201	12,201	12,201	12,201	61,005
その他特記事項						

施策を構成する事業No	1-2-1	事業名	一次救急医療体制事業負担金			
事業概要	・救急医療受診者の増加によるいなべ総合病院の負担軽減を図ることを目的とし、一次救急医療体制、二次救急医療体制等の費用を負担します。					

施策を構成する事業No	1-2-2	事業名	いなべ総合病院運営負担金			
事業概要	・平成14年に旧員弁郡5町の首長とJA厚生連の会長と結んだ覚書に則り、市民が求める中核医療の役割を担う公的病院として、いなべ総合病院が不採算度合いの高い救急医療を行う代わりに、不採算部分を補うための費用を負担します。					

施策を構成する事業No	1-2-3	事業名	病院群輪番制病院運営事業費負担金
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桑員地区にある5病院（いなべ総合病院、桑名市総合医療センター、ヨナハ丘の上病院、もりえい病院、青木記念病院）が、当番で365日救急搬送を受け入れる病院群輪番体制を維持できるよう財政的支援を行います。</li> <li>・平成17年に締結した協定書に基づきいなべ市と人口割で負担します。</li> </ul>		

施策を構成する事業No	1-3	事業名	公的病院救急医療及び在宅医療体制構築助成事業 (二)			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的病院として特殊診療部分（救急医療）や不採算部門の実施を担う菰野厚生病院の医療体制を支援するため、救急医療に関する経費や訪問看護、物忘れ外来に従事した業務手当、地域包括ケア病棟に従事する専門医師に要する費用について補助を行います。</li> <li>・三重郡、四日市地域において、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症患者の医療を確保するため、地域内の病院群（※県立総合医療センター、市立四日市病院、四日市羽津医療センター、菰野厚生病院）が輪番方式により実施する事業に対して負担金を支出します。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	87,500
その他特記事項						

施策を構成する事業No	1-3-1	事業名	公的病院運営補助金
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的病院として特殊診療部分（救急医療）や不採算部門の実施を担う菰野厚生病院の医療体制を支援するため、救急医療に関する経費や訪問看護、物忘れ外来に従事した業務手当、地域包括ケア病棟に従事する専門医師に要する費用について補助します。</li> </ul>		

施策を構成する事業No	1-3-2	事業名	第2次救急医療体制運営費負担金
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重郡、四日市地域において、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症患者の医療を確保するため、地域内の病院群（※県立総合医療センター、市立四日市病院、四日市羽津医療センター、菰野厚生病院）が輪番方式により実施する事業に対して負担金を支出します。※県立総合医療センターへは負担金支出はありません。</li> </ul>		

区分・政策分野	生活機能の強化		医療			
連携市町	いなべ市（い）	東員町（と）	菰野町（こ）			
	○	○	○	○		
担当部署	健康推進課		健康長寿課	健康福祉課		
協定の取組内容	<p><b>【東員町との協定】</b> 医療従事者の確保に努めるとともに、地域医療の課題解決に向けた検討を進めることで、地域医療体制の充実を図る。</p> <p><b>【菰野町との協定】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>三重北医療センター（いなべ総合病院及び菰野厚生病院）の運営を支援することで、救急医療体制を確保し、休日及び夜間における急患診療体制の充実を図る。</li> <li>関係機関と協議を進めることで、住民が安心して医療を受けられる体制の充実を図る。</li> </ol>					
現状と課題	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師の高齢化や後継者難の診療所が出てきており圏域内の医師が不足傾向にあります。産婦人科と小児科については、最低限ではあるが対応できているものの、脳神経外科や内科医が不足しています。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師や看護師等の医療従事者が安心して働くことができるよう、環境の整備や医師確保に向け、県や大学等関係機関への働きかけが必要です。</li> </ul>					
施策名	<b>2 医療従事者の確保</b>					
施策を構成する事業	2-1	医療従事者確保事業（い）				
		2-1-1	医療従事者緊急確保対策事業費補助金			
		2-1-2	産婦人科医師等確保支援補助金			
		2-1-3	「いなべ市地域医療連携推進学」寄附講座寄附金			
		2-1-4	医師養成奨学資金			
施策指標名 (KPI)	いなべ総合病院と菰野厚生病院の常勤医師数					
指標に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄附講座等の事業を継続することにより、常勤医師数の確保につなげます。</li> </ul>					
単位：人	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
いなべ総合病院	31	31	31	31	31	31
菰野厚生病院	24	24	24	24	24	24
計	55	55	55	55	55	55
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
いなべ市	34,054	34,054	34,054	34,054	34,054	170,270
東員町	-	-	-	-	-	-
菰野町	-	-	-	-	-	-
S D G s 該当目標						

施策を構成する事業No	2-1	事業名	医療従事者確保事業（い）			
事業概要	・医療従事者が、いなべ市の医療機関で働くことに魅力を感じられるよう環境整備を行うための助成を行います。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	34,054	34,054	34,054	34,054	34,054	170,270
その他特記事項						

施策を構成する事業No	2-1-1	事業名	医療従事者緊急確保対策事業費補助金			
事業概要	・中核病院であるいなべ総合病院の医師、看護師等医療従事職員が安心して働くことができるよう院内託児施設や研修医宿泊施設の運営に係る費用について助成を行います。					

施策を構成する事業No	2-1-2	事業名	産婦人科医師等確保支援補助金			
事業概要	・長時間労働など過酷な労働環境にある産科医等に対し手当を支給することにより、処遇改善と産科医の確保を図ります。医療機関で定められている医務手当費用の額を県2/3、市1/3で補助します。					

施策を構成する事業No	2-1-3	事業名	「いなべ市地域医療連携推進学」寄附講座寄附金			
事業概要	・いなべ市、三重県厚生連、名古屋市立大学との間で協定書を締結し、地域医療の状況や疾病構造、患者ニーズについて臨床を通じ分析し、求められる病院機能や地域医療ネットワークの構築について研究するため、いなべ市からの寄付による寄附講座を設置しました。同大学の地域医療教育研究センターの分室をいなべ総合病院に設置しています。					

施策を構成する事業No	2-1-4	事業名	医師養成奨学金			
事業概要	・市内の医療機関で臨床研修を受け、引き続きその医療機関において医師として業務に従事しようとする医学生へ奨学金を月額12万円貸与します。なお、市内医療機関での臨床研修及び医療従事期間が奨学金の貸与期間の1.5倍に達した場合は、貸与金の返還を全額免除します。					

区分・政策分野	生活機能の強化		福祉			
連携市町	いなべ市（い）	東員町（と）	菰野町（こ）			
	○	○	×			
担当部署	長寿福祉課	健康長寿課	—			
協定の取組内容	<b>【東員町との協定】</b> 包括的な支援体制づくりを行うことで、人と人、人と社会がつながり、誰ひとり取り残されることなく、支え合いながら安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図る。					
現状と課題	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>急速な高齢化を背景として、認知症高齢者や1人暮らし高齢者の増加等への対応など、地域住民が要介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が急がれています。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の方がいつまでも住み慣れた地域で過ごせるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進が必要です。</li> <li>認知症の早期発見・早期治療につながるよう、(地域型)認知症疾患医療センターである東員病院や認知症専門医療機関、地域の開業医との連携による取組が必要です。</li> <li>担い手不足解消のため、高齢者も支援する側となって活躍できる場を提供できる仕組みを作っていくことが必要です。</li> </ul>					
施策名	<b>3 地域包括ケアシステムの深化・推進</b>					
施策を構成する事業	3-1	在宅医療・介護連携推進事業（い）				
	3-2	認知症総合支援事業（い）				
	3-3	在宅医療・介護連携推進事業（と）				
施策指標名(KPI)	在宅医療介護連携の研修会、住民を対象とした啓発の講演会の参加延べ人数					
指標に関する説明	地域包括ケアシステムを深化・推進させるため、在宅医療介護連携の研修会・住民を対象とした啓発の講演会の参加延べ数を指標とします。					
単位：人	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
計	300	300	350	350	350	350
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
いなべ市	36,008	35,735	35,735	35,735	35,735	178,948
東員町	3,835	3,835	3,835	3,835	3,835	19,175
SDGs該当目標						

施策を構成する事業No	3-1	事業名	在宅医療・介護連携推進事業（い）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療介護連携支援センター機能を地域の中核病院の三重北医療センターいなべ総合病院へ委託します。</li> <li>・地域包括ケアシステムの深化・推進のため、多職種連携による研究会・研修会や市民啓発事業を行います。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	10,858	10,585	10,585	10,585	10,585	53,198
その他特記事項						

施策を構成する事業No	3-2	事業名	認知症総合支援事業（い）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の早期発見・早期治療に向けた初期集中支援の実施と、適切な認知症ケアを推進するための多職種協働研修会やケース相談会を開催します。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	25,150	25,150	25,150	25,150	25,150	125,750
その他特記事項						

施策を構成する事業No	3-3	事業名	在宅医療・介護連携推進事業（と）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療介護連携支援センター機能を地域の中核病院の三重北医療センターいなべ総合病院へ委託します。</li> <li>・地域包括ケアシステムの深化・推進のため、多職種連携による研究会・研修会や町民啓発事業を行います。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	3,835	3,835	3,835	3,835	3,835	19,175
その他特記事項						

区分・政策分野	生活機能の強化		福祉			
連携市町	いなべ市（い）	東員町（と）	菰野町（こ）			
	○	○	×			
担当部署	介護保険課	健康長寿課	—			
協定の取組内容	<b>【東員町との協定】</b> 包括的な支援体制づくりを行うことで、人と人、人と社会がつながり、誰ひとり取り残されることなく、支え合いながら安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図る。					
現状と課題	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>急速な高齢化を背景に介護サービス利用者が増加しており、要介護状態区分の判定を行う介護認定審査会を東員町といなべ市で共同設置し、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが、適正に受けられるよう体制を整えています。</li> <li>介護保険法では、申請から30日以内に結果を出すこととされているが、主治医意見書作成にかかる日数、申請者の体調悪化等による訪問調査日の延期等の理由により、期間内に結果を出せない事例があります。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個々の状態に応じた介護認定を受け、ニーズに合わせて介護サービスを利用していくことが望まれるため、公平・公正な介護認定審査により適正な判定を行うことが必要です。</li> <li>増加が予想される介護認定の申請に対して、事務処理を円滑に進め、できる限り早急に判定を出していくことが必要です。</li> </ul>					
施策名	<b>4 適正な介護保険サービス提供体制の整備</b>					
施策を構成する事業	4-1	員弁地区介護認定審査会共同設置事業（い）				
	4-2	介護認定審査費（と）				
施策指標名(KPI)	介護申請から認定審査会で判定（認定）が出るまでの年間平均日数					
指標に関する説明	適正な介護保険サービスを提供するためには、できる限り早急に介護認定結果を出す必要があり、申請から認定結果が出るまでの平均日数を指標として、可能な限り法定期限内の認定に近づけていきます。					
単位：日	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
いなべ市	36	35	35	34	34	33
東員町	46	42	41	40	39	38
計	41	39	38	37	37	36
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
いなべ市	12,300	12,300	12,300	12,300	12,300	61,500
東員町	(4,305)	(4,305)	(4,305)	(4,305)	(4,305)	(21,525)
SDGs該当目標						

施策を構成する事業No	4-1	事業名	員弁地区介護認定審査会共同設置事業（い）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定審査会は、25名の委員で5合議体を構成し、うち医師は10名（いなべ医師会に選任依頼）で、5合議体のうち3合議体をいなべ市で、2合議体を東員町で開催しています。</li> <li>認定審査会に要する経費は、いなべ市が5合議体分を支出し、東員町に負担金を請求しています。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	12,300	12,300	12,300	12,300	12,300	61,500
その他特記事項	事業費は、東員町の負担金分を合算したもの					

施策を構成する事業No	4-2	事業名	介護認定審査費（と）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定審査会は、25名の委員で5合議体を構成し、うち医師は10名（いなべ医師会に選任依頼）で、5合議体のうち3合議体をいなべ市で、2合議体を東員町で開催しています。</li> <li>認定審査会に要する経費を、いなべ市が5合議体分を負担しているので、東員町はいなべ市に負担金を支払っています。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	(4,305)	(4,305)	(4,305)	(4,305)	(4,305)	(21,525)
その他特記事項	いなべ市への負担金					

区分・政策分野	生活機能の強化		福祉
連携市町	いなべ市（い）	東員町（と）	菰野町（こ）
	○	○	×
担当部署	障がい福祉課	地域福祉課	—
協定の取組内容	<b>【東員町との協定】</b> 包括的な支援体制づくりを行うことで、人と人、人と社会がつながり、誰ひとり取り残されることなく、支え合いながら安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図る。		
現状と課題	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉サービスの利用は年々増加傾向にあり、障がいのある人を取り巻く課題の多様化、複雑化、複合化が進んでいます。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者が地域で共に生きることのできるまちづくりを進めるため、障がい者支援の多様なニーズの把握やニーズに基づく支援体制の整備が必要です。</li> <li>・80/50問題や自立に向けた取組として、障がい者の生活の場を施設から地域社会へ移行できるよう、「生活」への支援の充実、「就労」できる体制の構築、社会参加の促進を図ることが必要です。</li> <li>・医療的ケアが必要な方、強度行動障害の方等の対応には広域的な連携が必要です。</li> <li>・エッセンシャルワーカー等の働き手不足解消のため、人材確保に対する検討が必要です。</li> </ul>		
施策名	<b>5 障がい福祉サービスの推進</b>		
施策を構成する事業	5-1	障害者介護給付費等支給審査会共同設置事業（い）	
	5-2	障害者自立支援市単独補助事業（い）	
		5-2-1	障害者通所施設重度障害者加算
		5-2-2	障害者通所施設医療的ケア支援
	5-3	手話通訳者等派遣事業（い）	
	5-4	地域生活支援事業（い）	
		5-4-1	手話奉仕員養成事業委託
	5-5	障害者福祉事業（い）	
		5-5-1	障害者タクシー料金等助成
	5-6	障がい者グループホーム整備補助事業（い）	
	5-7	障がい児子育て支援事業（い）	
	5-8	障害者自立支援事業（と）	
		5-8-1	審査会共同設置負担金
	5-9	障害者地域生活支援事業（と）	
		5-9-1	手話通訳者等派遣事業
		5-9-2	手話奉仕員養成事業
		5-9-3	障害者タクシー料金等助成事業
		5-9-4	障がい者就労連携事業

施策指標名(KPI)	連携事業に係る障がい福祉サービス等利用者数（各年延べ）					
指標に関する説明	障がい福祉サービスを受けることができる利用者は、利用認定を受けられた方です。利用者の増加は、利用者の満足度につながります。 実績値・目標値の設定は、障害者介護給付費等審査会認定件数、障害者通所施設重度障害者加算件数、障害者通所施設医療的ケア支援件数、手話通訳者等派遣件数、障がい者タクシー料金助成年間利用枚数の合計数とします。					
単位：人	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
いなべ市	1,338	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
東員町	512	520	520	520	520	520
計	1,850	1,870	1,870	1,870	1,870	1,870
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
いなべ市	89,215	19,715	19,715	19,715	19,715	168,075
東員町	6,652	6,652	6,652	6,652	6,652	33,260
S D G s 該当目標						

施策を構成する事業No	5-1	事業名	障害者介護給付費等支給審査会共同設置事業(い)			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条に規定する障害者介護給付費等の支給に関する審査会を共同で設置・運営します。</li> <li>障害支援区分及び非定型のサービス支給等の審査判定業務を年12回開催します。適正な審査判定業務を行うために、広域において多機関から適切な人材を募ります。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	3,680	3,680	3,680	3,680	3,680	18,400
その他特記事項	事業費は、東員町の負担金分を合算したもの					

施策を構成する事業No	5-2	事業名	障害者自立支援市単独補助事業（い）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護を提供する施設で、身体障害者手帳1級かつ療育手帳A1（最重度）に該当する者に、一定額を助成します。対象施設で、保護者等の負担を軽減するため看護師を雇用した場合の経費の一部を助成します。</li> <li>支援を必要とする障がい者が短期入所を利用しやすくするため、経費の一部を助成します。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	5,645	5,645	5,645	5,645	5,645	28,225
その他特記事項						

施策を構成する事業No	5-2-1	事業名	障害者通所施設重度障害者加算			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者及びその保護者が、可能な限り希望する障がい通所施設に通所できるよう、身体障害者手帳1級及び療育手帳A1の両方を所持する障がい者を受け入れた障がい者通所施設に対し、1名当たり月額8,100円を助成しています。</li> <li>障がい者が継続して通所施設を利用できるよう、施設の運営状況の把握と助成額の検討を行います。</li> </ul>					

施策を構成する事業No	5-2-2	事業名	障害者通所施設医療的ケア支援			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケアが必要な障がい者であっても、望む障がい者施設に通所できるよう、看護師等を雇用した施設に対し、1時間当たり1,600円の補助金を支給しています。障がい者が継続して通所施設を利用できるよう、看護人材の把握と補助額の検討を行います。</li> </ul>					

施策を構成する事業No	5-3	事業名	手話通訳者等派遣事業（い）			
事業概要	<p>・聴覚に障がいのある方が、日常生活又は社会生活等におけるコミュニケーションを円滑に行えるように手話通訳者及び要約筆記奉仕員を派遣します。いなべ市が東員町から業務を受託し、圏域で利用しやすい手話通訳等の派遣体制をとっています。未だ、手話通訳者等の人材が不足しているため、継続して手話通訳者等の育成を行います。</p>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	5,770	5,770	5,770	5,770	5,770	28,850
その他特記事項	全体事業費は、いなべ市が支出しており、東員町は負担割合に応じて、いなべ市へ負担している。					

施策を構成する事業No	5-4	事業名	地域生活支援事業（い）			
事業概要	<p>・障がい特性に応じたサービスを提供しており、相談支援事業、生活訓練事業、手話奉仕員養成事業、身体障害者訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、地域生活支援センター事業、移動支援事業、日常生活用具給付事業、視覚障害者生活訓練事業、成年後見制度利用支援事業など、障がいのある方が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、様々な事業を実施しています。</p>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	880	880	880	880	880	4,400
その他特記事項						

施策を構成する事業No	5-4-1	事業名	手話奉仕員養成事業委託			
事業概要	<p>・手話奉仕員を養成し、派遣業務の安定した運営を図ります。手話奉仕員を養成する講座を2年1期として実施します。        ・今後は、養成講座の受講者を増やし、講座を修了した方が手話通訳者を目指してもらえるよう継続して支援していきます。</p>					

施策を構成する事業No	5-5	事業名	障害者福祉事業（い）			
事業概要	<p>・障がい者福祉に携わる従事者等の資質向上のための図書購入する。また、研修会に参加し、支援方法、法的知識の習得を図ります。        ・パンフレットを作成し、障がい福祉サービスの周知を図ります。        ・タクシー料金を助成し、社会参加促進を行います。</p>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	850	850	850	850	850	4,250
その他特記事項						

施策を構成する事業No	5-5-1	事業名	障害者タクシー料金等助成			
事業概要	<p>・障がい者がタクシー・コミュニティバス（いなべ市はタクシーのみ）を利用する場合、その料金の一部又は全部を助成します。        ・今後、利用者の利便性を高めるために、協力タクシー事業者の増加と近隣市町の状況を勘案し助成額の検討を図ります。</p>					

施策を構成する事業No	5-6	事業名	障がい者グループホーム整備補助事業（い）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるための基盤整備(グループホームの整備)を実施する。市内でグループホームの建設等を行う事業者に対し、予算の範囲内で建設費の一部を補助します。</li> <li>・今後、市内のグループホーム利用希望者数の適切な把握及びグループホーム建設予定事業者との協議を行います。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	70,000	500	500	500	500	72,000
その他特記事項						

施策を構成する事業No	5-7	事業名	障がい児子育て支援事業（い）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある児童（困り感のある児童を含む。）の保護者の交流（サークルなど）を通して、保護者の育児への悩みや不安を解消することで、育児ストレスの軽減を図り、障がい児の子育て支援を行います。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	11,950
その他特記事項						

施策を構成する事業No	5-8	事業名	障害者自立支援事業（と）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある方が、住み慣れた地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいの状況やニーズ等に応じたサービス利用計画を立て、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する自立支援給付、障害児通所給付及び補装具給付等の障がい福祉サービスの給付を行います。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	(1,652)	(1,652)	(1,652)	(1,652)	(1,652)	(8,260)
その他特記事項	いなべ市への負担金					

施策を構成する事業No	5-8-1	事業名	審査会共同設置負担金			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条に規定する、障害者介護給付費等の支給に関する審査会を共同で設置及び運営を行います。</li> </ul>					

施策を構成する事業No	5-9	事業名	障害者地域生活支援事業（と）			
事業概要			<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある方が、住み慣れた地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいの状況に応じて、障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業として、日常生活用具給付、移動支援及び日中一時支援等の障がい福祉サービスの給付を行うほか、手話通訳者等派遣事業や基幹相談支援事業等を実施します。</li> <li>・障がい者等やその家族の緊急時の相談体制等の整備を行うため、地域生活支援拠点事業を実施します。</li> <li>・障がい者が一般就労を目指す取組として、就労支援事業を実施します。</li> <li>・今年度より新たに、障がい者、その家族などが、地域社会の中で交流を持ちながら生活していくための場として、地域活動支援センター事業を実施します。</li> </ul>			
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000
その他特記事項	全体事業費は、いなべ市が支出しており、東員町は負担割合に応じて、いなべ市へ負担している。					

施策を構成する事業No	5-9-1	事業名	手話通訳者等派遣事業	
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚に障がいのある方が、日常生活又は社会生活等におけるコミュニケーションを円滑に行えるように手話通訳者及び要約筆記奉仕員を派遣します。いなべ市が東員町から業務を受託し、圏域で利用しやすい手話通訳等の派遣体制をとっています。未だ、手話通訳者等の人材が不足しているため、継続して手話通訳者等の育成を行います。</li> </ul>		

施策を構成する事業No	5-9-2	事業名	手話奉仕員養成事業	
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話奉仕員を養成し、派遣業務の安定した運営を図ります。手話奉仕員を養成する講座を2年1期として実施します。</li> <li>・今後は、養成講座の受講者を増やし、講座を修了した方が手話通訳者を目指してもらえるよう継続して支援していきます。</li> </ul>		

施策を構成する事業No	5-9-3	事業名	障害者タクシー料金等助成事業	
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある方がタクシーを利用するときに初乗り運賃を割り引く事業です。</li> </ul>		

施策を構成する事業No	5-9-4	事業名	障がい者就労連携事業	
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいがあっても当たり前に働くことができる環境の整備やハローワーク、特別支援学校など連携し就労に向けた意識の醸成を図ります。広域的に就労の場や機会の提供を行います。</li> </ul>		

区分・政策分野	生活機能の強化		福祉						
連携市町	いなべ市（い）	東員町（と）	菰野町（こ）						
	○	○	○						
担当部署	発達支援課	子ども家庭課	子ども家庭課						
協定の取組内容	<b>【東員町・菰野町との協定】</b> 安心して子どもを産み育てる環境を整備することで、子育て支援体制の充実を図る。								
現状と課題	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様々な障がい特性のある子どもとその家族へのきめ細かで途切れのない支援が必要になっています。</li> <li>早期発見、早期支援による発達支援に取り組んでいるが、身近な地域で医療機関を受診することができず、安心して子育てできる環境が整っていません。</li> <li>いなべ市では令和5年度からいなべ総合病院小児科専門医の参画を得て、「発達障がい児地域支援ネットワーク」の構築を進めています。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切に医療につながることができ、医療的アドバイスを地域の発達支援体制に活かすことのできる仕組みが必要です。</li> <li>地域における保健・福祉・保育・教育・医療の連携を図り、「発達障がい児地域支援ネットワーク」を構築することが必要です。</li> </ul>								
施策名	<b>6 発達支援体制の充実</b>								
施策を構成する事業	6-1	発達支援医療連携推進事業（い）							
	6-2	発達支援関係機関連携推進事業（と）							
	6-3	途切れのない支援事業（こ）							
施策指標名(KPI)	施策を構成する事業の構築								
指標に関する説明	令和7年度の懇談会までに、「新たな施策を構成する事業又は既存事業の拡充の提示ができるようにする」ことを成果指標（KPI）として設定します。								
単位：	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11			
いなべ市		KPI設定				R7以降入力			
東員町		KPI設定							
菰野町		KPI設定							
計		-							
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計			
いなべ市	3,260	3,260	3,260	3,260	3,260	16,300			
東員町	0	0	0	0	0	0			
菰野町	9,173	9,173	9,173	9,173	9,173	45,865			
S D G s 該当目標	 3 健康と福祉	 11 持続可能な都市と居住地	 17 各国が連携して						

施策を構成する事業No	6-1	事業名	発達支援医療連携推進事業（い）			
事業概要	<p>・いなべ総合病院小児科を受診する発達に課題を持つ子どもについて、小児科医及び発達障がい児者を支援するNPO法人ライフ・ステージ・サポート・みえの参画により、市の発達支援スタッフ（専門職）との医療連携会議や保育園及び小中学校への巡回訪問を実施します。</p>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	3,260	3,260	3,260	3,260	3,260	16,300
その他特記事項						

施策を構成する事業No	6-2	事業名	発達支援関係機関連携推進事業（と）			
事業概要	<p>・発達に課題を持つ子どもが地域で切れ目なく支援を受けられるよう、発達支援室、幼稚園、保育園及び小中学校、医療機関等の関係機関が連携して支援できる体制の構築を推進します。</p>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	0	0	0	0	0	0
その他特記事項						

施策を構成する事業No	6-3	事業名	途切れのない支援事業事業（こ）			
事業概要	<p>・支援を必要とする子どもとその保護者が安心して地域で生活できるよう相談事業や療育事業等を実施し、乳幼児期から専門職を通して途切れのない支援を行います。</p>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	9,173	9,173	9,173	9,173	9,173	45,865
その他特記事項						

区分・政策分野	生活機能の強化		福祉			
連携市町	いなべ市（い）	東員町（と）	菰野町（こ）			
	○	○	○			
担当部署	母子保健課	子ども家庭課	子ども家庭課			
協定の取組内容	<b>【東員町・菰野町との協定】</b> 安心して子どもを産み育てる環境を整備することで、子育て支援体制の充実を図る。					
現状と課題	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援に対するニーズの多様化や子育ての孤立化が進み、子育てに対する不安や負担を感じる保護者が増えています。</li> <li>・子どもが地域の大人と関わる機会が減少している中、安心して遊べる場所や気軽に悩みを相談できる場所を提供していくことが求められています。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て中の保護者同士が子どもと一緒に交流でき、母子保健事業や子育て支援サービスの情報を提供する場所が必要です。</li> <li>・利用につながっていない家庭に対しては、接点を持つ工夫や利用しやすい環境づくりが必要です。</li> </ul>					
施策名	<b>7 子育て支援の充実</b>					
施策を構成する事業	7-1	地域子育て支援センター事業（い）				
		7-1-1	子育て支援センター相互利用			
		7-1-2	子育て支援センター職員合同研修			
	7-2	子育て支援センター経費（と）				
	7-3	子育て支援センター事業（こ）				
		7-3-1	子育て支援センター相互利用			
施策指標名(KPI)	子育て支援センター利用者数					
指標に関する説明	子育て支援センターの利用者が増えることで、子どもは地域の大人と関わることができ、保護者は子育ての孤立化を防ぐことができることから、この指標を設定します。					
単位：人	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
いなべ市	27,250	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
東員町	15,876	15,600	15,600	15,600	15,600	15,600
菰野町	31,213	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000
計	<b>74,339</b>	<b>73,600</b>	<b>73,600</b>	<b>73,600</b>	<b>73,600</b>	<b>73,600</b>
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
いなべ市	70,581	70,581	70,581	70,581	70,581	352,905
東員町	1,087	1,087	1,087	1,087	1,087	5,435
菰野町	8,540	8,540	8,540	8,540	8,540	42,700
S D G s 該当目標	 3 健康と福祉	 17 パートナーシップで目標達成へ				

施策を構成する事業No	7-1	事業名	地域子育て支援センター事業（い）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センターにおいて子育て親子が交流する場の提供、子育てに関する相談や援助、地域の子育て情報を提供するとともに、地域ぐるみの子育てを推進します。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	70,581	70,581	70,581	70,581	70,581	352,905
その他特記事項						

施策を構成する事業No	7-1-1	事業名	子育て支援センター相互利用			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いなべ市の地域子育て支援センターの利用対象者を、子育て中の圏域住民にも広げ、子育てのことを語り合う場や子育て支援情報を提供します。</li> </ul>					

施策を構成する事業No	7-1-2	事業名	子育て支援センター職員合同研修			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センターで、関係機関と連携しつつ子育ての相談、情報提供を行うとともに、地域ぐるみの子育てを推進するため職員の研修を合同で行います。</li> </ul>					

施策を構成する事業No	7-2	事業名	子育て支援センター経費（と）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するため、幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについて相談、助言、情報の提供その他必要な援助を行う事業を実施します。</li> <li>・相談窓口としての機能を強化し、子育て世代包括支援センターの機能を一部担うことで、子育て支援拠点としての充実を図ります。</li> <li>・土曜日の利用ニーズが多いため、原則として、毎月第1土曜日に開設することとし、父親参加を促す行事も充実させることで、より魅力のある子育て支援センター運営を行います。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	1,087	1,087	1,087	1,087	1,087	5,435
その他特記事項						

施策を構成する事業No	7-3	事業名	子育て支援センター事業（こ）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において子育て家庭の保護者と子どもの交流等を促進し、育児不安や子育ての悩みを緩和し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	8,540	8,540	8,540	8,540	8,540	42,700
その他特記事項						

施策を構成する事業No	7-3-1	事業名	子育て支援センター相互利用			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菰野町の地域子育て支援センターの利用対象者を、子育て中の圏域住民にも広げ、子育てのことを語り合う場や子育て支援情報を提供します。</li> </ul>					

区分・政策分野	生活機能の強化		福祉			
連携市町	いなべ市（い）	東員町（と）	菰野町（こ）			
	○	○	○			
担当部署	学校教育課	子ども家庭課	子ども家庭課			
協定の取組内容	<p><b>【東員町・菰野町との協定】</b>            安心して子どもを産み育てる環境を整備することで、子育て支援体制の充実を図る。</p>					
現状と課題	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核家族化や共働き家庭の増加により、放課後家庭に帰っても子どもだけとなる世帯が増加傾向にあります。</li> <li>児童の受け入れや過ごし方は、各放課後児童クラブごとで決めています。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>圏域内の放課後児童クラブにおける課題や取組について共有を図ることが必要です。</li> <li>地域や地元企業と連携し、多様な体験や様々な交流をしながら児童が安全に学習や遊びを行える環境を提供することが必要です。</li> </ul>					
施策名	<b>8 放課後児童クラブの運営支援</b>					
施策を構成する事業	8-1	放課後児童健全育成事業（い）				
	8-2	放課後児童対策事業（と）				
	8-3	学童クラブ支援事業（こ）				
施策指標名(KPI)	放課後児童クラブ設置個所数					
指標に関する説明	圏域内で放課後児童クラブを確保することは、保護者の働く機会の確保につながり、最終的には圏域の活性化につながることから、この指標を設定します。					
単位：箇所	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
いなべ市	14	14	14	14	14	14
東員町	10	11	11	11	11	11
菰野町	12	14	14	14	14	14
計	36	39	39	39	39	39
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
いなべ市	99,759	99,759	99,759	99,759	99,759	498,795
東員町	67,016	67,016	67,016	67,016	67,016	335,080
菰野町	94,320	93,150	93,348	93,348	93,348	467,514
S D G s 該当目標	 3 健康と福祉	 4 教育	 8 構造改革	 17 各国連携		

施策を構成する事業No	8-1	事業名	放課後児童健全育成事業（い）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内放課後児童クラブへ支援及び指導を行います。</li> </ul> <p>支援として「いなべ市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱」及び「いなべ市放課後児童クラブ委託基準」に基づき補助金及び委託料の交付を行います。</p> <p>市内放課後児童クラブ設置数：15箇所（R6年10月1日現在）</p> <p>※長期教育休業限定の放課後児童クラブ含む。</p>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	99,759	99,759	99,759	99,759	99,759	498,795
その他特記事項						

施策を構成する事業No	8-2	事業名	放課後児童対策事業（と）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が就労等の理由によって昼間家庭にいない小学校の児童が放課後を安全かつ安心して過ごすことができるよう、遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施します。</li> <li>小学校区ごとの父母会によって組織される放課後児童クラブへ運営を委託して事業を実施します。現在、6小学校区の放課後児童クラブで9支援体（神田地区3支援体、笠尾東地区2支援体）が運営されており、放課後児童クラブに対し研修、指導、監査等を行い適正な事業運営を図ります。</li> <li>稻部地区学童保育所の利用人数増加に伴う1支援体増設に係る経費を支援しています。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	67,016	67,016	67,016	67,016	67,016	335,080
その他特記事項						

施策を構成する事業No	8-3	事業名	学童クラブ支援事業（こ）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後に就労家庭の児童が健全に過ごせるよう、居場所となる学童クラブの運営を支援します。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	94,320	93,150	93,348	93,348	93,348	467,514
その他特記事項						

区分・政策分野	生活機能の強化			教育							
	連携市町	いなべ市（い）	東員町（と）	菰野町（こ）							
		○	○	×							
担当部署	学校教育課	学校教育課	学校教育課	学校教育課	一	一					
協定の取組内容	<b>【東員町との協定】</b> 学校教育における協力・協働体制を充実させることで、児童生徒の健全な育成を図る。										
現状と課題	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめやSNSに関するトラブル等、児童生徒の人権が大切にされない事案が発生しています。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日々の人権教育を充実させるとともに専門人材を活用する等、児童生徒の心に響く取組を進める必要があります。</li> <li>教職員が児童生徒を権利の主体として尊重するとともに、人権に関する理解を深め、確かな人権感覚や指導力を身につける必要があります。</li> <li>児童生徒の人権感覚の育成については、家庭や社会の影響も大きいことから、家庭・地域とも協力し、人権教育を進める必要があります。</li> </ul>										
施策名	<b>9 人権教育の推進</b>										
施策を構成する事業	9-1	人権教育推進事業（い）									
	9-2	人権教育推進事業（と）									
施策指標名(KPI)	認知したいじめが解消した割合										
指標に関する説明	認知したいじめについて、その解消に向けて対応することは、いじめの防止につながることから、この指標を設定します。										
単位：%	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11					
いなべ市	92	80	80	80	80	80					
東員町	64	80	80	80	80	80					
計	78	80	80	80	80	80					
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計					
いなべ市	1,107	1,107	1,107	1,107	1,107	5,535					
東員町	75	75	75	75	75	375					
SDGs該当目標											

施策を構成する事業No	9-1	事業名	人権教育推進事業（い）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校区において小中の連携を強化します。</li> <li>・児童生徒が人権問題について話し合う機会を創ります。</li> <li>・途切れのない支援に向けた小学校と保育園の交流を行います。</li> <li>・三重県人権教育研究協議会の団体会員登録及び研修会等への参加を啓発します。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	1,107	1,107	1,107	1,107	1,107	5,535
その他特記事項						

施策を構成する事業No	9-2	事業名	人権教育推進事業（ど）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校区において小中の連携を強化します。</li> <li>・児童生徒が人権問題について話し合う機会を創ります。</li> <li>・途切れのない支援に向けた小学校と幼稚園、保育園の交流を行います。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	75	75	75	75	75	375
その他特記事項						

区分・政策分野	生活機能の強化		教育			
連携市町	いなべ市（い）	東員町（と）	菰野町（こ）			
	○	○	×			
担当部署	学校教育課	学校教育課	—			
協定の取組内容	<b>【東員町との協定】</b> 学校教育における協力及び協働体制を充実させることで、児童生徒の健全な育成を図る。					
現状と課題	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不登校児童生徒は増加傾向にあり、学校に対する保護者や児童生徒の意識の変化の影響のほか、コロナ禍以降学校生活における様々な制限がある中、学校に行きたいという意欲が高まらない状況があることなど、不登校の要因・背景は複雑化・多様化しています。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不登校児童生徒の学びを保障するためにも、一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場を確保する必要があります。</li> <li>学校内外の関係機関等につながることができていない不登校児童生徒も一定数いることから、いなべ・東員教育支援センターをはじめスクールカウンセラー等の関係機関につなぎ、社会的自立を目指して支援をする必要があります。</li> </ul>					
施策名	<b>10 不登校児童生徒に対する適切な対応</b>					
施策を構成する事業	10-1	不登校児童・生徒対策事業（い）				
	10-2	問題行動・不登校等支援事業（と）				
施策指標名（KPI）	いなべ・東員教育支援センター等関係機関（学校を含む）につながっている不登校児童生徒の割合					
指標に関する説明	不登校児童生徒が、いなべ・東員教育支援センター等関係機関（学校を含む）につながっていることは、一人ひとりの社会的自立に向けた支援につながることから、この指標を設定します。					
単位：%	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
いなべ市	94	100	100	100	100	100
東員町	100	100	100	100	100	100
計	97	100	100	100	100	100
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計
いなべ市	2,320	2,320	2,320	2,320	2,320	11,600
東員町	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	7,200
SDGs該当目標						

施策を構成する事業No	10-1	事業名	不登校児童・生徒対策事業（い）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いなべ・東員教育支援センター(ふれあい教室)」の活動を充実させ、不登校児童生徒の社会的自立を目指します。</li> <li>指導員及びふれあいサポーターによる相談、カウンセラーによる教育相談、臨床心理士による研修会や事例検討会を充実させ、不登校の未然防止と児童生徒の社会的自立を図ります。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	2,320	2,320	2,320	2,320	2,320	11,600
その他特記事項						

施策を構成する事業No	10-2	事業名	問題行動・不登校等支援事業（と）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いなべ・東員教育支援センター(ふれあい教室)」の活動を充実させ、不登校児童生徒の社会的自立を目指します。</li> <li>校内教育支援センターの運用促進のために、教育相談員を配置し、不登校の未然防止と児童生徒の社会的自立を図ります。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	7,200
その他特記事項						

区分・政策分野	生活機能の強化		産業振興						
連携市町	いなべ市（い）	東員町（と）	菰野町（こ）						
	○	○	○						
担当部署	商工観光課	政策課	観光産業課						
協定の取組内容	<p><b>【東員町との協定】</b> 圏域の暮らしを感じることができる観光振興を行うことで、関係人口及び定住人口の増加を図る。</p> <p><b>【菰野町との協定】</b> 鈴鹿山脈でつながる山辺の資源を活用し、観光振興による誘客（インバウンドを含む）、新たな観光商品等の開発に取り組むことで、関係人口の増加を図る。</p>								
現状と課題	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東海環状自動車道の全線開通など、アクセス性の向上により、都市圏からの自動車による来訪客の増加が期待される中、観光客のニーズが多様化し、一つの観光地だけで観光客を満足させることが難しくなります。そのため、圏域内の観光資源を結び付け、広域的な観光施策の展開が求められています。</li> <li>・行政主体の観光コンテンツが多く持続的な事業が少ない現状があります。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政、民間、住民が一体となり、地域の豊かな自然・歴史・文化・施設等の地域資源を活用した観光振興の活性化を図る必要があります。そのためには、イベントの共同開催等を通して、地域愛を感じられるよう、多様な主体が交流を深める必要があります。</li> <li>・圏域の観光に関わる様々な主体が連携する機会を増やす必要があります。</li> </ul>								
施策名	<b>11 観光によるまちづくりの推進</b>								
施策を構成する事業	11-1	グリーンクリエイティブいなべ推進事業（い）							
	11-2	観光組織推進事業（い）							
	11-3	観光客受入施設管理事業（い）							
	11-4	観光資源開発発信事業（い）							
	11-5	企画経費（と）							
		11-5-1	観光地域づくり推進委託料						
	11-6	観光施設維持管理（こ）							
	11-7	観光施設整備事業（こ）							
	11-8	観光振興事業（こ）							
	11-9	文化財保護活用事業（こ）							
施策指標名(KPI)	施策を構成する事業の構築								
指標に関する説明	令和7年度の懇談会までに、「新たな施策を構成する事業又は既存事業の拡充の提示ができるようにする」ことを成果指標（KPI）として設定します。								
単位：	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11			
いなべ市		KPI設定							
東員町		KPI設定							
菰野町		KPI設定				R7以降入力			
計		-							
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計			
いなべ市	75,700	75,700	75,700	75,700	75,700	378,500			
東員町	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000			
菰野町	43,701	186,451	230,901	180,251	179,701	821,005			
S D G s 該当目標									

施策を構成する事業No	11-1	事業名	グリーンクリエイティブいなべ推進事業（い）			
事業概要	・豊かな自然、里山、產品等の地域資源を発掘し、都会的なものに磨き上げ、都会の人々を魅了するモノ・コト・トキを創造します。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	250,000
その他特記事項						

施策を構成する事業No	11-2	事業名	観光組織推進事業（い）			
事業概要	・民間の観光組織等の支援を行い、観光振興の充実を図ります。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	75,000
その他特記事項						

施策を構成する事業No	11-3	事業名	観光客受入施設管理事業（い）			
事業概要	・観光施設の適切な管理により、観光客の利便性、安全性の向上を図ります。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	43,500
その他特記事項						

施策を構成する事業No	11-4	事業名	観光資源開発発信事業（い）			
事業概要	・広域連携による観光振興を促進するため、各種団体と連携し、観光誘客事業、観光施設や特産品の宣伝事業等を実施します。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000
その他特記事項						

施策を構成する事業No	11-5	事業名	企画経費（と）			
事業概要	・地方創生事業として観光地域づくりを推進するための事業を実施します。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000
その他特記事項						

施策を構成する事業No	11-5-1	事業名	観光地域づくり推進委託料			
事業概要	・観光地域づくり法人（DMO）に、観光データの収集・分析、関係者との合意形成などの業務を委託しています。					

施策を構成する事業No	11-6	事業名	観光施設維持管理、観光振興事業（二）			
事業概要	・湯の山温泉街及びその周辺地域一帯を観光客が安心して快適に移動、滞在、観光することができるよう、観光施設について維持管理を行います。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	7,303	7,303	7,303	7,303	7,303	36,515
その他特記事項						

施策を構成する事業No	11-7	事業名	観光施設整備事業（二）			
事業概要	・観光客の満足度を高め、交流人口の増加を図るため、湯の山温泉街及びその周辺地域一帯を観光客が安心して快適に移動、滞在、観光することができる環境整備を行います。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	12,088	12,088	12,088	12,088	12,088	60,440
その他特記事項						

施策を構成する事業No	11-8	事業名	観光振興事業（二）			
事業概要	・湯の山温泉の魅力を発信するイベントの実施や、菰野富士での観光名所づくり等を行います。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	18,956	164,156	209,156	157,956	157,956	708,180
その他特記事項						

施策を構成する事業No	11-9	事業名	文化財保護活用事業（二）			
事業概要	・菰野町に残る貴重な文化財を整理、集約し、町内の名所旧跡を案内するボランティアガイドの養成など、名所旧跡等の文化財を活かした各種事業を行い、文化財の保護と活用を図ります。希望者に対する観光案内だけでなく、文化財巡りツアーや文化財解説動画の配信など、町内外に向けて積極的な情報発信を行います。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	5,354	2,904	2,354	2,904	2,354	15,870
その他特記事項						

区分・政策分野	生活機能の強化		環境						
連携市町	いなべ市（い）		東員町（と）						
	○		○						
担当部署	環境政策課・環境衛生課 ・都市整備課		みらい環境課						
協定の取組内容	<p><b>【東員町との協定】</b>            ゼロカーボンシティ宣言による脱炭素化を住民や地域、事業者と一体となって推進することで、持続可能な循環型社会の構築を図る。</p> <p><b>【菰野町との協定】</b>            それが設置している一般廃棄物等処理施設は、建設から年数が経過し老朽化が進んでいるため、施設を統合することで、機能強化及びコスト削減を行い、持続可能な循環型社会の構築を図る。</p>								
現状と課題	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いなべ市、東員町、菰野町はそれぞれ、令和4年7月から令和5年12月にかけてゼロカーボンシティ宣言を表明しました。住民や事業者と一体となって、地球温暖化問題を認識し、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用などにより、脱炭素社会の実現を目指しています。</li> <li>地球規模での環境問題が深刻化する中、利便性の高い暮らしと豊かな自然環境が調和した持続可能な社会を構築していくことは、圏域にとどまらず、国際的にも達成すべき重要な事項となっています。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然に由来するエネルギーの活用を推進するとともに、環境にやさしい住民生活を促進することにより、地球温暖化防止の取組を進めていく必要があります。</li> </ul>								
施策名	<b>12 チャレンジ・カーボンニュートラル</b>								
施策を構成する事業	12-1	(仮) 広域ごみ処理施設整備事業 (い)							
	12-2	水素エネルギー活用促進事業 (い)							
	12-3	地域脱炭素移行重点対策加速化事業 (い)							
	12-4	脱炭素・循環型社会形成事業 (と)							
	12-5	(仮)広域ごみ処理施設整備事業 (こ)							
	12-6	地球温暖化・地域脱炭素化対策事業 (こ)							
施策指標名(KPI)	温室効果ガス (CO <sub>2</sub> ) の排出削減量								
指標に関する説明	2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素の排出を実質ゼロ（二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること）を目指すための指標です。 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策実行計画に掲げる目標値としています。								
単位:t-CO <sup>2</sup>	排出量実績	R7	R8	R9	R10	R11			
いなべ市	14,794(R5)	870	870	870	870	870			
東員町	2,709(R3)	131	131	131	131	131			
菰野町	8,641(R3)	425	425	425	425	425			
計	26,144	1,426	1,426	1,426	1,426	1,426			
事業費(千円)	R7	R8	R9	R10	R11	計			
いなべ市	161,922	245,542	319,641	99,812	17,500	844,417			
東員町	12,466	2,466	2,466	2,466	2,466	22,330			
菰野町	3,147	3,147	3,147	3,147	3,147	15,735			
SDGs該当目標	7 持続可能な開発目標 	11 住み続けられるまちづくり 	12 つくる責任 つかう責任 	13 経済活動に気候変動対応 					

施策を構成する事業No	12-1	事業名	(仮) 広域ごみ処理施設整備事業 (い)			
事業概要	<p>・菰野町と連携してごみ処理施設を統合することによって、施設の機能強化及びコスト削減を図り、温室効果ガスの削減、脱炭素社会の実現に効果的につなげていきます。具体的には、主に基本構想計画策定、一部事務組合例規策定業務、基本計画策定、民間導入可能性調査、生活環境影響調査、測量地質調査、業者選定支援業務等を行います。</p>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費 (千円)	事業の進捗に応じて入力				0	
その他特記事項						

施策を構成する事業No	12-2	事業名	水素エネルギー活用促進事業 (い)			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>公用車を環境負荷軽減車両に移行、平時は業務車両や企業車両に、災害時には非常電源として水素を広く活用し、防災・環境の両側面から脱炭素化を図ります。</li> <li>水素ステーションの維持管理、保安管理を行います。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費 (千円)	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	87,500
その他特記事項						

施策を構成する事業No	12-3	事業名	地域脱炭素移行重点対策加速化事業 (い)			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光を主軸とした再生可能エネルギーの地産地消を図りながら、温室効果ガスの削減に向けた取組を官民連携によって展開します。避難所指定された学校施設への太陽光発電、蓄電池の設置、公用車の環境負荷軽減車両の導入と充電設備の整備、再エネ活用を促進するための市民向け補助金の交付、発電設備・蓄電池を組み合わせたエネルギー・マネジメントシステムの構築を行います。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費 (千円)	144,422	228,042	302,141	82,312	0	756,917
その他特記事項						

施策を構成する事業No	12-4	事業名	脱炭素・循環型社会形成事業 (と)			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策推進のため、地方公共団体実行計画（桑名・員弁広域環境基本計画、東員町ゼロカーボン実現計画）の目標の進捗を管理します。具体的な施策として、分散型エネルギーへのシフトの検討、公共施設への再エネ発電設備等の設置、公用車の環境負荷軽減車両の導入、省エネ・再エネ導入促進のための町民向け補助金の交付等を実施します。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費 (千円)	12,466	2,466	2,466	2,466	2,466	22,330
その他特記事項						

施策を構成する事業No	12-5	事業名	(仮) 広域ごみ処理施設整備事業 (二)			
事業概要	<p>・いなべ市と連携してごみ処理施設を統合することによって施設の機能強化及びコスト削減を図り、温室効果ガスの削減、脱炭素社会の実現に効果的につなげていきます。具体的には、主に基本構想計画策定、一部事務組合例規策定業務、基本計画策定、民間導入可能性調査、生活環境影響調査、測量地質調査、業者選定支援業務等を行います。</p>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	事業の進捗に応じて入力				0	
その他特記事項						

施策を構成する事業No	12-6	事業名	地球温暖化・地域脱炭素化対策事業 (二)			
事業概要	<p>・家庭から排出される二酸化炭素を削減しようとする気運の醸成を目的として、再エネ活用を促進するための町民向け補助金の交付を行います。</p> <p>・効率的な資源化を推進し、廃棄物焼却量の抑制を行うとともに、地域全体での脱炭素化を目指し、町内事業者などと連携した地域脱炭素化事業の実施を行います。</p>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	3,147	3,147	3,147	3,147	3,147	15,735
その他特記事項						

区分・政策分野	結びつきやネットワークの強化		地域公共交通					
連携市町	いなべ市（い）	東員町（と）	菰野町（こ）					
	○	○	○					
担当部署	交通政策課	政策課	総務課安全安心対策室					
協定の取組内容	<b>【東員町・菰野町との協定】</b> それぞれが確保している交通手段の連携等を行うことで、地域公共交通の利便性向上及び利用促進を図る。							
現状と課題	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いなべ市では年末年始を除く平日のみ無料のバスを、東員町では年末年始を除く毎日有料のバスを、菰野町ではニーズに合わせて路線ごとに平日運行、土日運行を分けた有料のバス及びAIオンデマンド乗合交通であるのりあいタクシーを運行しています。</li> <li>地域の実情に合った事業を各市町で行っています。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダイヤ・路線の調整等、圏域内の乗り入れ等の可能性を検討していく必要があります。</li> </ul>							
施策名	<b>13 地域公共交通ネットワークの維持・強化（バス事業）</b>							
施策を構成する事業	13-1	福祉バス運行事業（い）						
	13-2	コミュニティバス事業（と）						
	13-3	コミュニティバス、のりあいタクシー運行等事業（こ）						
		13-3-1	コミュニティバス運行等業務委託					
		13-3-2	地域公共交通確保維持改善事業					
施策指標名(KPI)	コミュニティバス及びのりあいタクシーの利用者数							
指標に関する説明	利用者を増加させることは、住民の利便性・定住促進の指標となります。							
単位：人	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11		
いなべ市	76,366	76,868	76,402	75,935	75,469	75,002		
東員町	76,892	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000		
菰野町	コミュニティバス	50,856	51,600	52,400	53,200	54,000	54,800	
	のりあいタクシー	18,303	18,700	19,100	19,500	20,000	20,500	
	小計	69,159	70,300	71,500	72,700	74,000	75,300	
計	222,417	224,168	224,902	225,635	226,469	227,302		
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計		
いなべ市	133,897	133,897	133,897	133,897	133,897	669,485		
東員町	79,786	79,786	79,786	79,786	79,786	398,930		
菰野町	120,000	117,000	117,000	117,000	117,000	588,000		
SDGs該当目標	11 	12 						

施策を構成する事業No	13-1	事業名	福祉バス運行事業（い）			
事業概要	・いなべ市内間の移動における北勢ルート4路線、員弁ルート2路線、大安ルート3路線、藤原ルート3路線、市役所線1路線の計13路線の定時定路線型無料バスを運行します。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	133,897	133,897	133,897	133,897	133,897	669,485
その他特記事項						

施策を構成する事業No	13-2	事業名	コミュニティバス事業（と）			
事業概要	・三岐鉄道北勢線、三岐線及び路線バスを軸とした交通網を形成するため、東員町内の移動についてこれらを補完し接続する形でコミュニティバスを運行します。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	79,786	79,786	79,786	79,786	79,786	398,930
その他特記事項						

施策を構成する事業No	13-3	事業名	コミュニティバス、のりあいタクシー運行等事業（二）			
事業概要	・コミュニティバスは、菰野駅、けやき・菰野町役場などを重要結節点として公共施設などを結び、町内7系統を車両4台で運行しています。朝夕は通勤通学の利用が多く、日中は高齢者が保健福祉センターや基幹病院、商業施設などへの移動に利用しています。 ・のりあいタクシーは、乗り降りがしやすい大きなスライドドアや低いフロアなど、利用者に配慮したユニバーサルデザインとなっています。2020年1月にはAIによる配車・予約システムを導入するとともに、スマートフォンなどからのWeb予約を開始し、同年10月から町内全域を車両3台が運行しています。町内各地に設置された乗降場所から乗降場所までを移動することができます。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	120,000	117,000	117,000	117,000	117,000	588,000
その他特記事項						

施策を構成する事業No	13-3-1	事業名	コミュニティバス運行等業務委託			
事業概要	・コミュニティバスは、菰野駅、けやき・菰野町役場などを重要結節点として公共施設などを結び、町内7系統を車両4台で運行しています。朝夕は通勤通学の利用が多く、日中は高齢者が保健福祉センターや基幹病院、商業施設などへの移動に利用しています。					

施策を構成する事業No	13-3-2	事業名	地域公共交通確保維持改善事業			
事業概要	・菰野町の公共交通は鉄道（近鉄湯の山線）、三重交通路線バス、尾高タクシー、御在所ロープウェイ、町が運行しているコミュニティバスとAIオンデマンド乗合交通（のりあいタクシー）があります。これら町内の様々な公共交通を使って町内のおでかけを便利にするために、令和2年1月に菰野町MaaS「おでかけこもの」を導入し、ルート検索、のりあいタクシー予約、主要のりばの運行情報などを単一のWebサイト上で提供するシステムを導入しています。					

区分・政策分野	結びつきやネットワークの強化		地域公共交通					
連携市町	いなべ市（い）	東員町（と）	菰野町（こ）					
	○	○	×					
担当部署	交通政策課	政策課	—					
協定の取組内容	<b>【東員町・菰野町との協定】</b> それぞれが確保している交通手段の連携等を行うことで、地域公共交通の利便性向上及び利用促進を図る。							
現状と課題	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いなべ市、東員町を走る三岐鉄道の2路線において、特に北勢線は、三岐鉄道に運行移管後も、独立採算での運行は難しく、沿線市町の補助金による支援が不可欠で、自治体の負担も大きく、肝心な収入である乗車実績は、回復傾向にあるもののコロナ禍前まで持ち直していません。</li> <li>沿線市町による北勢線の支援は、令和6年度までは決定していますが、令和7年度以降の支援については北勢線事業運営協議会において新たな交通手段の検討も含めて協議を進めています。</li> <li>北勢線の車両は、特殊な規格のため中古車両も予備車両も無く、延命修繕により使用していますが故障が頻繁に発生している状況です。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営状態の黒字化は厳しく、自治体による補助金の負担も大きく、今後、現行の車両形態での存続となった場合、高額な運行費の支援と併せて、高額な車両更新が不可欠となります。</li> </ul>							
施策名	<b>14 地域公共交通ネットワークの維持・強化（鉄道支援事業）</b>							
施策を構成する事業	14-1	三岐鉄道支援事業（い）						
	14-2	鉄道事業費（と）						
		14-2-1	北勢線事業運営維持費補助金					
		14-2-2	三岐線鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助金					
施策指標名（KPI）	三岐鉄道北勢線利用者数							
指標に関する説明	北勢線支援を継続することにより、北勢線の安定運行の確保につなげます。							
単位：人	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11		
いなべ市（4駅）	429,972	473,003	473,003	473,003	466,945	459,668		
東員町（2駅）	281,900	289,608	289,608	289,608	285,899	281,443		
計	711,872	762,611	762,611	762,611	752,844	741,111		
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計		
いなべ市	147,155	147,155	147,155	147,155	147,155	735,775		
東員町	147,155	147,155	147,155	147,155	147,155	735,775		
SDGs該当目標								

施策を構成する事業No	14-1	事業名	三岐鉄道支援事業（い）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内を走る三岐鉄道2路線に対する補助事業を行います。</li> <li>北勢線に対しては、沿線市町による運営費の支援を平成15年度から開始し、現在は暫定支援期間として支援しています。</li> <li>三岐線に対しては、ハード整備にかかる国県沿線市町の協調補助の支援を行っています。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	147,155	147,155	147,155	147,155	147,155	735,775
その他特記事項						

施策を構成する事業No	14-2	事業名	鉄道事業費（と）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤者、通学者、高齢者・障がい者等の交通弱者が公共交通としての鉄道を利用して移動ができる状態を目指します。</li> <li>北勢線事業運営協議会の設置</li> <li>北勢線事業運営維持費への補助</li> <li>三岐線鉄道軌道安全輸送設備等整備事業への補助</li> <li>三岐線鉄道施設安全対策事業への補助</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	147,155	147,155	147,155	147,155	147,155	735,775
その他特記事項						

施策を構成する事業No	14-2-1	事業名	北勢線事業運営維持費補助金（と）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>三岐鉄道北勢線は営業赤字が継続しており、安定運行のため、三岐鉄道に対して財政支援を行います。</li> </ul>					

施策を構成する事業No	14-2-2	事業名	三岐線鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助金（と）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>三岐鉄道三岐線の安全運行を維持するため、三岐鉄道の整備事業に対して 財政支援を行います。</li> </ul>					

区分・政策分野	結びつきやネットワークの強化		道路等の交通インフラの整備									
連携市町	いなべ市（い）		東員町（と）		菰野町（こ）							
	○		○		○							
担当部署	建設課・高速道路対策課		建設課		都市整備課							
協定の取組内容	<b>【東員町・菰野町との協定】</b> 広域的な視点で幹線道路及び生活道路の整備を行うことで、物流の円滑化及び住民の利便性の向上を図る。											
現状と課題	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新名神高速道路が平成31年3月に全線開通し、新名神高速道路と東名阪自動車道によるダブルネットワークの形成により、災害時における復旧及び支援ルートが確保されるのと同時に、交通が分散されることにより慢性的な渋滞の解消にもつながっています。新名神高速道路に加え、令和9年には東海環状自動車道の全線開通が予定されており、中京圏と近畿圏、北陸といった広域的な人脈の連携、経済的な効果が期待できます。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海環状自動車道の建設工事の安全を第一に考えながら、早期の供用開始を目指すことを強く要望し、これらの高規格道路へのアクセス性の強化を図ることが課題となってきます。</li> </ul>											
施策名	<b>15 高規格幹線道路、幹線道路及び生活道路の安全性の向上を図る道路の整備</b>											
施策を構成する事業	15-1	防災・安全交付金事業（い）										
		15-1-1	市道西方上笠田線自歩道整備工事									
		15-1-2	市道笠田新田中央線道路改良工事									
		15-1-3	市道楚原北勢線路肩整備工事									
		15-1-4	市道阿第107号線交通安全対策事業									
	15-2	高速道路整備促進事業（い）										
	15-3	(仮) 東海環状自動車道開通イベント事業（い）										
	15-4	道路橋りょう経費（と）										
		15-4-1	東海環状自動車道整備促進事業									
	15-5	国道421号整備促進事業（と）										
	15-6	国道365号整備促進事業（と）										
	15-7	主要生活道路整備事業（こ）										
	15-8	菰野バイパス（国道477号）整備促進事業（こ）										
	15-9	国道306号整備促進事業（こ）										
施策指標名(KPI)	インター利用台数											
指標に関する説明	圏域内のインターチェンジの出入口の年間利用台数を指標とします。											
単位：台	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11						
いなべIC	-	1,000,000	1,000,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000						
大安IC	1,497,230	1,300,000	1,300,000	1,690,000	1,690,000	1,690,000						
東員IC	1,523,875	1,550,000	1,550,000	2,015,000	2,015,000	2,015,000						
菰野IC	1,189,596	1,200,000	1,200,000	1,440,000	1,440,000	1,440,000						
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計						
いなべ市	87,050	70,350	350	350	350	158,450						
東員町	90	90	90	90	90	450						
菰野町	120,000	120,000	120,000	0	0	360,000						
S D G s 該当目標												

施策を構成する事業No	15-1	事業名	防災・安全交付金事業（い）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学路の危険箇所の安全対策を推進し、道路利用者の安全を確保します。併せて関連するインフラ整備、ソフト対策を効果的に実施します。</li> <li>災害時に緊急輸送路や広域幹線ネットワークとのアクセス道路の分断を回避するため、道路ネットワークの整備を推進します。また、そのことにより地域住民の安全性と利便性の向上を図ります。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	86,700	50,000	0	0	0	136,700
その他特記事項						

施策を構成する事業No	15-1-1	事業名	市道西方上笠田線自歩道整備工事			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置：員弁町西方・北金井地内 (大泉公民館前交差点～県立いなべ総合学園高等学校) 延長：1,700m 幅員6.5m(自歩道3.5m)</li> </ul>					

施策を構成する事業No	15-1-2	事業名	市道笠田新田中央線道路改良工事			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置：員弁町笠田新田地内 (国道421号～員弁地区防災拠点【御園グランド】) 延長：320m 幅員7.5m(車道6.0m、路肩0.75m)</li> </ul>					

施策を構成する事業No	15-1-3	事業名	市道楚原北勢線路肩整備工事			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置：員弁町宇野～楚原地内 (国道421号～市道笠田新田楚原線) 延長：1,000m あんしん路肩2.0m</li> </ul>					

施策を構成する事業No	15-1-4	事業名	市道阿第107号線交通安全対策工事			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置：北勢町阿下喜地内 (いなべ市庁舎～市道阿第4号線) 延長：180m 歩道2.5m</li> </ul>					

施策を構成する事業No	15-2	事業名	高速道路整備促進事業（い）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海環状自動車道の整備促進のため、県内及び県外の沿線市町と連携しながら国、NEXCO中日本、県等の関係機関へ要望活動を行うことにより、早期全線開通に向けた働きかけを行います。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	350	350	350	350	350	1,750
その他特記事項						

施策を構成する事業No	15-3	事業名	(仮) 東海環状自動車道開通イベント事業（い）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海環状自動車道の全線開通を記念して開通イベントを開催します。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	0	20,000	0	0	0	20,000
その他特記事項						

施策を構成する事業No	15-4	事業名	道路橋りょう経費（と）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法第28条の規定により義務付けられている道路台帳の更新、保管、閲覧を行います。</li> <li>・新名神高速道路、東海環状自動車道の早期整備が図られるよう各種同盟会等に参加するための費用を負担します。また、幅員狭小区間の解消や歩行空間の確保等の道路改良工事を行います。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	90	90	90	90	90	450
その他特記事項						

施策を構成する事業No	15-4-1	事業名	東海環状自動車道整備促進事業（と）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海環状自動車道の整備促進のため、県内及び県外の沿線市町と連携しながら国、県、NEXCO中日本等の関係機関へ要望を行うことにより、早期全線開通に向けた働きかけを行います。</li> </ul>					

施策を構成する事業No	15-5	事業名	国道421号整備促進事業（と）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道421号が早期に整備されるよう要望を行います。 位置：東員町鳥取・大木地内 延長：900m 幅員13.5m(歩道2.5m)</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	0	0	0	0	0	0
その他特記事項						

施策を構成する事業No	15-6	事業名	国道365号整備促進事業（と）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道365号が早期に整備されるよう要望を行います。 位置：東員町南大社・長深地内 延長：3,500m 4車線化</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	0	0	0	0	0	0
その他特記事項						

施策を構成する事業No	15-7	事業名	主要生活道路整備事業（こ）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅員狭小区間の解消や歩行空間の確保等の道路改良工事を行います。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	100,000	100,000	100,000	0	0	300,000
その他特記事項						

施策を構成する事業No	15-8	事業名	菰野バイパス（国道477号）整備促進事業（二）			
事業概要	・ 菰野バイパス（国道477号）の早期整備促進について、事業主体である三重県に対し要望を行います。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	0	0	0	0	0	0
その他特記事項						

施策を構成する事業No	15-9	事業名	国道306号整備促進事業（二）			
事業概要	・ 国道306号の幅員狭小区間である田光地区の相生橋付近において、歩行者の安全確保や渋滞緩和のため三重県と連携し、路肩整備を進めるとともに既存ゾーン30をゾーン30プラスに格上げします。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	20,000	20,000	20,000	0	0	60,000
その他特記事項						

区分・政策分野	結びつきやネットワークの強化		地域の生産者・消費者等の連携による地産地消								
連携市町	いなべ市（い）		東員町（と）		菰野町（こ）						
	○		×		○						
担当部署	獣害対策課・農業振興課		—		観光産業課						
協定の取組内容	<b>【菰野町との協定】</b> 豊かな田園の資源を活用し、生産者、消費者等の連携を行うことで、地場産品の地産地消の推進を図る。										
現状と課題	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや、生産者の販売の多様化が進む中、消費者と生産者を結びつける「地産地消」への期待が高まっています。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地産地消に取り組む環境づくりを進め、圏域での地場農産物の消費を拡大し、圏域の農業の活性化を図る必要があります。</li> <li>・農産物加工業者と連携して地産地消の流通体制を確立し、圏域での消費拡大を図る必要があります。</li> <li>・地元での消費に限らず、外への消費拡大・販路拡大に向けた取組も必要です。</li> </ul>										
施策名	<b>16 地産地消の推進</b>										
施策を構成する事業	16-1	地産地消推進事業（い）									
	16-2	農業振興事業（い）									
	16-3	農業関係組織育成事業（い）									
	16-4	地場農産物消費拡大事業（こ）									
施策指標名(KPI)	施策を構成する事業の構築										
指標に関する説明	令和7年度の懇談会までに、「新たな施策を構成する事業又は既存事業の拡充の提示ができるようにする」ことを成果指標（KPI）として設定します。										
単位：件	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11					
いなべ市		KPI設定	R7以降入力								
菰野町		KPI設定									
計		-									
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計					
いなべ市	12,052	12,052	12,052	12,052	12,052	60,260					
菰野町	3,105	3,105	3,105	3,105	3,105	15,525					
S D G s 該当目標											

施策を構成する事業No	16-1	事業名	地産地消推進事業（い）			
事業概要	・いなべ市そば祭りの運営委託により全国に向けてPRを行います。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100	50,500
その他特記事項						

施策を構成する事業No	16-2	事業名	農業振興事業（い）			
事業概要	・集落や担い手の農業を安定的で持続性のあるものとなるよう、各種情報、技術指導などを農業関係機関で協力して支援します。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	1,652	1,652	1,652	1,652	1,652	8,260
その他特記事項						

施策を構成する事業No	16-3	事業名	農業関係組織育成事業（い）			
事業概要	・農業振興を進める中で活動している団体の組織育成を推進し、農業振興事業に新たに取り組む団体又は農家に対して補助金を支給します。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	300	300	300	300	300	1,500
その他特記事項						

施策を構成する事業No	16-4	事業名	地場農産物消費拡大事業（こ）			
事業概要	・新たな特産品となる農産物の生産を推進し、関係機関、事業者等と連携して新たな商品の開発を実施します。また、主穀以外の農産物等の食材においても更高的な品質向上を図り、安全で安心な農産物として高付加価値化を図りながら、販路拡大を目指します。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	3,105	3,105	3,105	3,105	3,105	15,525
その他特記事項						

区分・政策分野	結びつきやネットワークの強化		地域内外の住民との交流・移住促進					
連携市町	いなべ市（い）		東員町（と）		菰野町（こ）			
	○		○		×			
担当部署	住宅課・こども政策課		政策課・建設課		—			
協定の取組内容	<b>【東員町との協定】</b> 地域交流につながる情報発信や魅力づくり等に取り組むことで、IJU(移住)ターンや定住人口の増加を図る。							
現状と課題	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空き家及び空き地の需要は、売却又は賃貸とも非常に高く、空き家・空き地バンク制度（以下「空き家バンク制度」という。）物件の紹介後、直ぐに売却又は賃貸につながるのが現状です。</li> <li>不動産登記法の改正により、令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。</li> <li>人口減少や核家族化、単身世帯の増加等で空き家が増加傾向にあります。</li> <li>長期にわたって不在の住宅などの空き家が増加しています。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空き家・空き地は、所有者の認識が低いこと、物件の売却に当たる相続登記・確定測量の経費負担が大きいこと、所有者の経済的な理由、法定相続人の相続問題等により、空き家バンク制度へつながらないケースが多いことが課題となっています。</li> <li>空き家になる前の意識づけを行うなどの取組が必要です。</li> </ul>							
施策名	<b>17 空き家対策、移住・定住・交流の推進</b>							
施策を構成する事業	17-1	空き家住宅活用事業（い）						
	17-2	移住・定住促進事業（い）						
	17-3	結婚応援事業（い）						
	17-4	空家等対策経費（と）						
		17-4-1	空家等リフォーム支援事業補助金					
		17-4-2	空家等除却支援事業補助金					
	17-5	企画経費（と）						
		17-5-1	三重県移住・就業マッチング支援事業					
施策指標名(KPI)	施策を構成する事業の構築							
指標に関する説明	令和7年度の懇談会までに、「新たな施策を構成する事業又は既存事業の拡充の提示ができるようにする」ことを成果指標（KPI）として設定します。							
単位：	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11		
いなべ市		KPI設定						
東員町		KPI設定						
計		-						
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計		
いなべ市	6,078	6,078	6,078	6,078	6,078	30,390		
東員町	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	14,500		
S D G s 該当目標								

施策を構成する事業No	17-1	事業名	空き家住宅活用事業（い）			
事業概要	<p>・市内の空家・空地を有効活用するため、空家・空地の賃貸や売却を希望する所有者から提供された情報をHP等に掲載し、空家・空地利用希望者へ情報提供を行います。</p>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	2,590	2,590	2,590	2,590	2,590	12,950
その他特記事項						

施策を構成する事業No	17-2	事業名	移住・定住促進事業（い）			
事業概要	<p>・県が行うマッチング支援事業と連携し、東京圏から移住して就業しようとする者が転居・就業に至った場合に、県と協働し移住支援金を給付します。</p> <p>・県は東京圏の求職者に対して、インターネットサイトを開設・運営するとともに、市町や経済団体の協力を得て選定した中小企業等に、求人広告の作成支援と当該求人広告サイトへの掲載を行います。</p>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
その他特記事項						

施策を構成する事業No	17-3	事業名	結婚応援事業（い）			
事業概要	<p>・未婚者支援イベント（婚活パーティー）や結婚支援に係るセミナーといった男女の出逢いの場の提供や、結婚時の新生活への経済的助成を行う結婚新生活支援事業補助金を提供することで、結婚までの一連の流れをサポートし、婚姻数を上げ、人口増加につなげます。</p>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	2,488	2,488	2,488	2,488	2,488	12,440
その他特記事項						

施策を構成する事業No	17-4	事業名	空家等対策経費（と）			
事業概要	<p>・空家の適正な管理が行われ、また空家利用希望者が利活用できる状態にすることを目的とします。</p> <p>・東員町空家等対策計画に基づき、実態把握（定期的な空家等調査・所有者等への意向調査）、発生抑制・適正管理（所有者等への啓発、適正管理の促し）、利活用（空き家・空き地情報バンク制度の充実）を行います。</p>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	6,500
その他特記事項						

施策を構成する事業No	17-4-1	事業名	空家等リフォーム支援事業補助金（と）
事業概要	・町外からの移住者が空き家を改修し居住する際に、改修費用の一部を補助します。		

施策を構成する事業No	17-4-2	事業名	空家等除却支援事業補助金（と）
事業概要	・特定空家等及び不良空家等の除却費用の一部を補助します。		

施策を構成する事業No	17-5	事業名	企画経費（と）			
事業概要	・三重県と県内市町が共同して実施する移住・就業マッチング支援事業を実施します。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	8,000
その他特記事項						

施策を構成する事業No	17-5-1	事業名	三重県移住・就業マッチング支援事業（と）			
事業概要	・東京23区内に住んでいる人又は東京圏に住みながら東京23区内に通勤している人が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人を利用して就業し、東員町に移住した場合に、移住された人又はその世帯に、移住支援金を交付します。					

区分・政策分野	結びつきやネットワークの強化		地域内外の住民との交流・移住促進								
連携市町	いなべ市（い）		東員町（と）		菰野町（こ）						
	○		○		×						
担当部署	政策課		政策課		—						
協定の取組内容	<p><b>【東員町との協定】</b> 地域交流につながる情報発信や魅力づくり等に取り組むことで、IJU(移住)ターンや定住人口の増加を図る。</p>										
現状と課題	<p>(現状) ・国の地方創生の推進により、各自治体は「選ばれるまち」を実現するべく、地域の特色を魅力ある資源として発掘・育成し、地域の内外に向けて発信しています。</p> <p>(課題) ・地域の資源や魅力は、地元の人では気づきにくいため、地域外からの視点を取り入れ、交流・移住の促進を図る必要があります。また、こうした活動内容を通して、発掘された地域の魅力の情報発信を強化する必要があります。</p>										
施策名	<b>18 外部人材活用の推進</b>										
施策を構成する事業	18-1	地域活性化起業人事業（い）									
	18-2	地域おこし協力隊事業（い）									
	18-3	地域おこし協力隊募集事業（い）									
	18-4	地域活性化起業人事業（と）									
施策指標名(KPI)	外部人材の登用数										
指標に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活性化起業人や地域おこし協力隊員といった外部人材の活用は、自治体と企業、自治体とこの地域においてまちおこしを行おうとする個人との二つが一致し、募集、受け入れを伴うものであり、人数等を増やすことを目的とするものではありません。しかし、外部人材の登用は、地域活性化には有用であり、成果指標（KPI）は、例外的に実績値（数）とします。</li> <li>・情報発信については、CTY等を通して外部人材の活動内容の紹介を行っていますが、広報誌等も活用します。地域の魅力を地域内にも発信することで、誇りと愛着を醸成し、定住につなげます。</li> </ul>										
単位：人	R5実績	R7実績	R8実績	R9実績	R10実績	R11実績					
いなべ市	34	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値					
東員町	-	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値					
計	34										
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11	計					
いなべ市	実績額	実績額	実績額	実績額	実績額	実績額					
東員町	実績額	実績額	実績額	実績額	実績額	実績額					
S D G s 該当目標											

施策を構成する事業No	18-1	事業名	地域活性化起業人事業（い）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業で培われた人脈やノウハウを活かしながら、地域活性化の取組を効果的・効率的に展開します。企業から派遣された地域活性化起業人（社員）に要する経費を負担します。</li> </ul> <p>地域活性化起業人 1人当たり上限5,600千円（令和6年10月1日現在）</p>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	実績額	実績額	実績額	実績額	実績額	実績額
その他特記事項	特別交付税対象事業のため、決算額のみ表記					

施策を構成する事業No	18-2	事業名	地域おこし協力隊事業（い）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市地域から過疎地域等に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売等をおこなう地域おこし協力隊の支援を行い、その地域への定住・定着を図ります。</li> <li>地域活動に対する隊員への報償金及び地域活動に必要な経費（補助金）等を支払います。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	実績額	実績額	実績額	実績額	実績額	実績額
その他特記事項	特別交付税対象事業のため、決算額のみ表記					

施策を構成する事業No	18-3	事業名	地域おこし協力隊募集事業（い）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市住民など地域外の人材を地域社会の新たな担い手として募り、委嘱した隊員の安定的な活動に向けた支援を行います。</li> <li>隊員の募集、選定、隊員の活動支援、隊員の事業計画の審査、中間審査及び進捗管理を行うための審査会の開催、定住、起業支援、受入担当課の研修を実施します。</li> </ul>					
年度	R6	R7	R8	R9	R10	計
事業費（千円）	実績額	実績額	実績額	実績額	実績額	実績額
その他特記事項	特別交付税対象事業のため、決算額のみ表記					

施策を構成する事業No	18-4	事業名	地域活性化起業人事業（と）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業で培われた人脈やノウハウを活かしながら、地域活性化の取組を効果的・効率的に展開します。企業から派遣された地域活性化起業人（社員）に要する経費を負担します。</li> </ul> <p>地域活性化起業人 1人当たり上限5,600千円（令和6年10月1日現在）</p>					
年度	R6	R7	R8	R9	R10	計
事業費（千円）	実績額	実績額	実績額	実績額	実績額	実績額
その他特記事項	特別交付税対象事業のため、決算額のみ表記					

区分・政策分野	結びつきやネットワークの強化		上記のほか、結びつきやネットワークの強化に係る取組				
連携市町	いなべ市（い）		東員町（と）		菰野町（こ）		
	○		○		○		
担当部署	情報課・学校教育課 ・生涯学習課		政策課		情報システム推進室		
協定の取組内容	<p>【東員町・菰野町との協定】            デジタル技術の相互利活用を促進することで、事務の効率化及び行政コストの削減を図る。</p>						
現状と課題	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近年AI等の新しいICT技術が次々と出てくる中、これらの技術を有効に活用した新たな行政サービスが求められています。</li> <li>小中学校において、教職員が児童生徒の学籍管理や成績処理など、多くのデータ管理業務で抱える事務負担を軽減することで、児童生徒と向き合う時間を確保し、教育の質の向上を図るために校務支援システムを導入しています。公務支援システムを整備し、システム操作等の統一を図ることにより、教職員の異動による再研修の負担を軽減するとともに、相互連携により運用の効率化や最適な維持管理を行っています。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>急激な人口減少社会に対応するため、利用者起点で行財政のあり方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済活性化を図り、社会変革を実現することが必要です。</li> </ul>						
施策名	19 デジタル技術の活用						
施策を構成する事業	19-1	学校ICT活用事業（い）					
		19-1-1	校務支援システム運用管理				
	19-2	情報処理システム保守事業（い）					
		19-2-1	施設予約システム利用料				
		19-2-2	電子書籍システム利用料				
	19-3	図書館利用促進事業（い）					
		19-3-1	電子書籍ライセンス使用料				
	19-4	教育総務事務局経費（と）					
		19-4-1	校務支援システム共同利用負担金				
	19-5	図書館利用促進事業（こ）					
指標に関する説明	<p>デジタル技術の活用については、それぞれのデジタルツールの内容確認や機器更新のタイミング等を通して、連携できる内容の精査が必要であり、直ぐに指標を設定することが困難な状況です。</p> <p>他圏域で実施されているデジタル活用事例（別紙：コンピュータシステムの共同利用等）の確認をしながら、デジタルツール等を活用した取組等の検討を実施していきます。</p> <p>したがって、成果指標（KPI）は、例外的に設定できないものの、定住自立圏の会議ごとに、検討事項等を報告します。</p>						
	R5実績	R7実績	R8実績	R9実績	R10実績	R11実績	
いなべ市	-	各年ごとに検討事項の報告					
東員町	-						
菰野町	-						

事業費(千円)	R7	R8	R9	R10	R11	計
いなべ市	20,577	20,577	20,577	20,577	20,577	102,885
東員町	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	30,000
菰野町	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	40,000
S D G s 該当目標						

施策を構成する事業No	19-1	事業名	学校ICT活用事業（い）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員及び児童生徒に対し、ICT活用支援を行います。</li> <li>ICT機器等について、適正な運用保守を行います。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費	15,103	15,103	15,103	15,103	15,103	75,515
その他特記事項						

施策を構成する事業No	19-1-1	事業名	校務支援システム運用管理			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>校務支援システムの運用管理に係るサーバー保守料、システム使用料、回線使用料を支払います。</li> </ul>					

施策を構成する事業No	19-2	事業名	情報処理システム保守事業（い）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報処理システムの安定的な稼働を確保するため、システム運用保守を実施し、適正な運用管理を行います。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費	4,074	4,074	4,074	4,074	4,074	20,370
その他特記事項						

施策を構成する事業No	19-2-1	事業名	施設予約システム利用料			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設予約システムの運用管理に係るサーバー保守料、システム使用料、回線使用料を支払います。</li> </ul>					

施策を構成する事業No	19-2-2	事業名	電子書籍システム利用料			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子書籍システムの運用管理に係るサーバー保守料、システム使用料、回線使用料を支払います。</li> </ul>					

施策を構成する事業No	19-3	事業名	図書館利用促進事業（い）			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内4図書館の図書資料を一元管理するなど連携を強化するとともに、住民の読書活動を推進し図書館の利便性向上を図ります。</li> </ul>					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	7,000
その他特記事項						

施策を構成する事業No	19-3-1	事業名	電子書籍ライセンス使用料
事業概要	・いなべ市電子図書館で保有する電子書籍のライセンス使用料を支払います。		

施策を構成する事業No	19-4	事業名	教育総務事務局経費（と）			
事業概要	・教育委員会の人事管理を行うほか、公用車、小中学校校務用パソコン及び保育支援システム機器などの維持管理を行います。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	30,000
その他特記事項						

施策を構成する事業No	19-4-1	事業名	校務支援システム共同利用負担金
事業概要	・校務支援システムの運用管理に係るサーバー保守料、システム使用料、回線使用料をいなべ市と共同利用しています。		

施策を構成する事業No	19-5	事業名	図書館利用促進事業（こ）			
事業概要	・町図書館の利用促進を図るため、電子図書の充実を図るなど、住民の読書活動を推進し図書館の利便性向上を図ります。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	40,000
その他特記事項						

区分・政策分野	圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野		圏域内市町の職員等の交流				
連携市町	いなべ市（い）		東員町（と）		菰野町（こ）		
	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
担当部署	職員課		総務課		総務課		
協定の取組内容	<b>【東員町・菰野町との協定】</b> 合同職員研修等を実施することで、職員等の資質向上を図る。						
現状と課題	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少、少子高齢化の進展に伴い、結婚・出産・子育て、定住促進、雇用創出、地域活性化など地方自治体が取り組むべき課題は山積し、DXの推進や職員の働き方改革など、個々の職員に求められる役割が増していることから、職員の能力、意識向上をこれまで以上に図る必要があります。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会情勢の変化に伴う新たな行政サービスや複雑多様化する住民ニーズに対応し、圏域の魅力ある地域づくりに向けて各種施策を打ち出すためには、職員の資質を向上させる必要があります。</li> <li>職員同士の交流を通して多角的な視野を身に付けることで対応能力を高めるとともに、向上心を高めるなど、主体的に行動する職員の育成を図る必要があります。</li> </ul>						
施策名	<b>20 行政職員の資質の向上</b>						
施策を構成する事業	20-1	職員人事管理事務（い）					
		20-1-1	コンプライアンス研修				
	20-2	一般管理経費（と）					
		20-2-1	法制執務支援業務				
	20-3	職員資質向上事業（こ）					
施策指標名(KPI)	職員研修会参加者数						
指標に関する説明	研修の結果、職員の資質向上につながったかどうかの指標を設定することができるといよいよ困難であり、研修の参加者数を指標とします。						
単位：人	R5実績	R7	R8	R9	R10		
いなべ市	22	10	10	10	10		
東員町	34	5	5	5	5		
菰野町	-	5	5	5	5		
計	56	20	20	20	20		
事業費（千円）	R7	R8	R9	R10	R11		
いなべ市	200	200	200	200	200		
東員町	145	145	145	145	145		
菰野町	100	100	100	100	100		
S D G s 該当目標	 11 持続可能な都市をつくる まちづくりを	 17 パートナーシップで 目標を達成しよう					

施策を構成する事業No	20-1	事業名	職員人事管理事務（い）			
事業概要	・職員の能力開発や伸長を図る研修を充実します。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	200	200	200	200	200	1,000
その他特記事項						

施策を構成する事業No	20-1-1	事業名	コンプライアンス研修			
事業概要	・地方公務員法第32条に規定する法令遵守義務について、法令の理解、条例及び規則等を作成する知識を習得するため、1市2町で法制執務研修を実施します。					

施策を構成する事業No	20-2	事業名	一般管理経費（と）			
事業概要	・町の様々な行政課題や社会情勢を的確に捉え、住民のニーズに即した知識と能力を持った職員を育てます。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	145	145	145	145	145	725
その他特記事項						

施策を構成する事業No	20-2-1	事業名	法制執務支援業務			
事業概要	・法令の理解、条例及び規則等を作成する知識を習得するため、1市2町で法制執務研修を実施します。					

施策を構成する事業No	20-3	事業名	職員資質向上事業（こ）			
事業概要	・合同職員研修等を実施し、職員の資質向上、マネジメント能力の向上を図ります。					
年度	R7	R8	R9	R10	R11	計
事業費（千円）	100	100	100	100	100	500
その他特記事項						

## 策定経過資料

## 第4次定住自立圏共生ビジョン策定に当たっての意見

## 座長からの主な意見

項目	意 見
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師不足を解消するため、三重北医療センター（いなべ総合病院・菰野厚生病院）として、診療科を相互に分担していくという方法を進められないのか、医療機関の意見を聞く必要がある。</li> <li>・医師の確保については、もう少し行政として何ができるのか、医療機関と協議しながら深掘りしていく必要がある。</li> </ul>
産業振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次定住自立圏では、観光の分野は、連携を深めたい重要な分野である。</li> <li>・市町間の回遊から宿泊までの観光誘導など、様々な形で連携ができることがあると思う。民間事業者も含めて、様々な主体が連携する機会を増やす必要がある。</li> <li>・令和7年度の懇談会までに、「新たな施策を構成する事業又は既存事業の拡充の提示ができるようにする」ことを成果指標（KPI）として設定することで構わないもので、次回の令和7年度の懇談会の進捗状況の報告までに、方向性を見出してください。</li> </ul>
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次定住自立圏では、環境も連携を深めたい重要な分野である。</li> <li>・いなべ市と菰野町の一般廃棄物処理施設の共同設置というものを起点とし、地球規模で環境問題が深刻化する中、地方公共団体も積極的に推進していく姿勢として大切なことである。</li> <li>・それを踏まえて、どのようにごみの共同処理を行っていくのか検討する必要がある。</li> </ul>
地域公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いなべ総合病院と菰野厚生病院の往来方法の検討が必要となる。</li> <li>・いなべの福祉バスを今後どのようにするのか、今の形態のままなのか、そうでない方向をとるのか検討する必要がある。</li> <li>・1市2町の境における交通不便地域をどう解消していくのか検討する必要がある。</li> <li>・住民の移動のしやすさ、移動困難者をどうやって解消していくかという観点から、専門の委員や企業の方々と一緒に議論していただきたい。</li> </ul>
交流・移住促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次定住自立圏では交流・移住の促進も、重要な分野である。</li> <li>・空き家対策は、課題にも掲げられているように「空き家物件がないわけではなくて、空き家バンクに登録される物件がない」ことが課題である。それを解決するために、宅建士や司法書士などの専門家との連携によるワンストップ窓口の開設や誘導施策の検討が必要である。</li> <li>・空き家を解消していくための方法を圏域の広域的な視点で検討する必要がある。また、リノベーションなどをどの方法で推進するのかなど、考えていくことも必要である。</li> <li>・空き家対策の成果指標（KPI）は、これまでの「空き家登録件数」や「移住定住してきた人数」とするだけでなく、以上の観点を踏まえ施策の検討を行っていただき、令和7年度の懇談会までに方向性を見出していただきたい。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次共生ビジョンの最初の進捗管理は、令和8年度になる。したがって、1年後の令和7年度は、ビジョンの方向性の確認となるので、その時までに圏域住民の定住、暮らしやすさ、圏域の発展に繋げる手段など1市2町で継続した協議をお願いしたい。</li> </ul>

## 医療

施策名	1 医療体制の確保
意見のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次緊急医療と二次緊急医療の役割を明確※にする必要がある。 ※他市（県内松阪市）においては、救急車の出動件数の増加で緊急医療体制が逼迫のため、入院に至らなかった軽症患者からは「選定療養費」として令和6年6月から7,700円を徴している。</li> <li>・二次救急医療機関の負担が大きくならないよう、救急を利用する住民に対して、医療体制の逼迫について意識の醸成が必要である。</li> <li>・高齢者においては、脳血管障害、骨折、心疾患、救急が多いため、その分野を重視する必要がある。</li> <li>・医療体制の確保をするため、病院の運営維持を行うための指標も検討したが、金額は指標に適切ではないため、代替指標として病院群輪番制病院の当番日数とする。</li> </ul>
まとめ (結論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域における休日及び夜間の一次救急医療体制の確保を目的として、管理運営に係る費用負担を継続していく必要性がある。</li> <li>・不採算度合いの高い救急医療体制を支援するため、救急医療に関する経費の負担を継続していく必要性がある。</li> <li>・いなべ市及び東員町においては、桑員地区5病院が輪番制により、菰野町においては、三泗地域において、休日及び夜間における重病救急患者の受入れに対応する二次救急医療体制に係る費用負担を継続していく必要性がある。</li> <li>・圏域住民に対し、応急診療の受診マナーの啓発等を行う必要がある。</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域住民に対し、応急診療の受診マナーの啓発</li> <li>・「かかりつけ医」を持つことにより、平時の健康管理とともに、救急時においても適切な対応ができる体制整備が進められる。</li> <li>・かかりつけ医と最寄の医療機関及び救急病院の役割分担についての住民の理解が必要。</li> </ul>

## 医療

施策名	2 医療従事者の確保
意見のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の数は、寄附講座により増加したものとの、最近の状況においては、医師や看護師等が不足している。</li> <li>・大学病院等が医師を手放したくないという現状がある。</li> <li>・出産数はいなべ市は減少、東員町は増加している。</li> <li>・産婦人科医の減少が懸念されるため、三重大学や桑名総合医療センターとの連携を図っていく必要がある。</li> <li>・医師の高齢化や後継者不在の診療所がある。</li> <li>・いなべ総合病院は脳神経外科医、内科医が不足している。</li> <li>・いなべ市と菰野町が定住自立圏協定を締結したが、行政圏域や医師会圏域の違いがあり、直ぐに連携は難しいと思うが、同じ三重北医療センターとして連携を見出したい。</li> <li>・菰野厚生病院は急性期診療から療養型診療へと変わりつつある。医師も高齢化してきている。</li> <li>・病院の機能的役割分担が必要である。</li> <li>・医師数の現状維持を目指していくことを指標とするが、医師の年齢層も確認していく必要がある。</li> </ul>
まとめ (結論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師や看護師等の医療従事者が安心して働くことができるよう、環境の整備や医師確保のため県や大学等関係機関への働きかけが必要。</li> <li>・常勤医師数の目標値は、令和5年（実績）の人数を維持する。</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師確保のため県や大学等関係機関への働きかけ（できることから）</li> </ul>

## 福祉

施策名	3 地域包括ケアシステムの深化・推進
意見のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手不足が現状である。</li> <li>・高齢者が支援を受けるだけでなく、支援を提供する側になってもらうことも必要である。</li> <li>・高齢者の活躍の場の提供が課題である。</li> <li>・指標は、委員の参加としているが、委員以外（住民等の参加）への波及数を指標としたほうがよいのではないか。</li> <li>・全体の参加者数や募集定員に対する参加率といった指標がよいのではないか。</li> </ul>
まとめ (結論)	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急速な高齢化を背景として、認知症高齢者や1人暮らし高齢者の増加等への対応など、地域住民が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が急がれています。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の方がいつまでも住み慣れた地域で過ごせるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進が必要です。</li> <li>・認知症の早期治療につながるよう、（地域型）認知症疾患医療センターである東員病院や認知症専門医療機関、地域の開業医との連携による取り組みが必要です。</li> <li>・担い手不足解消のため、高齢者も支援する側となって活躍できる場を提供できる仕組みを作っていくことが必要です。</li> <li>・KPIの目標値について、研修会及び講習会はすべて合同で行うため、市町の内訳は示さない。</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の在宅生活を支援していく専門職の質の向上と連携の強化。</li> <li>・在宅医療・介護及び認知症について、住民への普及啓発。</li> </ul>

## 福祉

施策名	4 適正な介護保険サービス提供体制の整備
意見のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策名は「適正な介護サービスの推進」とサービス全体を指しているが、KPIは「審査判定件数」となっており、それが生じているのでどちらかを変更した方が良い。（サービス全体とするか適正審査とするか。）</li> <li>・介護認定審査においては、申請件数の増加よりも判定結果を30日以内に出せるようにすることが望ましい。（いなべ、東員とも46日程度かかっている。）</li> <li>・全国的に見ても30日以内に対応している市町村は6%、平均40.2日となっている。</li> </ul>
まとめ (結論)	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急速な高齢化を背景に介護サービス利用者が増加しており、要介護状態区分の判定を行う介護認定審査会を東員町といなべ市で共同設置し、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが、適正に受けられるよう体制を整えています。</li> <li>・介護保険法では、申請から30日以内に結果を出すこととされているが、主治医意見書作成に係る日数、申請者の体調悪化等による訪問調査日の延期等の理由により、期間内に結果を出せない事例がある。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の状態に応じた介護認定を受け、ニーズに合わせて介護サービスを利用していくことが望まれるため、公平・公正な介護認定審査により適正な判定を行うことが必要です。</li> <li>・増加が予想される介護認定の申請に対して、事務処理を円滑に進め、できる限り早急に判定を出していくことが必要です。</li> <li>・施策名を「適正な介護保険サービス提供体制の整備」に変更。</li> </ul> <p>・目標値は30日超となっているが、現状から鑑みて当該目標値設定とする。</p>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公平・公正な介護認定事務が行えるよう標準研修の受講</li> <li>・主治医意見書作成にかかる医師会への合同研修</li> <li>・円滑な介護認定審査会の実施</li> </ul>

## 福祉

施策名	5 障がい福祉サービスの推進
意見のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護移動についての支援が必要である。</li> <li>・障害者総合支援法の改正により制度は出来上がったが、基盤整備（別紙）が追いついていない。</li> <li>・障がい福祉サービスを推進するためには、職員確保の手段（施設職員の報酬改善を含む。）について検討していく必要がある。</li> <li>・障がい施設で働くことに対して、ハードルが高く感じられている方が多い。施設側としては、障がいに対する知識よりも、人と人とのつながりを大切にする人が必要である。</li> <li>・各種サービス等の利用者数という複合のKPIでは、評価が難しい。評価の悪い事業があっても、良い事業の数値が上がれば薄まってしまう。</li> <li>・両市町に共通する福祉サービスを指標として設定する。</li> </ul>
まとめ (結論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・80/50問題や自立に向けた取り組みとして、障がい者の生活の場を施設から地域社会へ移行できるよう、「生活」への支援の充実、「就労」できる体制の構築、社会参加の促進を図ることが必要です。</li> <li>・医療的ケアが必要な方、強度行動障害の方等の対応には広域的な連携が必要です。</li> <li>・エッセンシャルワーカー等の働き手不足解消のため、人材確保に対する検討が必要です。</li> <li>・指標の見直しを含め、担当課で再度検討する。</li> <li>・各種サービス等の利用者数をKPIとするが、内訳である各事業の個別評価を実績に記載することで各事業も評価していくものとする。</li> <li>・実績報告の際には、各サービスでの数値や評価内容を記載する。</li> <li>・サービスが充実すれば、計上する事業を変更して目標も見直すなど、さらなるサービス向上を図る。</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤整備（別紙）が追いついていない部分に対して、実施できることは何かを明確に順序立てながら支援体制の強化をする。</li> <li>・職員確保のため、県のマッチング支援事業（外国人材確保支援事業）の活用等の検討。</li> </ul>

## 参考

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

(令和4年12月10日成立、同月16日公布)

## 改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活的支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

## 改正の概要

## 1. 障害者等の地域生活的支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの心の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

## 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

## 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行なうことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長による医療保護入院を中心とした本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聞くとともに、必要な情報提供を行なう「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を探る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

## 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るために、「登録者証」の発行を行なうほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行なう者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

## 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（D B）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害D B、難病D B及び小児D Bについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

## 6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行なう事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法別録第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

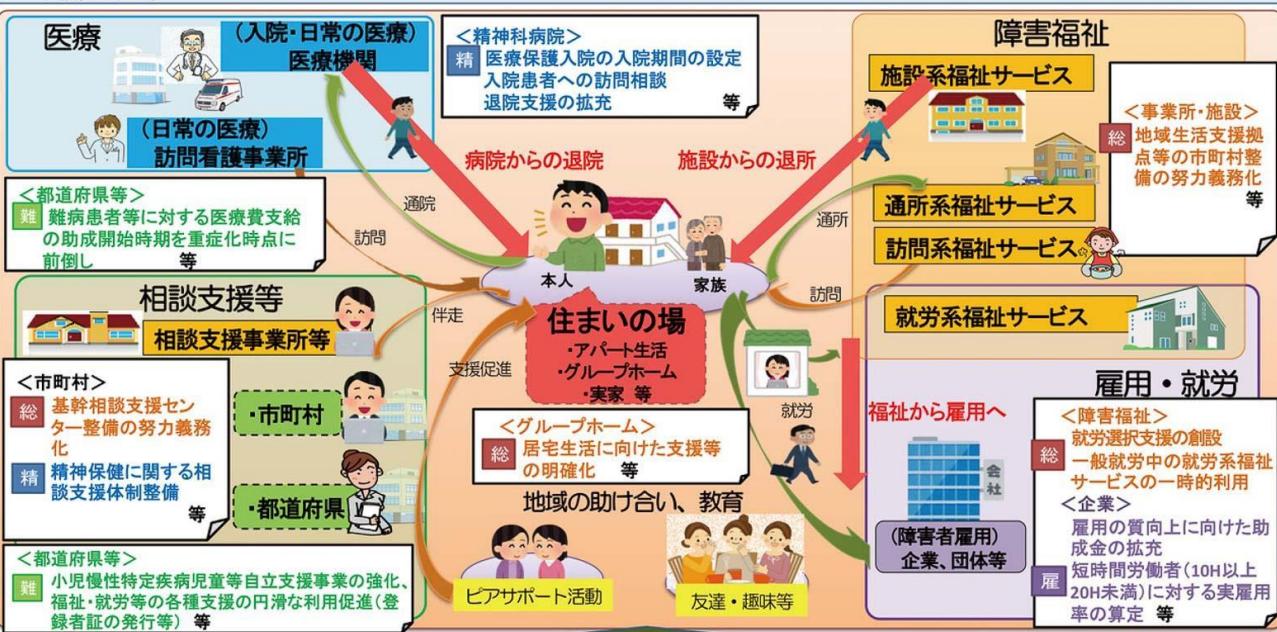
## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び2の一部は令和5年10月1日）

1

### 障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会（イメージ）

- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、
    - ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実【障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係】総 精 難
    - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上【障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係】総 履
    - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備【難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係】難 緑
- 等を推進する。



参考



令和6年度 三重県外国人材確保支援事業  
(本事業は三重県より株式会社パソナが受託し、運営しています)

＼優秀なベトナム人高度人材の採用を実現！／

ベトナム人高度人材

# マッチング 支援事業



参加事業者  
**15社**  
募集

## 本事業の特徴



### 優秀なベトナム人材 の採用を実現

ベトナムでの対面面接は基本としますが、面接人材の居住地によってはWEB面接を実施します。



### ベトナム現地リクルーターが条件に合致する 人材を募集・選定

現地リクルーターが求人条件に合致する人材を募集・選定し、貴社に紹介するので、効率的に選考を行えます。



### 内定フォローが充実

日本語研修・ビジネス研修・日本生活研修など来日から入社までのフォローバック体制が充実しています。必要があれば、入社人材の定着支援もご提案が可能です。

## 参加条件

- 三重県内に事業所があること
  - 在留資格「技術・人文知識・国際業務※1」にあたる高度外国人材の採用を希望すること
  - 勤務地が県内の求人であること
- 応募者数多数の場合は中小企業・小規模企業者※2を優先し、業種・職種等を考慮の上、決定します。
- ※1 在留資格「技術・人文知識・国際業務」とは…  
 ・エンジニアや通訳、デザイナー、経営管理等、専門知識や技術が必要な業務をする人の資格です。  
 ・在留資格更新で長期にわたって就労可能、家族同伴OKです。  
 ・県内でも就労者が増加しています。
- ※2 中小企業基本法で定める中小企業・小規模企業者

## 費用

- 1人目のマッチング費用、規定の研修については本事業で費用負担します。
  - 2人目以降のマッチングが成立してご入社に至った場合、内定者1人につき人材紹介手数料として50万円(税別)が必要になります。
- ※本事業により多くの企業にご参加頂くため、支援費用の上限につきご理解の程お願いいたします。  
 ※ご参加企業様のベトナムへの渡航費および宿泊費は、ご参加企業様にご負担いただきます。  
 概算費用:10万円/人 程度 格安航空券を利用し閑空発着ハノイ往復 8月下旬の2泊3日を想定。

## 事業参加 申込方法

下記URLもしくは二次元コードよりお申込みください。  
<https://forms.office.com/r/tVBQnr4uQE?origin=lpLink>

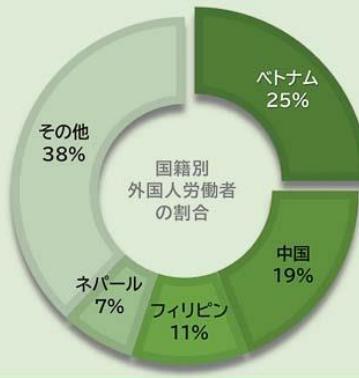
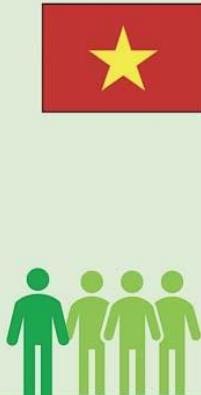


申込締切: 2024年6月21日(金)  
※募集期限を延長しております

## 参考

## 近年注目が集まるベトナム人材

日本国内の外国人労働者の 4人に1人がベトナム人材！



令和2年度調査で  
中国を抜いて1位に！

【出典】  
厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ  
(令和5年 10月末時点)

ベトナム人の日本での就業人口は50万人にのぼり、年々増加しています。日本での就職の機会が増えていることを受けて、就職を念頭に日本語を勉強する方も急増しています。

参加をご検討いただいている企業様へ  
参加企業募集説明会を開催いたしました！

## 場所

オンライン(Zoomウェビナー)

## 内容

1. ご挨拶
2. 実施概要
3. ベトナム人材の採用のポイント
4. 在留資格について
5. 今後のスケジュール
6. 選考フロー

## 登壇者

- ①Pasona Tech Vietnam Co.,Ltd:中野
- ②トッパントラベルサービス株式会社:風間
- ③株式会社パソナ:藤江

## 視聴リンク

<https://youtu.be/ut-MWqu0ZDO>

※視聴期限:6月21日(金)17:00まで



## お問合せ

三重県外国人材確保支援事業運営事務局 (株式会社パソナ内)

☎:03-6734-1270 三重県外国人材確保支援事業運営事務局

✉:mie\_vietnam@pasona.co.jp

【主催】三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課 【運営】株式会社パソナ

## 福祉

施策名	6 発達支援体制の充実
意見のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>「発達障がい」としてではなく、特性として理解されることが必要。</li> <li>発達支援に関する医療連携は、医療につないで診断することが目的ではなく、医療による支援を必要とする人が適切に医療につながる仕組をつくろうとするものである。</li> <li>言語相談など専門職を活用した相談事業を各市町で実施しているが、共同で実施しているものはない。それぞれの発達支援体制に応じた療育事業を実施していく。</li> <li>発達支援医療連携事業に取組み始めたばかりのため、連携内容の協議を行いながら適切な指標を検討していく。</li> </ul> <p><b>第1回懇談会より</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>療育支援、障がい者(児)の福祉サービスは多様化しているが、少量であれば広域で対応するとまとまるのではないか。1市2町で分担することも必要。</li> </ul>
まとめ (結論)	<p><b>現状</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様々な障がい特性のある子どもと、その家族へのきめ細かで途切れのない支援が必要になっている。</li> <li>早期発見、早期支援による発達支援に取り組んでいるが、身近な地域で医療機関を受診することができず、安心して子育てできる環境が整っていない。</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切に医療につながることができ、医療的アドバイスを地域の発達支援体制に活かすことのできる仕組みが必要。</li> <li>地域における保健・福祉・保育・教育・医療の連携を図り、「発達障がい児地域支援ネットワーク」を構築することが必要。</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町の実務者による情報交換会、打ち合わせ等</li> </ul>

## 福祉

施策名	7 子育て支援の充実
意見のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>3市町の現状や課題のとおり、安心して遊べる場所の提供、母子保健に係る事業や子育て支援サービスに関する情報の提供が必要です。</li> <li>東員町においては、現状いなべ市や菰野町と子育て支援センターの相互利用は難しいので、まずは職員間の情報共有や合同研修会等の連携を図ってていきたい。</li> <li>いなべ市と菰野町においては、子育て支援センターの相互利用を行い、母子ともに交流が持てるようにしたい。</li> <li>指標は、少子化の時代であるが令和5年度の子育て支援センターの利用者数を維持することを目標とする。</li> </ul>
まとめ (結論)	<p>3市町の意見からキーワードを拾い出し、現状・課題を作成する。</p> <p><b>現状</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援に対するニーズが多様化</li> <li>子育ての孤立化が進み、子育てに対する不安や負担を感じる保護者が増える。</li> <li>子どもが地域の大人と関わる機会の減少</li> <li>安心して遊べる場所や気軽に悩みを相談できる場所の提供</li> </ul> <p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て中の保護者同士が子どもと一緒に交流できる場が必要</li> <li>母子保健事業や子育て支援サービスの情報を提供する場所が必要</li> <li>利用につながっていない家庭に対しては、接点を持つ工夫が必要</li> <li>利用しやすい環境づくりが必要</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健に係る事業や子育て支援サービスに関する情報の提供、情報発信の拡充</li> <li>相互利用施設ごとの取組状況の共有、紹介</li> <li>職員の合同研修、情報交換会</li> </ul>

## 福祉

施策名	8 放課後児童クラブの運営・支援
意見のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブの運営について、それぞれのクラブ間の課題共有が必要である。</li> <li>一部の放課後児童クラブでは、定員を上回り待機児童が発生している。学校の空き教室の利用について学校とも相談したが、利用の許可を得ることができなかった。</li> <li>新たな施設を建てることも難しい。</li> <li>夏休み等に他市町の放課後児童クラブの交流ができるとよい。</li> <li>放課後児童クラブ間の交流に地域企業の協力（交流）を得られないか。</li> <li>待機児童ゼロを目指したいが、ゼロ目標はKPIとして適切でないため受け入れ箇所の拡充及び維持を図る。</li> </ul>
まとめ (結論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題共有については、運営スタッフの合同研修などを開催し、情報共有の場を提供することを検討する。</li> </ul> <p>3市町の意見からキーワードを拾い出し、現状・課題を作成する。</p> <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核家族化、共働き家庭の増加</li> <li>児童の受け入れや過ごし方について環境の整備</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放課後の児童が安全に学習や遊びを行える環境を提供</li> <li>地域との連携</li> <li>多様な体験や様々な交流</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブ間の情報共有</li> <li>企業との連携</li> <li>受け入れ施設の拡充</li> </ul>

## 教育

施策名	9 人権教育の推進
意見のポイント	<p>(分科会までの経緯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の両市町の学校において、「いじめ」をはじめ児童生徒の人権が大切にされていない事案が発生しているという共通の課題があること、従前より人権教育について「人権フォーラム」を両市町で開催してきたこと等により、今後もより一層「人権教育の推進」が必要であるとの認識から、この施策を継続して実施すると決定した。</li> <li>指標については、当初その重要性から、「人権フォーラムに参加した児童生徒数」と設定。</li> <li>いなべ市と東員町が旧員弁郡定住自立圏共生ビジョンで掲げてきた内容から基本的に変更はない。</li> <li>菰野町については、今回の協定内容に含まれていない。</li> <li>人権フォーラムへの参加者は指標としてどうなのか。 →「いじめの認知件数を数値として出す」それであれば指標と直結するのではないか。</li> <li>9-2の事業名がわかりにくいので、9-2-1を事業名としてはどうか。</li> </ul>
まとめ (結論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒が人権問題について話し合う機会が必要である。</li> <li>認知したいじめが解消した割合を指標とする。</li> <li>9-2「学校管理経費」→9-2「人権教育推進事業」に変更。事業概要は9-2-1の内容となる。（経費はそのまま）</li> <li>9-2 事業概要の変更。小学校と保育園→小学校と幼稚園・保育園</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒が人権問題について話し合う機会の創出</li> <li>人権教育推進に向けた小中の連携</li> </ul>

## 教育

施策名	10 不登校児童生徒に対する適切な対応
意見のポイント	<p>(分科会までの経緯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両市町とも、不登校の児童生徒が増加傾向にあるという共通の課題があること、従前より「いなべ・東員教育支援センター」を共同運営してきたこと等により、今後もより一層「不登校児童生徒に対する適切な対応」が必要であるとの認識から、この施策を継続して実施すると決定した。</li> <li>・指標については、社会的自立に向けては、不登校にある児童生徒本人が、何らかの関係機関（学校含む）につながることが最も重要であると考え、指標を設定した。</li> <li>・いなべ市と東員町が旧員弁郡定住自立圏共生ビジョンで掲げてきた内容から基本的に変更はない。</li> <li>・菰野町については、今回の協定内容に含まれていない。</li> <li>・施策を構成する事業のうち、10-3-1、10-4-1の事業概要について次回までに修正して、再提案。</li> </ul>
まとめ (結論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いなべ市・東員教育支援センターの活動を充実させ、不登校児童生徒の社会的自立を目指す必要がある。</li> <li>・10-2 「学校教育事務局経費」→10-2 「問題行動・不登校等支援事業」に変更。事業概要是10-2-1の内容となる。（経費はそのまま）</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援センター等関係機関による相談及び支援体制の充実</li> <li>・教育支援センター等関係機関による研修会や事例検討会の開催</li> </ul>

## 産業振興

施策名	11 観光によるまちづくりの推進
意見のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東員町、菰野町共に、産業振興で協定を締結したのは初めてである。</li> <li>・行政を主体とした観光コンテンツが多く、行政に依存する事業が多い。民間とのつながりや連携が行われていないため、持続的な観光コンテンツが少ない。民間事業者も含め、様々な主体が連携する機会を増やす必要がある。</li> <li>・いなべ市は、にぎわいの森をはじめとして、来訪者は増えたものの、滞在時間が1時間未満と短く課題である。</li> <li>・地域一帯を活性化するために3市町がイベント等でつながりを深めるべきである。</li> <li>・市町間の周遊、市内の回遊の流れをつくる。例えば、湯の山温泉で宿泊後、いなべ市、東員町へ周遊してもらい、それぞれのまちで回遊する流れをつくる。</li> <li>・GCIの観点からアウトドア、農作物、草花、自然や人（店舗）など色々なものを資源として捉える。横の繋がり⇒民間活力の導入⇒特に若者に興味を持ってもらえるような取組を必要とする。</li> <li>・DMOの観点から観光資源を洗い出し、1市2町の周遊ルートを策定する。</li> <li>・菰野町観光協会の観点から広域連携とPRの重要性。地元住人の「愛」⇒資源を大事に⇒単発短期間でない情報発信PRに繋がる。</li> <li>・鈴鹿山脈（湯の山温泉）、宇賀渓キャンプ場、コスモス北勢線など周遊ルートを策定する。</li> </ul>
まとめ (結論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政と民間による連携した観光施策がない。</li> <li>・回遊ルートを策定し、周遊ルートにつなげる。</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周遊ルートを作成するため、以前に日本旅行（起業人）による提案があったような、三岐鉄道を活用しながら回遊、周遊の旅行パック等の検討をする。</li> <li>・3市町の観光組織の連携を強化する。</li> <li>・鈴鹿山脈という共通資源を活用したイベント等の共同開催をする。</li> <li>・インバウンド対策による回遊、周遊の活性化。</li> </ul>

## 環境

施策名	12 チャレンジ・カーボンニュートラル
意見のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民アンケート等の結果において、重点の高い項目は、ゴミ・し尿処理となっている。</li> <li>3市町は近年ゼロカーボンシティ宣言を表明している。</li> <li>いなべ市と菰野町については、焼却施設の共同建設を視野に連携する方針である。その際には、高効率発電や熱利用のエネルギー回収の観点について検討が必要である。</li> <li>施策を構成する事業概要を他の事業と同様に箇条書きを文章に変更する。</li> <li>KPIの設定について、各市町での目標設定の合計を圏域全体の目標とした。</li> <li>現状と課題の「重要な課題」を「重要な事項」に変更する。</li> <li>令和5年度の実績の表記を変更してはどうか。</li> <li>実績は排出量、目標は削減量を示していることがわかるように表記したらどうか。</li> </ul>
まとめ (結論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利便性の高い暮らしと豊かな自然環境が調和した持続可能な社会を構築する必要がある。</li> <li>KPIを「削減目標」から、「削減量」に変更する。</li> <li>基準年が市町により異なるため、実績の横に基準年を記載する。</li> <li>12-1, 12-5の事業名について、ごみ焼却だけでなくプラスチック等の資源化の施設も含まれるため「(仮) 広域ごみ処理施設整備事業」に変更する。</li> <li>12-6として菰野町の事業を加える。事業名「地球温暖化・地域脱炭素化対策事業」</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>水素エネルギー活用などの脱炭素化促進事業</li> <li>低炭素・循環型社会形成事業</li> <li>ごみ焼却施設共同建設事業</li> <li>ごみの減量化や資源のリサイクル推進等、適切な処理の周知徹底</li> </ul>

## 地域公共交通

施策名	13 地域公共交通ネットワークの維持・強化（バス事業）
意見のポイント	<p><u>圏域連携における問題点について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイヤを合わせたい。</li> <li>・圏域の区分なくバスを走らせる場合、ドライバーの確保が必要。</li> </ul> <p><u>バスに乗る動機づけが必要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントを開催し、移動手段としてバスの使用を促す。</li> <li>・バスの乗り方教室を開催する。（免許返納の仕方などの教習も必要）</li> <li>・公共交通を利用している方の意見を聞く場をつくり、反映させる。</li> <li>・ランニングコストを抑えることが大切。</li> <li>・自動運転・水素自動車化・オンデマンド方式（予約時のみ運行）</li> <li>・電動車椅子を各所に配置し、自由な乗り降りを可能にする。</li> <li>・企業に支援金を募る。</li> <li>・いなべ市は、「福祉バス」という名称で、高齢者などに限定しているように感じる。 ⇒「アイバス」という名前があるが、「福祉バス」という名称が一般的に知られている。</li> <li>・いなべ総合病院・菰野厚生病院 間で公共交通機関がない。</li> <li>・桑員地区と三泗地区で区割りがあると思うが、そこが繋がればもっとよいまちになる。</li> <li>・圏域住民のニーズを聞き取り、実証実験を行い、検証をしていく中でKPIを設定していくという方法でも良いと思う。（企業でも行う方法である。）</li> <li>・現状の成果指標は、各市町の利用者数のみを示しており、ネットワークの強化につながっていない。</li> <li>・路線を増やすことやダイヤ変更が難しければ、一目で乗り継ぎが分かるように各市町の路線図を一体化するとよい。（紙媒体か新たにHP作成など）</li> <li>・今後は、定住自立圏というネットワークを生かして、しっかりと公共交通を創り出していく必要がある。</li> <li>・互いのネットワーク連携の協議において、どういった事業を実施していくのかを検討していく必要がある。それに伴いKPIの変更も含め検討していく必要がある。</li> <li>・パブリックコメントのご意見も踏まえて検討していく必要がある。</li> <li>・医療福祉分野からのご意見となりますと、高齢者や障がいの方々の移動手段がすごく困っている。福祉有償も人手不足で、送迎できないケースが増えてきている。この地域は、公共交通に大きな課題があって、そこが解決すればもっと住みやすくて魅力のあるところになる。すぐに解決できないと思いますが、ご検討をお願いします。</li> </ul>
まとめ (結論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に合った事業を各市町で行っている。それらを維持しつつ、圏域内を往来できるよう施策を考える必要がある。利用が多い高齢者のみならず、一般の方も利用しやすくするための情報発信が必要。</li> <li>・連携方法の模索を続け、必要に応じてKPIを変更する。</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町の実務者による情報交換会</li> <li>・各市町の路線図を一体化など、できるところから結びつきを深める。</li> <li>・互いのネットワーク連携の協議を実施する。</li> <li>・デマンド交通等の新たな移動手段の導入検討。</li> </ul>

## 地域公共交通

施策名	14 地域公共交通ネットワークの維持・強化（鉄道支援事業）
意見のポイント	<p><u>分科会後にいなべ市・東員町の協議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いなべ市、東員町を走る三岐鉄道の2路線において、特に北勢線は、三岐鉄道に運行移管後も、独立採算での運行は難しく、沿線市町の補助金による支援が不可欠で、自治体の負担も大きく、肝心な収入である乗車実績は、回復傾向にあるもののコロナ禍前まで持ち直していない。</li> <li>沿線市町による北勢線の支援は、令和6年度までは決定しているが、令和7年度以降の支援については北勢線事業運営協議会において新たな交通手段の検討も含めて協議を進めている。</li> <li>北勢線の車両は、特殊な規格のため中古車両も予備車両も無く、延命修繕により使用しているが故障が頻繁に発生している状況。</li> <li>経営状態の黒字化は厳しく、自治体による補助金の負担も大きく、今後、現行の車両形態での存続となった場合、高額な運行費の支援と併せて、高額な車両更新が不可欠となる。</li> <li>北勢線事業運営協議会において、新たな公共交通手段の導入も含めて検討する必要がある。</li> <li>北勢線の多くの駅において無料駐車場があり、パークアンドライドをする上で魅力的であるため、そうした点をもっとPRする必要がある。</li> <li>黒字化のためには、運行経費の削減、広告やイベント・ラッピング列車の運行、ダイヤ編成の見直し等の方法が考えられる。</li> <li>北勢線は、通学に大きく寄与している。</li> <li>これから増加する免許返納者のためにも、北勢線を残していく必要がある。</li> <li>駅は、その土地の目印や象徴（ランドマーク）であり、一度廃線になってしまふと、戻らない可能性が非常に高いため、廃線にしない努力を続ける必要がある。</li> </ul>
まとめ (結論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>北勢線の運行を支援し住民の移動手段の確保をする。</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>北勢線事業運営協議会における、北勢線の今後のあり方や車両更新を含めた支援についての協議。</li> </ul>

## 道路等の交通インフラの整備

施策名	15 高規格幹線道路、幹線道路、生活道路の安全性向上を図る道路の整備
意見のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰のための道路か</li> <li>・通勤・通学等／企業の物流／生活 ⇒企業の物流が最も効果があるのではないか。</li> <li>・ベッドタウン化を目指すのか／地元企業のためなのか ⇒目的により道路のつくり方が変わってくる。ベッドタウン化を目指すと定住に繋がるのではないか。</li> <li>・高速道路が開通すれば通勤圏が広がり、居住地の選択肢も多くなる。</li> </ul> <p><u>分科会の論点について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的は「他市町との差別化」なのか、「行政サービスの底上げ」なのか。 ⇒「行政サービスの底上げ」が目的であれば、現状の行政サービスの穴などを考えていく必要がある。</li> </ul> <p><u>成果指標について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標 (KPI) 素案「圏域のインターチェンジ合計利用台数」から「圏域内の各インターチェンジ利用台数」に変更する。 ⇒新規開通する区間があることを踏まえ、インターチェンジごとの利用台数にした方がそれぞれの利用状況がわかりやすいと判断し変更。</li> <li>・利用台数を増やすためには、「遅れず開通すること」や「アクセス道路の整備」が必要不可欠である。</li> <li>・高速道路開通の際には、広報イベントなどの周知を行う必要がある。</li> <li>・高規格幹線道路は、災害時の道路という観点も考慮して、幹線道路及び生活道路の整備を続けてほしい。</li> </ul>
まとめ (結論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政サービスの底上げ」を目的としており、その方向でご意見をいただくことを依頼。</li> <li>・圏域内の各インターチェンジでの利用台数を施策指標に掲げる。</li> <li>・課題に「東海環状自動車道の建設工事の安全」「早期の供用開始の要望」を追記する。</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高規格幹線道路、幹線道路、生活道路の安全性向上を図る道路及び歩道の整備</li> <li>・交通事故対策の強化</li> </ul>

## 生産者・消費者の連携による地産地消

施策名	16 地産地消の推進
意見のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菰野町と生産者・消費者の連携による地産地消で協定を締結したのは初めて。</li> <li>・いなべ市のそばを菰野町、東員町にも周知していく。</li> <li>・東員町は特産品がないということで、協定の締結に至っていない。しかし、全国でも珍しく東員町でしか作られていないマメがあるが、情報発信とPRの方法がわからない。</li> <li>・菰野町の特産品であるマコモタケ、マコモの葉の生産、加工、販売の支援を行っているが、PR効果や消費実績になかなかつながらない。</li> <li>・ブランドに対する共感や信頼などを通じて顧客にとっての価値を高めていくブランディングをどう進めていいのかがわからない。</li> <li>・B級グルメに相当するものか、そうでないものなのか。</li> <li>・地場産品等の認知向上（地場産品等の洗い出し）、販路の拡大。</li> <li>・コラボ商品開発（例えばそばとマコモ）はできないか。</li> <li>・地場産品の取扱店数をKPIにすると、地場産品の定義が曖昧な状況にあるため、その定義を明らかにしないと市町間においても数の乖離が生じる。ふるさと納税で出品している地場産品を地場産品とするなどの定義づけ（基準）が必要である。よって、現状で取扱店数をKPIにすることは難しい。</li> </ul>
まとめ (結論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブランディング（顧客自身に商品が良いと思ってもらう。）とマーケティング（顧客に商品が良いと伝える。）とPR（商品が良いことを客観的に知らせる。）を区分した戦略が必要。</li> </ul> <p>①PR→②マーケティング→③商品開発→④ブランディング (PRやマーケティングの施策を進めることができることでブランディングにも影響を及ぼす。 PR活動は明確な企業理念を共有し、一貫した戦略のもとで進める必要がある。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7年度の懇談会までに、協議の上指標を決定する。また、今後、東員町においてもこの項目の協定締結はしていないが、参画の検討を行う。</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物の販路拡大</li> <li>・直売所の共同利用</li> <li>・イベントでの直売、出店等</li> <li>・農産物生産者、流通業者と協力し、地元農産物を地元で消費できる仕組みづくり、体制づくりの支援をする。</li> <li>・三重北農業共同組合や、三重県などの関係機関と連携を行いながら、栽培技術の向上や新品種の導入などを進める。</li> </ul>

## 地域内外の住民との交流・移住促進

施策名	17 空き家対策・移住、定住・交流の推進
意見のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起業者、移住者、定住者等により、空き家をリフォームやリノベーションするなど、空き家活用の意識は高まっており、行政も対策が必要である。</li> <li>・空き家対策においては、行政だけでなく、民間（古民家再生等）組織と連携し、できるだけ詳細な情報を収集する体制を構築するべきである。</li> <li>・空き家に限らず、まちづくりは、行政、市民、民間（企業）が一体となって進める必要がある。</li> <li>・空き家に興味がある民間の力を借りる必要がある。</li> <li>・空き家のリフォームやリノベーションの実施の制度設計（補助金事業による誘導施策）が必要である。</li> <li>・広報誌（ホームページ、FMラジオ、ケーブルテレビ）等を活用し、空き家になる前の対策の意識づけが必要である。</li> <li>・空き家問題に悩む所有者を総合的にサポートする仕組を構築する必要がある。</li> <li>・司法書士、宅建士などの専門家による相談会を開催し、ワンストップ相談窓口の開設や補助制度による誘導施策等を行う必要がある。</li> <li>・いなべ市・東員町でワンストップ相談窓口を共同開催するなどし、相談者数を増やすことで、空き家対策につなげる。こうした相談者数を増やす取り組みが成果指標（KPI）につながる。</li> </ul> <p><u>第1回懇談会より</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域内で他の市町に移りたい、子どもの発達段階に応じて移っていくというニーズを紹介できるような仕組みを構築できないだろうか</li> </ul>
まとめ (結論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策を構成する事業として、民間や専門家等と連携をし、所有者を総合的にサポートする仕組を構築する必要がある。</li> <li>・補助金事業による誘導施策について検討する。</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進事例の市町村の事務事業の把握</li> <li>・民間組織を活用する方法の把握</li> <li>・司法書士や宅建士による相談会開催方法の把握</li> <li>・相続登記が義務化されたことなど、広報誌等で啓発を実施する。</li> <li>・空き家を活用した移住者、定住者等を支援する仕組が必要。</li> </ul>

## 地域内外の住民との交流・移住促進

施策名	18 外部人材活用の推進
意見のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部人材を活用し、地域の魅力を引き出すための活動が実施されていると思うが、実施内容が見えにくい。情報発信を強化する必要がある。</li> <li>・定住自立圏に取り組む市町村（東員町、菰野町）は、本来活用できない地域活性化起業人（以下、参考のとおり）を活用できるようになる。</li> <li>・積極的に当制度を活用することによって、地方圏へのひとの流れを創出し、企業で培われた人脈やノウハウを活かしながら、地域活性化の取組を効果的・効率的に展開することは、有効な方策と考えられる。</li> </ul> <p><u>(参考) 「地域活性化起業人制度（企業人派遣制度）推進要綱」</u> 制度の対象市町村 三大都市圏（三重県含む。）外又は条件不利地域若しくは定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村 ※条件不利地域＝山村振興法＝いなべ市／十社村、立田村（古田、篠立） ・地元住民ではなかなか気づけない地域資源。外部人材の活用により、外部の視点で魅力発掘を行っていただけることは有用である。</p>
まとめ (結論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活性化の取組を効果的・効率的に展開することは、定住・移住・交流の促進につながる。</li> <li>・活動内容の情報発信を強化する。</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動内容の情報発信の強化</li> <li>・まちづくりに関わる人材の確保</li> </ul>

## 上記のほか、結びつきやネットワークの強化に係る取組

施策名	19 デジタル技術の活用
意見のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>いなべ市と東員町については、旧員弁郡定住自立圏共生ビジョンで掲げてきた内容から基本的に変更はなく、校務支援システムや学校ICTにおいて連携を図っていく。</li> <li>デジタル技術の活用調査一覧を活用して新たな連携を探していく。</li> <li>電子図書館について3市町で連携できないか。</li> <li>現状、課題については次回提案する。</li> <li>デジタル技術の活用に関する調査票を活用し、相互利活用の可能性を模索する。</li> </ul>
まとめ (結論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル分野については幅が広く、それぞれの市町で進めている部分が多いため、連携の可能性があるものがあれば、その都度3市町で検討しながら進めていきたい。</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校ICT活用事業</li> <li>図書館利用促進事業</li> <li>他圏域の先進事例の確認による洗い出し等による検討</li> </ul>

参考

### 定住自立圏構想取組事例（デジタル関係）

**東胆振定住自立圏** （中心市：北海道苫小牧市） 近隣市町村 白老町,厚真町,安平町,むかわ町

#### 定住自立圏 概要



中心市宣言日	2014年7月16日
協定等締結日	2015年3月24日
現行ビジョン策定日	2020年4月1日
圏域人口 (中心市人口)	205,748人 (170,113人)
圏域面積 (中心市面積)	2,340.3km <sup>2</sup> (561.6km <sup>2</sup> )
中心市の昼夜間人口比率	1.000
近隣市町村数	4

令和2年国勢調査結果より

#### 取組内容

**事業名：自治体クラウドの導入および管理**

事業費 (千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
127,343	143,716	143,716	143,716	143,716	168,831

#### ●事業概要

中心市と近隣自治体において、共通システムである自治体クラウドを利用することで、情報セキュリティの厳重化及び費用の削減を行う。また、災害等の緊急時における業務継続性を向上させる。

#### ●取り組んだきっかけ

近隣自治体のシステム更新に伴い、中心市と1自治体で自治体クラウドを導入。今後は未導入自治体のシステム更新時期に合わせて、可能性を検討。

#### ●役割分担

近隣自治体は中心市に対して、必要な経費を負担。

#### ●開始時期

令和2年度から

#### ●KPI

共同する業務システム数  
現状値（令和2年）…33  
目標値（令和6年）…45

#### ●事業効果

自治体クラウド導入により、情報セキュリティの厳重化及び近隣自治体のシステム費用の削減が図られた。

6

### 定住自立圏構想取組事例（デジタル関係）

**有明圏域定住自立圏** （中心市：福岡県大牟田市）

近隣市町村 柳川市,みやま市,荒尾市,南関町,長洲町

#### 定住自立圏 概要



中心市宣言日	2009年8月28日
協定等締結日	2010年10月8日
現行ビジョン策定日	2021年3月31日
圏域人口 (中心市人口)	286,800人 (111,281人)
圏域面積 (中心市面積)	409.5km <sup>2</sup> (81.5km <sup>2</sup> )
中心市の昼夜間人口比率	1.051
近隣市町村数	5

令和2年国勢調査結果より

#### 取組内容

**事業名：圏域内の図書館の相互利用（ありあけ圏域電子図書館）**

事業費 (千円)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
152,006	71,809	62,870	62,870	62,870	62,870

#### ●事業概要

圏域内の図書館における相互利用を図り、圏域住民の教養の向上及び文化の発展に取り組むとともに、図書館資料の情報等の共有化を図り、圏域住民が利用しやすい図書館サービスの推進を図る。

#### ●KPI

圏域内相互利用者数  
現状値23,727人（平成30年度）  
⇒目標値25,000人（令和7年度）

#### ●取り組んだきっかけ

本圏域内には、14の図書館（分館、分室含む）と6つの図書コーナーが設置されており、平成24年4月からは、大牟田市・柳川市・みやま市、平成26年4月からは、大牟田市・荒尾市・南関町・長洲町の各図書館・図書コーナー間で図書サービスの相互利用を開始した。

#### ●事業効果

これまで実施してきた図書館の相互利用に加え、R4年5月からは大牟田市、柳川市、みやま市、長洲町の4市町が共同運営する電子図書館「ありあけ圏域電子図書館」のサービスを開始することで、圏域住民のさらなる利便性向上を図る。

7

## 定住自立圏構想取組事例（デジタル関係）

**新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏** （中心市：新潟県新発田市） 近隣市町村 胎内市、聖籠町

### 定住自立圏 概要



中心市宣言日	2015年9月25日
協定等締結日	2016年10月5日
現行ビジョン策定日	2022年3月31日
圏域人口 (中心市人口)	137,695人 (94,927人)
圏域面積 (中心市面積)	835.6km <sup>2</sup> (533.1km <sup>2</sup> )
中心市の昼夜間人口比率	0.969
近隣市町村数	2

令和2年国勢調査結果より

### 取組内容

#### 事業名：校務支援システム運営事業

事業費 (千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5,944	13,254	13,513	13,513	13,513	13,513

##### ●事業概要

圏域内で同一の校務支援システムを整備し、教職員の研修等の負担を軽減。将来的にはシステムの圏域内クラウド化を目指し、圏域内の児童・生徒の移動等に伴う多様な情報の共有や圏域内連携による事務効率化を図る。

##### ●開始時期

令和4年度から

##### ●取り組んだきっかけ

小・中学校教職員のデータ管理業務の事務負担を軽減し、児童・生徒と向き合う時間の確保、教育の質の向上を図るために、阿賀北地域で同一の校務支援システムの導入を検討。そこに聖籠町が加わり、定住自立圏での連携事業として取組を開始。

##### ●事業効果

連携市町内で教職員が異動しても同一の校務支援システムを使用することができ、業務の効率化が図られる。

##### ●役割分担

中心市が主体となって導入システムの選定・整備準備。導入後は、中心市と参加自治体が連携してシステムの維持管理及び圏域内クラウド化に向けた計画の検討を実施。

##### ●KPI

【校務時間（成績処理、出欠管理、通知表、指導要録作成等）の削減】  
現状値（令和3年度）：135分／日  
⇒目標値（R8年度）：95分／日

8

## 定住自立圏構想取組事例（デジタル関係）

**宇和島圏域定住自立圏** （中心市：愛媛県宇和島市） 近隣市町村 松野町、鬼北町、愛南町

### 定住自立圏 概要



中心市宣言日	2016年6月28日
協定等締結日	2017年3月30日
現行ビジョン策定日	2018年3月27日
圏域人口 (中心市人口)	103,766人 (70,809人)
圏域面積 (中心市面積)	1,047.5km <sup>2</sup> (468.2km <sup>2</sup> )
中心市の昼夜間人口比率	1.015
近隣市町村数	3

令和2年国勢調査結果より

### 取組内容

#### 事業名：医療情報連携通信事業

事業費 (千円)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
2,300 (R5見込)	2,300 (R6見込)	2,300 (R7見込)	2,300 (R8見込)	2,300 (R9見込)	2,300 (R9見込)

##### ●事業概要

南予地域医療連携ネットワークシステム（きさいやネット）への加入促進及び機能の充実を図り、圏域住民に切れ目のない医療体制を構築。  
利用者アンケートをもとに医療機関への訪問を行い、運用改善に向けた説明と勧誘を実施。

##### ●開始時期

平成27年度から

##### ●取り組んだきっかけ

少子高齢化などの多くの課題に直面しているなか、地域の基幹病院である市立宇和島病院では「地域完結型医療」への転換を促進するとともに、ICTを活用した医療情報共有と医療資源の効率的な運用を目指し、きさいやネットの運用を開始。

##### ●KPI

きさいやネット同意者数 3,300人/年

##### ●役割分担

中心市は連携事業にかかる費用を負担。中心市・関係町・関係機関等の連携の下、地域医療体制や機能の充実を図るとともに、地域内の医療機関へ参加の働きかけ等を行う。

##### ●事業効果

医療情報のネットワーク化により地域医療の質の向上及び圏域住民への効率的な医療の提供が可能となる。

9

# 大田原市 定住自立圏形成協定の概要

協定締結日：平成26年1月27日



県境型

中心市名	人口(人)	昼夜間人口比率	
大田原市	75,457	1.049	
近隣市町村名	人口(人)	近隣市町村名	人口(人)
那須塩原市	117,146	那須町	24,919
那珂川町	16,964	棚倉町	14,295
矢祭町	5,950	塙町	9,157
大子町	18,053	地域合計	281,941

## ○大田原市と近隣市町の間の定住自立圏形成協定の概要

※平成27年国勢調査

### (1) 生活機能の強化に係る政策分野

- (1)保健・医療
  - ①地域医療ネットワークの充実、②健康増進事業の推進
- (2)福祉
  - ①子育て支援の充実、②介護予防の充実
  - ③障がい者(児)社会参加の促進
- (3)教育
  - ①図書館の相互利用の促進、②各種イベント等の共催
  - ③小中学校の情報通信技術環境技術整備等の推進
- (4)産業振興
  - ①広域観光の推進、②特産品の販路拡大
- (5)環境
  - ①鳥獣害防止、②耕作放棄地の解消及び新規就農者支援
  - ③電気自動車等の導入促進
- (6)防災消防
  - ①防災、②消防
- (7)その他
  - ①相談業務の充実、②情報発信システム等の充実
  - ③生活排水処理の推進の連携、④一般廃棄物処理体制の確保

### (2) 絆つきやネットワークの強化に係る政策分野

- (1)地域公共交通
  - ①地域公共交通
- (2)交通インフラ整備
  - ①インフラ整備等に関する要望活動等
- (3)圏域内の交流促進
  - ①圏域内の交流促進
- (4)文化・芸術
  - ①文化・芸術等の連携

### (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- (1)人材育成
  - ①人材育成
- (2)外部からの人材確保
  - ①外部からの人材確保
- (3)コンピュータシステムの共同利用等
  - ①コンピュータシステムの共同利用等
- (4)地域人材の活用
  - ①地域人材の活用

※近隣市町村ごとに、協定内容が異なる場合あり。

56

# 彦根市 定住自立圏形成協定の概要

協定締結日：平成21年10月4日



## ○彦根市と近隣町との間の定住自立圏形成協定の概要

中心市名	人口(人)	昼夜間人口比率	
彦根市	113,679	1.008	
近隣市町村名	人口(人)	近隣市町村名	人口(人)
愛荘町	20,778	甲良町	7,039
豊郷町	7,422	多賀町	7,355
		地域合計	156,273

※平成27年国勢調査

### (1) 生活機能の強化に係る政策分野

- ア 医療
  - ・圏域内各医療機関の役割の明確化、機能分化、連携強化、ネットワーク化
- イ 福祉
  - ・障害者(児)福祉サービスの充実
  - ・次世代育成支援
- ウ 教育
  - ・拠点図書館の整備と図書館相互のネットワークの構築
  - ・学校給食センターの整備、運営
- エ 産業振興
  - ・圏域経済の活性化ならびに雇用の創出および確保
  - ・びわ湖・近江路観光圏構想の推進
  - などによる観光振興
  - ・スポーツを通じた地域活性化
- オ 環境
  - ・低炭素社会の構築および琵琶湖の水質保全
  - ・有害鳥獣対策の推進
- カ ゴミ処理
- キ 消防および救急搬送

### (2) 絆つきやネットワークの強化に係る政策分野

- ア 地域公共交通
  - ・圏域全体の総合的な公共交通ネットワークの構築
- イ (仮称) 湖東三山スマートインターチェンジの整備
  - ・(仮称) 湖東三山スマートインターチェンジを活用した地域振興
- ウ (仮称) 多賀スマートインターチェンジの整備
- エ バイクロジー自転車道の整備促進
  - ・バイクロジー自転車道の整備およびルート(マップ)の整備
- オ 地域の生産者・消費者等の連携による地産地消の推進
  - ・農産物の生産体制の整備および学校給食や直売所における地元農産物の安定的な利用拡大

### (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- ア 職員の人材育成
  - ・合同研修や研究等の実施による職員の資質および政策課題への対応力向上
- イ 職員等の交流
- ウ コンピュータシステムの共同利用・共同開発
- エ コンピュータシステムの共同利用・共同開発

※近隣市町村ごとに、協定内容が異なる場合あり。

84

## 圏域内市町の職員等の交流

施策名	20 行政職員の資質の向上
意見のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体職員におかれている現状は、人口減少、少子高齢化の視点から結婚出産・子育て、定住促進、雇用創出、地域活性化などの課題を持っている。</li> <li>・DXの推進や職員の働き方改革などにより、個々の職員に求められる役割が増しており、職の能力、意識向上をこれまで以上に図る必要があります。</li> <li>・社会情勢の変化に伴う新たな行政サービスや複雑多様化する住民ニーズに対応し、圏域の魅力ある地域づくりに向けて各種施策を打ち出すためには、職員の資質を向上させる必要があります。</li> <li>・職員同士の交流を通した多角的な視野を身に付けることで、対応能力を高める必要があります。</li> <li>・職員の人事交流を行うことで、職員の向上心を高めるなど、主体的に行動する職員の育成を図る必要があります。</li> <li>・県はコンプライアンス研修は職員全員に行っている。新規採用だけではなく管理職への対応は？ →コンプライアンス研修は、各市町で行う。合同で行う研修は、新規採用職員を対象にした、別の内容を検討していく。</li> <li>・「職員研修会参加者数」ではなく、「新規採用職員研修会参加者数」に変更してもよいのではないか。</li> </ul>
まとめ (結論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな行政サービスや複雑多様化する住民ニーズに対応するため、職員の資質向上が求められており、研修など3市町での連携を進めるべき。</li> <li>・連携する事業については、内容を見直す必要がある。</li> <li>・研修内容は新規職員に向けたものとするが、参加者は新規採用職員に限らないため指標名は「職員研修会参加者数」とする。</li> </ul>
実施すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同職員研修</li> </ul>

# 附属資料

- 1 定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱
- 2 定住自立圏共生ビジョン懇談会の会議に関する指針
- 3 定住自立圏の取組経緯
- 4 第4次定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

## 定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

平成22年3月31日  
告示第40号

### (設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱(平成20年総行応第89号)の規定に基づき、定住自立圏(以下「圏域」という。)において、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に関し、関係者の意見を広く反映させるため、定住自立圏共生ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

### (組織)

第2条 懇談会は、委員20名以内で組織する。

### (委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 圏域の形成に関する協定書に掲げた政策分野の関係者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とし、再任を妨げない。

- (1) 定住自立圏共生ビジョン策定年度 委嘱した日が属する年度を含む3か年度
- (2) 前号以外の年度 委嘱した日が属する年度を含む2か年度

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長及び副座長)

第5条 懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を行う。

### (会議)

第6条 懇談会の会議は座長が招集し、座長は、懇談会の議長となる。

### (意見の聴取等)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第8条 懇談会の庶務は、企画部政策課において処理する。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の調査審議の手続に関し、必要な事項は別に市長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第5条の規定にかかわらず、いなべ市長が招集する。

### 附 則(平成28年1月21日告示第6号)

この告示は、平成28年2月1日から施行する。

### 附 則(令和6年6月28日告示第104号)

この告示は、令和6年6月28日から施行する。

## 定住自立圏共生ビジョン懇談会の会議に関する指針

(令和6年7月31日決定)

### 1 趣旨

定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱（平成22年いなべ市告示第40号）第9条の規定に基づき、定住自立圏共生ビジョン懇談会の会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 会議開催の事前公表

会議を開催するときは、開催日のおおむね2週間前までに、開催日時及び開催場所（公開又は非公開の別を含む。）を、本市のホームページにより事前公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じたときは、この限りでない。

### 3 会議の公開基準

- (1) 会議は、原則として公開とする。
- (2) 懇談会座長（以下「座長」という。）は、会議の全部又は一部を非公開とすることが適当であると判断したときは、当該会議に諮り、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは座長の決するところによるものとする。

### 4 傍聴者の決定

- (1) 傍聴者の定員は10人以内とする。ただし、10人を超える傍聴が可能と座長が認めるときは、この限りではない。
- (2) 傍聴希望者数が定員（前号ただし書の規定により座長が定員を超えて傍聴を認めたときは、当該認めた人数）を超える場合は、先着順により傍聴者を決定する。
- (3) 会議を傍聴しようとする者は、会議を開催する会場の受付で、定住自立圏共生ビジョン懇談会会議傍聴希望申請書（様式第1号）により申請を行い、傍聴許可証（様式第2号）を受領し、会議の会場に入場するものとする。

### 5 傍聴することができない者

次に掲げる者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴者以外の者
- (2) 危険物を所持している者、酒気を帯びている者その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

### 6 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明してはならない。
- (2) 会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。
- (3) 会場内で飲酒、食事及び喫煙をしてはならない。
- (4) 会場内で写真撮影、録画及び録音をしてはならない。
- (5) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用してはならない。
- (6) 座長が会議資料を返却することが適当であると判断したときは、当該会議資料を事務局に返却し、持ち出してはならない。
- (7) 傍聴により知り得た発言、委員氏名等を、インターネット、広報誌等で公表してはならない。

### 7 秩序の維持

- (1) 座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局職員に指示させることができる。
- (2) 座長は、前号の指示に傍聴者が従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

### 8 会議資料

傍聴者には、懇談会と同じ会議資料を配布するものとする。

### 9 運営状況の報告及び公表

懇談会の運営状況の公表は、ホームページへの掲載により行うものとする。

#### 附 則

この指針は、令和6年7月31日から施行する。

## 定住自立圏の取組経緯

年月日	実施事項	内容
平成21年9月1日	いなべ市中心市宣言	近隣自治体と連携する取組等を記載した中心市宣言書を作成し、公表
平成22年3月	定住自立圏形成協定の締結に関する議案を議会へ提出	いなべ市議会及び東員町議会において全会一致で可決
平成22年4月9日	定住自立圏形成協定の締結	いなべ市、東員町
平成22年4月25日	第1回旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定住自立圏構想概要説明</li> <li>・旧員弁郡定住自立圏構想の取組状況について</li> <li>・共生ビジョン策定スケジュールについて</li> <li>・共生ビジョン素案について 「圏域の現状・課題及び目指すべき将来像」</li> </ul>
平成22年5月21日	第2回旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共生ビジョン素案について 「圏域の課題と可能性」「圏域の将来像」「具体的な取組事業」</li> </ul>
平成22年6月1日～14日	施策意見公募（パブリックコメント）実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された意見 0件</li> </ul>
平成22年6月25日	第3回旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共生ビジョン素案について（最終確認）</li> <li>・いなべ市長及び東員町長へ報告</li> </ul>
平成23年8月31日	平成23年度旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧員弁郡定住自立圏共生ビジョンの改訂</li> <li>・平成22年度の実績報告</li> </ul>
平成24年11月16日	平成24年度旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧員弁郡定住自立圏共生ビジョンの改訂</li> <li>・平成23年度の実績報告</li> <li>・若手企業人地域交流プログラム活動報告</li> </ul>
平成25年11月17日	平成25年度旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧員弁郡定住自立圏共生ビジョンの改訂</li> <li>・平成24年度の実績報告</li> <li>・若手企業人地域交流プログラム等の活動報告</li> <li>・第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョンについて</li> </ul>
平成26年4月24日	平成26年度 第1回旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次共生ビジョン策定スケジュールについて</li> <li>・第1次共生ビジョンの検証について</li> <li>・第1次共生ビジョンの検証結果報告</li> </ul>
平成26年5月19日	平成26年度 第2回旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧員弁郡定住自立圏域内の人口について</li> <li>・第1次共生ビジョン計画額に対する執行額について</li> </ul>
平成26年7月31日	平成26年度 第3回旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次共生ビジョン（素案）について</li> </ul>

年月日	実施事項	内 容
平成26年9月26日～10月27日	施策意見公募（パブリックコメント）実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出された意見 0件</li> </ul>
平成26年10月29日	平成26年度 第4回旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次共生ビジョン 市長、町長へ授与</li> <li>平成25年度の実績報告</li> </ul>
平成27年12月25日	平成27年度 第1回旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1次共生ビジョン総括</li> <li>第2次共生ビジョン改定（案）について</li> </ul>
平成28年11月14日	平成28年度 第1回旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度事業取組経過報告</li> <li>平成28年度追加施策について</li> <li>成果指標の設定について</li> </ul>
平成29年10月12日	平成29年度 第1回旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度事業取組経過報告</li> <li>共生ビジョン修正について</li> </ul>
平成30年11月14日	平成30年度 第1回旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度事業取組経過報告</li> <li>第3次共生ビジョンの策定について</li> </ul>
令和元年5月27日	令和元年度 第1回旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次共生ビジョンの事業評価について</li> <li>第3次共生ビジョンの策定について</li> </ul>
令和元年6月25日	令和元年度 第2回旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次 将来人口目標について</li> <li>第3次 分野別課題及び基本方針について</li> <li>第3次 連携事業についての意見交換</li> </ul>
令和元年7月22日	令和元年度 第1回旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次 共生ビジョンに掲載する連携施策、連携事業、成果指標（KPI）の策定等について</li> </ul>
令和元年8月23日	令和元年度 第3回旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次 連携事業報告</li> <li>第3次 連携事業についての意見交換</li> </ul>
令和元年9月26日	令和元年度 第4回旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次共生ビジョン（素案）について</li> </ul>
令和元年10月1日～10月31日	施策意見公募（パブリックコメント）実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出された意見 4件</li> </ul>
令和元年11月13日	令和元年度 第5回旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次共生ビジョン 市長、町長へ授与</li> <li>平成30年度の実績報告</li> </ul>

年月日	実施事項	内 容
令和2年10月23日	令和2年度 第1回旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン懇談会	・第2次共生ビジョン事業取組経過報告 ・第3次共生ビジョン改訂（案）について
令和3年10月14日	令和3年度 第1回旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン懇談会	・令和2年度事業取組経過報告 ・第3次共生ビジョン改訂（案）について
令和4年10月13日	令和4年度 第1回旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン懇談会	・令和3年度事業取組経過報告
令和5年10月12日	令和5年度 第1回旧員弁郡定住自立圏 共生ビジョン懇談会	・令和4年度事業取組経過報告
令和6年3月	地方自治法第96条第2項に 規定による議会の議決すべ き事件に関する条例の一部 改正案を議会へ提出	菰野町議会において全会一致で可決
令和6年6月	定住自立圏形成協定の締結 に関する議案を議会へ提出	いなべ市議会及び菰野町議会において全会一致 で可決
令和6年6月28日	定住自立圏形成協定の締結	いなべ市、菰野町
令和6年7月31日	令和6年度 第1回定住自立圏共生ビ ジョン懇談会	・定住自立圏共生ビジョン懇談会の会議に関す る指針（案）について ・定住自立圏構想概要説明 ・第4次共生ビジョン策定スケジュールについ て ・令和5年度取組経過報告について ・第3次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョンに対 する検証結果について ・第4次共生ビジョンの第1章～第4章につい て
令和6年8月21日	令和6年度 第2回いーとこ定住自立圏 共生ビジョン懇談会	・分科会の進め方について ・各施策における現状と課題の整理 ・各施策に連携する事業構成の整理
令和6年9月24日	令和6年度 第3回いーとこ定住自立圏 共生ビジョン懇談会	・分科会の進め方について ・各施策における成果指標の整理
令和6年9月	旧員弁郡定住自立圏形成協 定の変更に関する議案を議 会へ提出	いなべ市議会及び東員町議会において全会一致 で可決

年月日	実施事項	内 容
令和6年10月1日	旧員弁郡定住自立圏形成変更協定の締結	いなべ市、東員町
令和6年10月24日	令和6年度 第4回いーとこ定住自立圏 共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分科会の進め方について</li> <li>・各施策の完成</li> </ul>
令和6年11月1日～ 11月30日	政策意見公募（パブリック コメント）実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された意見 12件</li> </ul>
令和6年12月25日	令和6年度 第5回いーとこ定住自立圏 共生ビジョン懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの意見及び回答について</li> <li>・第4次共生ビジョンと今後の進め方について</li> <li>・第4次共生ビジョンに対する答申案について</li> </ul>
令和7年1月24日	第4次共生ビジョン（案） 答申	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問に対する答申の提出</li> </ul>

## 第4次定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

令和6年度

氏名	役職等	分野
岩崎 恭典 ◎	四日市大学 前学長	有識者
和氣 城太郎○	三重県桑名地域防災総合事務所地域調整防災室 副所長兼地域調整防災室長	行政
相田 直隆	いなべ総合病院 院長	医療
福本 美津子	社会福祉法人モモ 理事長	福祉
三宅 徹	社会福祉法人いづみ 地域生活支援センターふらっと センター長	福祉
黒田 寿美	NPO法人こどもぱれっと 副理事長	福祉
二之タ 博和	いなべ市教育総合研究所 所長	教育
野田 智文	株式会社デンソーダ安製作所総務人事厚生課 課長	産業振興
小葉松 賢治	一般社団法人JOIN TOIN 代表理事	産業振興 定住移住促進
小林 弘樹	ジャパンマテリアル株式会社総務人事部 部長	産業振興
岡 正光	一般社団法人グリーンクリエイティブいなべ 代表理事	産業振興 地産地消 定住移住促進
西田 太郎	一般社団法人菰野町観光協会 副会長	産業振興 地産地消
中川 康司	三重交通株式会社桑名営業所 所長	地域公共交通
末吉 利教	一般社団法人三重県タクシー協会 会長	地域公共交通

◎ 座長

○副座長

(敬称省略 順不同)

第4次



# いーとこ

定住自立圏共生ビジョン

いなべ とういん こもの

## 第4次 いーとこ定住自立圏共生ビジョン

発行日：令和7年1月24日

編 集：いなべ市 企画部 政策課

〒511-0498 三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

電話 0594-86-7741

東員町 政策課

〒511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600番地

電話 0594-86-2811

菰野町 企画情報課 政策推進室

〒510-1292 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地

電話 059-391-1105